平成２７年度経済産業省委託
石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業

# ガスシステム改革に対応した
# 技術調査研究に関する報告書

平成２８年２月

高圧ガス保安協会

目次

【本文】

1. 課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 実施概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 実施期間及び実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5. 実施体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
6. 検討内容及び検討結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
6.1 他法令等との保安規制の比較検討 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
6.1.1 他法令との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
6.1.2 整合化の可能性の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
6.2 液化石油ガス法及びガス事業法における保安規制の運用実態等調査・・・・19
6.2.1 事業者ヒアリング・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
6.2.2 現地視察による状況調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
6.3 性能規定化に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
6.3.1 性能規定化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
6.3.2 性能規定化の具体的な内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
7. まとめ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

【添付資料】

別紙 1：販売の方法、保安教育、業務主任者、保安業務等に関する比較検討結果
別紙 2：保安機関の認定等に関する比較検討結果
別紙 3：保安業務実施義務等に関する比較検討結果
別紙 4-1：供給設備の技術基準に関する比較検討結果
別紙 4-2：消費設備の技術基準に関する比較検討結果
別紙 5：充填事業に関する規制に関する比較検討結果
別紙 6：液化石油ガス設備工事に関する規制に関する比較検討結果

1. 課題

ガスシステム改革に対応した技術調査研究

2. 目的

ガスシステム改革等を踏まえ、ガスの保安レベルの維持・向上を前提とした、自主保安、需要家保安の観点を踏まえた望ましい保安規制のあり方について、産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会及び液化石油ガス小委員会にて検討が行われてきた。その検討の中で、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に基づく保安規制については、需要家保安に類似性があるガス事業法及び液化石油ガス法の保安規制に係る相違点（特に、技術的に同じ評価が可能なもの）は、可能な限り整合化することが重要であるとされたところである。

このため、本調査研究では、液化石油ガス法及び関係法令等の法規制全般を対象とし、ガス事業法を始めとする他法令等との保安規制に係る相違点の整理や、技術的な運用面等の比較検討の調査を行うことで、保安レベルの維持・向上を前提とした液化石油ガス法の保安規制の整合化を図る上での課題等を取り纏めることを目的とする。

## 3. 実施概要

液化石油ガス法に定める液化石油ガス販売事業については、消費者保安の観点からガス事業法における簡易ガス事業と類似性を有しているものの、保安確保に関する制度体系が根本的に異なることから、保安規制の面において様々な相違点が存在する。また、液化石油ガス法における液化石油ガスの供給設備、消費設備、バルク供給に使用する充填設備など、同一仕様の設備機器であっても、ガス事業法や高圧ガス保安法などの適用法令によっては、異なる規制となる例が少なからずある。

また、液化石油ガス法は、平成 12 年に省令補完基準として定めていた詳細基準を例示基準化する性能規定の措置が実施されている。しかし、一部の告示においては、今もなお仕様規定が存在しているため、今後の技術開発等が見込まれる分野について性能規定化の可能性について検討する。

このため、本調査研究においては、次の 3.1 から 3.4 までに掲げる事業を実施した。

### 3.1 他法令等との保安規制の比較検討

液化石油ガス法をベースにガス事業法及び高圧ガス保安法にそれぞれ定められた保安規制の比較検討を行った。具体的には、液化石油ガス法に定める供給設備の点検、消費設備の調査及び周知等に係る保安業務、バルク貯槽の設置基準、充填設備に関する基準、ガスメーターの技術基準などの保安規制について、ガス事業法や高圧ガス保安法に定める保安規制と比較を行い、類似性が高い規制内容の抽出･整理を行った。抽出・整理した内容については、各法規間における保安レベルの差異、技術基準の要件などを明確化した上で、それら規制等の趣旨や基準等の根拠等を勘案し、保安規制の整合化の可能性について論点整理を行い、整合化に伴って生じるおそれのある保安上の課題等を取り纏めた。

### 3.2 液化石油ガス法及びガス事業法における保安規制の運用実態等調査

液化石油ガス法の保安規制については、同法の下に、認定を受けた保安機関が実施しているところである。また、ガス事業法の保安規制については、同法の下に、ガス事業者が実施しているところである。

この液化石油ガス法及びガス事業法における保安規制の運用実態、とりわけ、他法令との整合化を図ることが望ましいとされている事項に関する意見等について、関係者からのヒアリング調査及び保安業務実施における現場視察による状況調査により実施した。また、併せて、供給設備点検（内管などのガス工作物の検査）や消費設備調査（消費機器調査）等において各事業者が蓄積した保安面における技術データ等の収集を行った。

これらのデータ等を分析･評価することで､保安規制の整合化における安全性の確保等の検証を実施した。

### 3.3 性能規定化

液化石油ガス法では、技術基準に関する多くの規定が性能規定化されている。しかし、貯槽に設ける安全弁やガスメーター等に関する規定は、告示において詳細な基準が規定される仕様規定となっている｡それらの仕様規定の内容について、民間基準の整備状況、他法令の性能規定化状況や性能規定化のレベルの差異を調査するとともに、仕様規定されている機器の製造事業者又は液化石油ガス販売事業者へのヒアリング結果をもとに、性能規定化の可能性について検討を行った。

### 3.4 技術資料等の作成

前記 3.1 から 3.3 に掲げる保安規制の比較検討及び現行保安規制の運用実態調査等の結果を踏まえ、安全性の確保を前提として液化石油ガス法とガス事業法等との保安規制の整合化及び性能規定化の可能性や課題等（技術的検証事項、整合化又は性能規定化を図る上で必要となる制限事項など）を取り纏めた技術資料等を作成した。

## 4. 実施期間及び実施計画

平成27年度 石油ガス供給事業安全管理技術開発等事業（ガスシステム改革に対応した技術調査研究）

調査研究事業実施スケジュール（年間計画）

| 作業項目 | | | 作業内容 | 平成27年 | | | | | | | | | 平成28年 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大分類 | 中分類 | 小分類 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
| 1. 調査研究の管理・内外調整 | — | — | ① 事業進捗状況の確認<br>② 内容のチェック<br>③ 内外調整 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 2. 調査研究の実施 | (1) 他法令等との保安規制の比較検討 | | ① 参考資料の収集<br>② 比較検討<br>③ 類似性の高い基準の抽出・整理<br>④ 基準の根拠等の調査<br>⑤ 事故事例調査<br>⑥ 論点整理 | | | ① | | | | | | ②<br>③<br>④<br>⑤<br>⑥ | | |
| | (2) 液化石油ガス法及びガス事業法における保安規制の運用実態調査 | 1) 準備調査 | ① ヒアリング調査内容の検討・作成<br>② 状況調査内容の検討・作成<br>③ 調査先の選定 | | | | | ①<br>②<br>③ | | | | | | |
| | | 2) ヒアリング調査 | ① ヒアリング調査の実施<br>② 課題等の抽出・整理 | | | | | | | | | ①<br>② | | |
| | | 3) 状況調査 | ① 状況調査の実施<br>② 課題等の抽出・整理 | | | | | | | | | ①<br>② | | |
| | | 4) データ等収集・分析 | ① 保安業務関連技術データ等の収集<br>② データ等の分析・評価 | | | | | ① | | | ② | | | |
| | (3) 技術資料等の作成 | | ① 技術資料の作成方針の検討<br>② 技術資料の作成<br>③ まとめ | | | | ① | | ② | | | | ③ | |
| 3. 事業報告書の作成 | — | — | | | | | | | | | | | | |

## 5. 実施体制

### 5.1 主な担当者（高圧ガス保安協会 液化石油ガス部）

北出　昭二
松尾　武志
高橋　智
長﨑　眞理子
狩野　仁
野口　佳孝
原　　知輝

## 6. 検討内容及び検討結果

### 6.1 他法令等との保安規制の比較検討

液化石油ガス法と他法令等との保安規制の比較検討を体系的に整理するため、液化石油ガス法の規定内容を次に掲げる（１）から（４）のカテゴリーに分類した。

（１） 液化石油ガスの販売に関する規制

（２） 保安機関に関する規制

（３） 充塡設備に関する規制

（４） 液化石油ガス設備工事に関する規制

上記の各カテゴリーに対して、ガス事業法及び高圧ガス保安法に定める保安規制との比較を行った。なお、下図における四角点線囲みは、比較の対象とした主な項目である。

6.1.1 では、液化石油ガス法をベースに各種の保安規制について、省令レベルで比較を行い、必要に応じて例示基準のレベルで比較を行った。比較検討の結果、類似性が高く、かつ、整合化の可能性が検討できる項目を抽出した。

6.1.2 においては、6.1.1 で抽出した項目について、各法規間における保安レベルの差異や技術基準の要件等から、保安規制等の趣旨や基準等の根拠等を勘案し、整合化についての論点整理を行った。

（１） 液化石油ガスの販売に関する規制

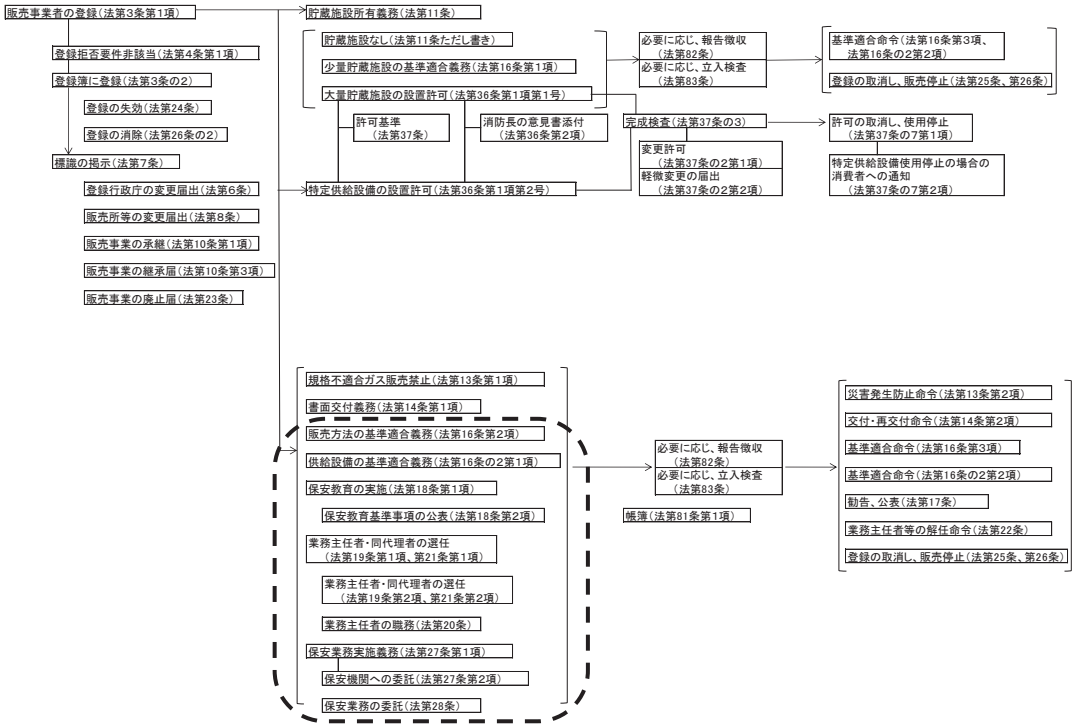

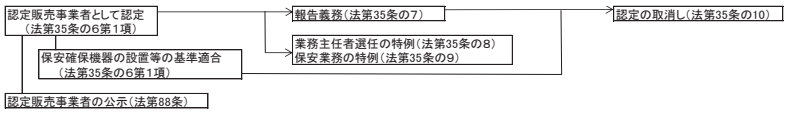


（２） 保安機関に関する規制

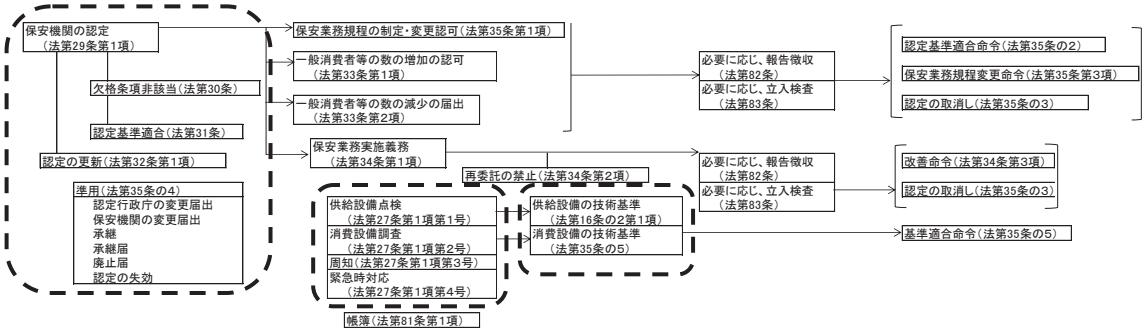


（３） 充塡設備に関する規制

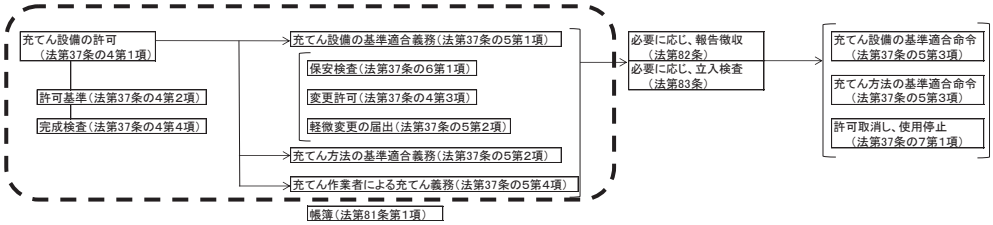


（４） 液化石油ガス設備工事に関する規制

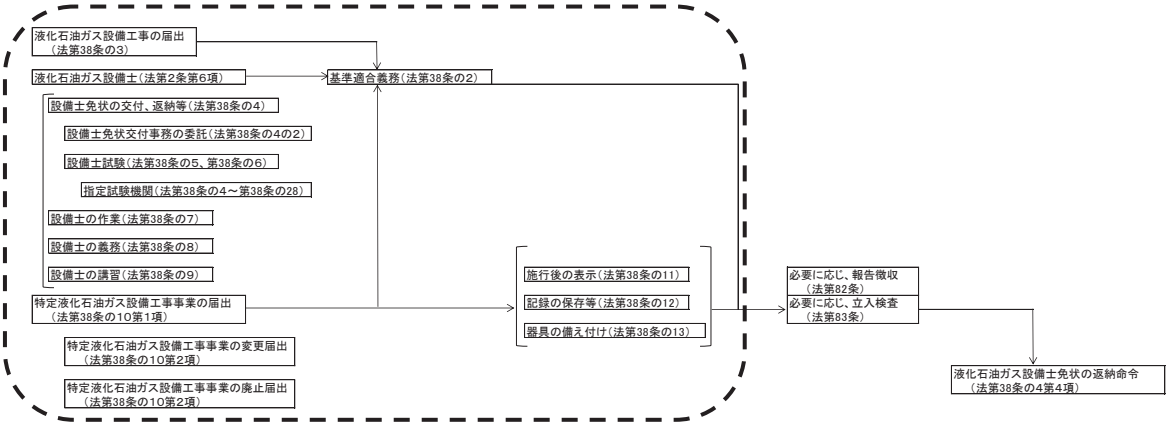


### 6.1.1 他法令との比較

6.1 で示した（１）から（４）の項目について、ガス事業法及び高圧ガス保安法との比較を行い、比較した結果を整合化の可能性を検討するものとそうでないものに以下のとおり分類した。なお、整合化の可能性を検討しない規制について

は、類似性が低い規制だけでなく、既に規制内容が整合されているものを含むこととした。

・整合化の可能性を検討する規制　　：分類Ⅰ
・整合化の可能性を検討しない規制　：分類Ⅱ

（１）液化石油ガスの販売に関する規制

① 販売の方法、保安教育、業務主任者、保安業務等

ガス事業法との比較検討の結果を別紙１にまとめた。

（２）保安機関に関する規制

① 保安機関の認定等

ガス事業法との比較検討の結果を別紙２にまとめた。

② 保安業務実施義務等

ガス事業法との比較検討の結果を別紙３にまとめた。

③ 供給設備及び消費設備の技術基準

ガス事業法との比較検討の結果を、供給設備の技術基準を別紙４－１に、消費設備の技術上の基準を別紙４－２にまとめた。

（３）充塡設備に関する規制

高圧ガス保安法との比較検討の結果を別紙５にまとめた。

（４）液化石油ガス設備工事に関する規制

ガス事業法との比較検討の結果を別紙６にまとめた。

6.1.2 整合化の検討

6.1.1 で比較検討した結果、分類Ⅰとした規制について、各法規間の差異を明確にするとともに、その差異が生じている原因や背景等を調査し、整合化の可能性を検討した。

（１）液化石油ガスの販売に関する規制

液化石油ガス法に定める販売に関する規制として販売の方法、保安教育、業務主任者及び保安業務等について、ガス事業法（主に簡易ガス事業を想定した。）との規制内容の比較を行った結果、業務主任者の制度に関してガス事業法の規制内容と類似性を有し、かつ、規制内容に差異が生じていることを確認した。そこで、次の①において整合化の可能性についてさらに詳細な検討を行った。

① 販売に関する保安責任者の制度

販売に関する保安責任者として、液化石油ガス法では業務主任者の選任等が規定されており、ガス事業法では類似する保安の責任者としてガス主任技術者に関する規定が設けられている。また、高圧ガス保安法では、販売主任者の選任が規定されている。ここではこれらを併せて比較することとした。

それぞれの規定内容を下表にまとめる。

| 項　目 | 液化石油ガス法 | ガス事業法（簡易ガス） | 高圧ガス保安法 |
|---|---|---|---|
| 選　任 | （規則第 22 条第１項）<br>一般消費者等の数に応じた業務主任者の選任 | （規則第 91 条）<br>一の供給地点群に係る特定製造所ごとに選任する。告示の範囲においてガス主任技術者を兼ねさせることができる。 | （法第 28 条、液石則第 70 条）<br>販売所ごとに販売主任者を選任する。 |
| 条　件 | （規則第 22 条第３項、４項）<br>第二種販売主任者免状の交付を受けている者であって、販売に関する６月以上の経験を有する者 | （規則第 91 条）<br>甲種、乙種又は丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者 | （液石則第 70 条）<br>甲種化学責任者免状等若しくは第二種販売主任者免状の交付を受けている者であって、６月以上の販売に関する経験を有する者 |
| 選解任届 | （規則第 22 条第５項）<br>業務主任者又は同代理者を選任又は解任した場合は、行政庁に届出 | （規則第 92 条）<br>選任又は解任したときは、経済産業大臣に届出 | （法第 28 条第３項、液石則第 72 条）<br>販売主任者を選任又は解任したときは、都道府県知事に届出 |
| 講　習 | （規則第 23 条）<br>講習及び再講習の受講義務 | 講習及び再講習に関する規定なし。 | 講習及び再講習に関する規定なし。 |
| 職　務 | （規則第 24 条）<br>業務主任者の職務 | （規則第 89 条）<br>保安規程において、ガス主任技術者の職務を規定 | （法第 32 条）<br>高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理する。 |
| 代理者 | （規則第 25 条）<br>業務主任者の代理者 | （規則第 89 条）<br>保安規程において、職務を代行する者に関することを規定 | 代理者に関する規定なし。 |

比較検討の結果、各法規間において制度の内容に違いは存在するものの、保安上支障なく運用されていることから、業務主任者に関する事項については、整合の必要はないこととした。

（２）保安機関に関する規制

① 保安機関の認定等

液化石油ガス法では、一般消費者等に対する保安業務は、販売事業者から委託を受けた保安機関が実施することとなっており、保安機関は保安業務を実施する際は、予め行政庁の認定を受けることが求められている。一方、ガス事業法では、需要家に対する保安業務として周知や消費機器の調査が求められているが、その実施機関や体制に関する詳細は規定されていない。しかしながら、ガス事業者自ら保安業務に関する自主規定や体制を構築しており、保安業務の実施に支障は生じていない。このようなことから、整合化の対象としないこととする。

② 保安業務実施義務等

液化石油ガス法に定められる供給設備の点検、消費設備の調査、周知及び緊急時対応に関して、類似するガス事業法の規定内容との比較を行った。なお、供給設備の比較においては、事業形態の観点から、ガス事業法に定める簡易ガス事業で用いられる特定ガス発生設備との比較を行った。その結果、供給設備の点検（漏えい試験）と漏えい検査の実施頻度、消費設備の調査と消費機器調査に関する調査項目や頻度等、その他周知の頻度等について差異が確認された。ここでは、次の１）から５）に掲げる項目について整合化の可能性についてさらに検討を行い、課題等をとりまとめた。

１）供給設備の点検の頻度と漏えい検査の頻度

a) 制度の概要

ガス事業法では、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（以下「技省令」という。）第 51 条において、省令で定められた導管について原則「埋設の日以後 40 月に１回以上」の頻度で漏えい検査を実施することが義務付けられている。

また、液化石油ガス法においても、供給設備の供給管等の漏えい試験を原則「４年に１回以上」の頻度で実施することが規定されている。

b) 方向性

ガスの供給に使用される導管と液化石油ガス法で使用される供給管の仕様や供給されるガスの圧力等の使用条件は、実質的に同じである。そのため、液化石油ガス法で定める「４年に１回以上」の頻度であっても、保安上の支障が生じていないことから、ガス事業法においても「40 月に１回以上」を「４年に１回以上」に整合してはどうか。

２）消費設備の調査の頻度と消費機器調査の頻度

a) 制度の概要

ガス事業法規則第 107 条第１項第１号では、消費機器の調査の頻度について「40 月に１回以上」としている。

一方、液化石油ガス法では、供給設備の点検の頻度と同様に「４年に１回以上」と規定されている。

b) 方向性

ガス事業法及び液化石油ガス法で使用されている末端ガス栓から燃焼器までの範囲での機器については、ガスの種類の違いは存在するものの、大きな差異は存在しておらず、液化石油ガス法で定める「４年に１回以上」の頻度であっても、保安上の支障が生じていないことから、ガス事業法においても「40 月に１回以上」を「４年に１回以上」に整合してはどうか。

また、調査の実施に関して、ガス事業法では、調査の頻度を「40 月に１回以上」としているため実質的に３年単位で前倒しせずに行うことが可能となっている。そのため、頻度を整合する場合においては、調査の「満期日」が前倒しとならない措置を講じてはどうか。

３）消費設備の調査と消費機器調査に係る再調査方法

a) 制度の概要

液化石油ガス法においては、一般消費者等が所有し、又は占有する消費設備を調査し、調査の結果、技術上の基準に適合していないと認められた場合は、その所有者又は占有者である一般消費者等に対し、「技術基準に適合するようにするためにとるべき措置」、「その措置をとらなかった場合に生ずべき結果」を通知し、通知の日から一定期間経過した後に、再調査を行うこととしている。

また、ガス事業法においても、消費機器の調査を定期的に実施し、当該消費機器が技術基準に適合していない場合には、同様にその所有者又は占有者に対して通知を行い、一定期間経過後に再調査を行うこととしている。

この再調査の期間に関し、液化石油ガス法では、通知の日から１月を経過し６月を経過しない期間に再調査を実施し、消費設備が技術基準に適合することを確認するまで何度も再調査を実施することを求めている。

他方、ガス事業法は、通知の日から１月を経過した日以後５月以内に再調査を行うことを求めているが、一度通知を行った内容に関しては、毎年度１回以上通知を行えばよく、再々調査を行うことまでは求めていないことから、液化石油ガス法と差異が生じている。

b) 方向性

液化石油ガス法施行規則第 37 条第２号を改正し、ガス事業法施行規則第 107 条第２号イ及びロの規定内容を盛り込むことで、液化石油ガス法においてもガス事業法と同様の運用とし、液化石油ガス法とガス事業法を整合化することとしてはどうか。

４）調査等における需要家不在時の対応及び不在時対応に関する保安機関の報告内容

a) 制度の概要

ガス事業法における消費機器調査では、ガス事業者は、需要家不在により調査を行うことができなかった場合、再度調査を行うこととしている。調査のために３回以上訪問したが、不在により実施できなかった場合には、「不在需要家」としてその数を調査結果年報に記載して報告し、需要家による「調査拒否」と同様の取り扱いをすることとしている。他

方、液化石油ガス法における消費設備調査等では、一般消費者等の不在時における販売事業者（保安機関）の対応について、何ら規定していない。そのため、販売事業者（保安機関）は調査が可能となるまで訪問し続けなければならない実態があり、調査対象及び調査内容等が実質的に同一であるにもかかわらず、両規制で差異が存在している。

b) 方向性

ガス事業法において、需要家不在時の処理により保安上の問題が生じていないと考えられる。そのため、液化石油ガス法における調査等についても、調査等のために３回以上訪問したが不在により実施できなかった場合には、「不在一般消費者等」としてその数を保安業務実施報告に記載させることとし、ガス事業法と同等に、一般消費者等による「調査拒否」として取り扱うこととしてはどうか。 また、訪問に当たっては、液化石油ガス販売事業者（保安機関）に対し、不在時の訪問を極力避けるように訪問日、訪問時間帯の工夫を求めるとともに、訪問した際の記録を残すように周知してはどうか。また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（20140901 商局第３号　平成 26 年 10 月 22 日）における「保安業務実施状況報告」の様式を改正し、「調査を拒否した一般消費者等の数」や「不在一般消費者等の数」に関する記入欄を設けることで、液化石油ガス法とガス事業法を整合化することとしてはどうか。 なお、消費設備調査は、一般消費者等に連絡を取り在宅時をあらかじめ確認しておくことや、調査日時を休日など一般消費者等に都合が良いよう工夫して設定すること、再訪問は前回と別曜日に行うことなど、不在一般消費者等の数を減らしていく手法による調査が重要となる。

５）周知の頻度

a) 制度の概要

ガス事業法第 40 条の２において、ガス事業者は、ガスの使用者に対してガスの使用に伴う危険の発生の防止に関する事項を周知する義務が課せられており、実施する頻度が安全装置を備えた機器については「３年度ごとに１回以上」としている。

また、液化石油ガス法第 27 条においては、液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等に対して同様の事項を周知することが求められているが、その頻度は、安全装置を備えた機器について「２年に１回以上」としている。

b) 方向性

液化石油ガス法では、調査及び点検を行う４年間の半期、すなわち２年毎に周知を実施させることで、保安の確保に万全を期すこととしてい

る。そのため、ガス事業法においても漏えい検査及び消費機器の調査の頻度を「４年に１回以上」と整合する場合は、周知の頻度についても「２年に１回以上」に整合してはどうか。

また、周知の実施に関して、調査と同様に頻度を整合する場合においては、周知の「満期日」が前倒しとならない措置を講じてはどうか。

③ 供給設備及び消費設備の技術基準

供給設備及び消費設備の技術上の基準についてガス事業法に定める規制内容と比較検討を行った。その結果、供給設備及び消費設備ともに概ね基準が一致しているものの、供給設備に関しては貯蔵設備（特定ガス工作物）から学校、病院等の「保安物件」に対する確保する距離、消費設備については天井裏や床裏の排気筒に関する基準等について差異が確認された。ここでは、次の１）から４）に掲げる項目について整合化の可能性についてさらに検討を行い、課題等をとりまとめた。

１）-a 貯蔵設備と保安物件からの距離とガス工作物と保安物件からの距離

a) 制度の概要

ガス事業法及び液化石油ガス法では、ともにそれぞれガス工作物及び供給設備に関し、その外面から保安物件に対し、距離を確保することを求めている。一方で、具体的な離隔距離について、ガス事業法と液化石油ガス法では、以下の点に相違が生じている。

・貯蔵能力が 1,000ｋｇ未満の容器及び貯槽に関して、液化石油ガス法では（ｉ）第１種保安物件に対して、容器及びバルク容器にあっては「０ｍ」、バルク貯槽にあっては「1.5ｍ」、（ii）第２種保安物件に対して、容器及びバルク容器にあっては「０ｍ」、バルク貯槽にあっては「１ｍ」であるのに対して、ガス事業法の簡易ガス事業者にあっては、（ｉ）第１種保安物件にあっては「16.97ｍ」、（ii）第２種保安物件にあっては「11.31ｍ」としている。

・貯蔵能力が 1,000ｋｇ以上 3,000ｋｇ未満のバルク貯槽に関して、液化石油ガス法では第１種保安物件及び第２種保安物件に対して「７ｍ」であるのに対して、ガス事業法の簡易ガス事業者では第１種保安物件に対して「16.97ｍ」、第２種保安物件にあっては「11.31ｍ」としている。

・バルク貯槽以外の貯槽に関して離隔距離は、基本的にはガス事業法と液化石油ガス法で整合されているものの、障壁及び水噴霧装置を設けた場合の離隔距離の短縮内容については、液化石油ガス法の方がより短い距離を可能としている。

なお、貯蔵能力が 3,000ｋｇ未満のバルク貯槽に関する液化石油ガス法の

保安距離は、各種実証実験等を行い、バルク貯槽の周辺で火災など異常事象が生じた場合であっても、十分に周囲の保安物件に対して被害をもたらすことのないよう、安全性を十分に検証した結果を反映したものとしている。

b) 方向性

10,000ｋｇ未満の容器及び貯槽は、液化石油ガス法の規制において十分検討したもの（特にバルク貯槽については、過去の実証試験等によって詳細に確認し、安全性を十分に検証した結果を反映したもの）としており、液化石油ガス法の保安距離を適用することで、簡易ガス事業に適応しても保安を維持できると考えられる。

そこで、特定ガス発生設備に係る容器及び貯槽に関して、（ｉ）1,000ｋｇ未満の容器及び貯槽に関して、液化石油ガス法と同等の離隔距離とする、（ii）1,000ｋｇ以上 3,000ｋｇ未満のバルク貯槽に関して、液化石油ガス法と同等の離隔距離とする、（iii）バルク貯槽以外の貯槽に関して、障壁・水噴霧装置を設けた場合において、液化石油ガス法と同等の短縮内容とすることとしてはどうか。

1）-b 貯蔵設備と保安物件からの距離とガス工作物と保安物件からの距離

a) 制度の概要

液化石油ガス法においては、貯蔵設備の外面から保安物件（学校、病院等）に対し、距離を有することを求めている（液化石油ガス法施行規則第 18 条第２号イ他）。

当該距離の具体的な数値に関しては、貯蔵設備の種類及び貯蔵能力に応じて規定しているが、貯蔵能力 10,000kg 以上バルク貯槽については、特段の距離は規定していないことから、液化石油ガス法の他の容器・貯槽と整合していない状態となっている。

なお、ガス事業法においても、ガス工作物に関し、同様に保安物件との距離規制が設けられているが、貯蔵能力が 10,000kg 以上のバルク貯槽についても距離を規定している。

b) 方向性

現在、液化石油ガス法に係る貯蔵能力が 10,000kg 以上のバルク貯槽を用いて液化石油ガスを供給する事例は確認されていないが、今後貯蔵能力が 10,000kg 以上のバルク貯槽が貯蔵設備として使用される場合には保安物件との距離が無規制となり保安上適当でないことから、液化石油ガス法施行規則を改正し、10,000kg 以上のバルク貯槽に関して、保安物件との距離を設けることとしてはどうか。

2）対象物を有効に保護する措置

a) 制度の概要

ガス事業法では、ガス工作物に関し、その外面から保安物件（学校、病院等）に対し、距離を確保することを求めている（技省令第６条第２項）。また、当該距離の短縮要件として、「厚さ 12 センチメートル以上、高さ 1.8 メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁」を定めている（ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示第４条）。

同様に、液化石油ガス法においても、供給設備等から保安物件に対し距離を確保することを定めるとともに、当該距離の短縮要件として「厚さ 12 センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する障壁」の措置を定めている（液化石油ガス法施行規則第 14 条第３号等）。

さらに、液化石油ガス法においては、当該障壁の構造の具体的な内容について、例示基準として、「対象物を有効に保護できるものであること」を規定し、解釈を明確化している。他方、ガス事業法においては、ガス工作物技術基準の解釈例（以下「解釈例」という。）において規定がなく、当該障壁の構造の具体的な内容について明確化していない。

b) 方向性

保安物件に対する離隔距離を確保する目的は、ガス工作物が爆発等により保安物件に与える影響を及ぼさないようにするためである。そのため、ガス事業法においても、液化石油ガス法と同様に、当該距離を確保できない場合に設ける障壁に対し、「保安物件を有効に保護」する役割を求めることが、保安上必要であると考えられる。

このことから、ガス事業法における障壁についても、解釈例において「対象物を有効に保護できるものであること」を明確化し、液化石油ガス法と整合化することとしてはどうか。

なお、現在液化石油ガス法については、「対象物を有効に保護できる障壁」の具体的基準として、「液化石油ガス法Ｑ＆Ａ集」において「斜角規制」を示している。そこで、ガス事業法においても、液化石油ガス法と整合的な運用としてはどうか。

ただし、現行の特定製造所においては、「対象物を有効に保護できる障壁」を求める解釈を明確化していないことから、こうした斜角を設けていない場合が多い。仮に、既存設備にまで改修を求めた場合には、容器庫の建替えや需要家へのガス供給の停止など、事業継続性に支障が生じるおそれがある。そのため、現在のガス事業者において、特段の事故が生じていない実態を鑑み、既存設備までは対象とはせず、今後新設する

設備に関して適用することとしてはどうか。

３）供給管の表示

a) 制度の概要

液化石油ガス法では、供給設備の技術上の基準に「供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること」が規定されている（液化石油ガス法施行規則第 18 条第 14 号）。一方、ガス事業法では、当該標識の設置が求められていない。

改正ガス事業法が施行された後は、一地域に複数のガス小売事業者が導管を敷設する可能性がある。この場合、他工事事業者が工事を行う際に導管を敷設したガス小売事業者へ事前に通知を行うため、又は他工事業者による導管の損傷によるガス漏えい事故やガス漏えいに伴う交通の困難等が発生した場合に、直ちに当該導管をガスの供給に使用しているガス小売事業者へその旨を連絡する措置が必要であると考える。このことから、液化石油ガス法と同等の対応がガス事業法においても必要である。

b) 方向性

ガス事業法において、ガス小売事業者がガスの供給に使用する導管に対し危険標識の設置を義務付けることとしてはどうか。（ただし、既に敷設されている導管は対象とせず、今後新たに敷設する導管を対象とする。）

４）消費設備の技術上の基準と消費機器の技術上の基準（天井裏等の排気筒に関するただし書き）

a) 制度の概要

液化石油ガス法とガス事業法では、それぞれ消費設備・消費機器の技術基準として、ともに燃焼器及びその給排気部に関する技術基準を定めている。

当該技術基準は概ね整合しているものの、下表のとおり、一部の基準において差異が生じている。

| 液化石油ガス法施行規則 | ガス事業法施行規則 |
|---|---|
| 第 44 条第１号タ（１）（viii）<br>第 44 条第１号ネ（９）<br>排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料でおおわれていること。 | 第 108 条第２号イ（８）<br>第 108 条第６号リ<br>排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。<u>ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、こ</u> |

| | |
|---|---|
| | の限りでない(※)。 |

（※） ガス事業法施行規則のただし書きは、平成 12 年６月の建築基準法の改正において、建築基準法施行令第 115 条第１項第三号の適用除外項目として建設省告示第 1404 号第３第二号に「廃ガス等が、火粉を含まず、かつ廃ガス等の温度が 100 度以下であること」と定められたことに伴い、平成 12 年 10 月の改正により追記した。なお、当該改正以前は、液化石油ガス法と同様の表現であった。

b) 方向性

ガス事業法施行規則第 108 条に定める「燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。」の内容を、液化石油ガス法施行規則第 44 条第１号タ（１）（ⅷ）及び同号ネ（９）に規定し、液化石油ガス法とガス事業法を整合化することとしてはどうか。

（３）充塡設備に関する規制

液化石油ガス法に定める充塡設備と高圧ガス保安法に定める移動式製造設備について、技術上の基準は高圧ガス保安法において液化石油ガス法に規定された基準が引用されているため、ここでは主に行政への手続き事項に関して比較を行った。その結果、充塡事業を開始するため必要な許可等に関しては差異があるものの、そもそもの法体系が異なることから整合化の検討は不要であるとした。一方で、軽微な変更の工事の内容に関する差異については、次の①において、整合化の可能性についてさらに検討を行い、課題等をとりまとめた。

① 充てん設備と移動式製造設備との軽微な変更の工事の内容（軽微な変更の工事の内容）

１）制度の概要

液化石油ガスをバルク貯槽に充塡するための設備は、液化石油ガス法における供給設備に充塡する場合は、液化石油ガス法に定める「充塡設備」の許可が必要であり、工業用設備に充塡する場合は、高圧ガス保安法に定める「移動式製造設備」の許可が必要となる。そのため、１台の車両で液化石油ガス法と高圧ガス保安法それぞれのバルク貯槽に充塡しようとする場合は、両法の許可を受けることとなる。

「充塡設備」、「移動式製造設備」に関して、その構造や設備を変更しようとするときは都道府県知事の変更許可を受け、又は軽微な変更である場合には都道府県知事に対する届出を行うことを求めている（液化石油ガス法第 37 条の２、高圧ガス保安法第 14 条）。

しかしながら、「軽微な変更」の内容に関して、液化石油ガス法と高圧ガ

ス保安法では相違が存在しており、高圧ガス保安法では届出であるにもかかわらず、液化石油ガス法では変更許可を受けなければならない場合が存在する。

具体的には、高圧ホースや金属フレキ管などに関して、高圧ガス保安協会等が検査を実施したものに取り替えた場合に、それが処理能力の変更を伴わない場合には、高圧ガス保安法では「軽微な変更」として届出対象となるが、液化石油ガス法では変更許可を受ける必要がある。

２）方向性

液化石油ガス法施行規則を改正し、高圧ガス保安法における「移動式製造設備」と同様に、「処理能力の変更を伴わない取替え」を軽微な変更として届出対象とするとし、高圧ガス保安法と液化石油ガス法を整合化してはどうか。

（４）液化石油ガス設備工事に関する規制

液化石油ガス法では、液化石油ガスの設置段階における十分な保安の確保や設備の大型化等による事故を防止するため、液化石油ガス設備工事の制度が設けられ、設備工事の届出や有資格者による設備工事実施等が定められている。

一方、ガス事業法においてはガス工作物や導管の設置に関し、類似する規制は存在しないものの、保安規程及びその附属基準等において、設置工事に関する体制等を定め、安全に工事を実施するための保安管理体制を構築している。このことから、液化石油ガス設備工事に関しては、整合化の検討は実施しないこととした。

## 6.2 液化石油ガス法及びガス事業法における保安規制の運用実態等調査

### 6.2.1 事業者ヒアリング

（１）ヒアリングの目的

液化石油ガス法及びガス事業法の両法に係る事業を行っている事業者に対し、6.1 で検討した結果、規制を整合化することが望ましいとした事項について、整合化した場合の懸念事項等運用面での課題の確認を行った。

（２）ヒアリング先

ヒアリング先として、以下の５事業所を選定した。

| No. | 調査先 | 地　域 | 実施日 |
|---|---|---|---|
| 1 | A 社 | 北海道 | 平成 27 年 12 月 1 日(火) |
| 2 | B 社 | 鹿児島県 | 平成 27 年 12 月 3 日(木) |
| 3 | C 社 | 鳥取県 | 平成 27 年 12 月 7 日(月) |
| 4 | D 社 | 青森県 | 平成 27 年 12 月 9 日(水) |
| 5 | E 社 | 福岡県 | 平成 28 年 2 月 10 日(水) |

（３）ヒアリング内容及び結果

① 消費設備の調査に係る再調査方法

・整合することは良いことであると考える。
・再調査の条文の表現を併せることは良いことと考える。
・運用を整合することについて、賛成である。

② 供給設備点検・消費設備調査における裕度期間の設定

・現状は、消費者の不在、再調査などを考慮し、点検・調査の期限日より前倒しで実施しているため、点検・調査実施毎に基準日が前倒しになっており、裕度の設定については、賛成である。
・調査周期を３年で実施した場合、裕度の恩恵を受けることができない。
・裕度の設定は、点検員の負担を平準化することができ、点検の予定が組みやすくなるため事業者としては助かる。
・現状は３年数か月の頻度で調査を実施しているので、裕度が設定されることは有難い。

③ 消費設備の技術上の基準

・ガス事業法で実績があるので、整合して問題ないと考える。
・問題ないと考える。
・対象となる屋内に排気筒を有する燃焼器がないため、影響はないと思われる。整合することには異論はない。
・整合することについて、問題ないと考える。天井裏等への排気筒の施工を行わないようにしている。

④ バルク貯槽と保安物件との距離

・問題ないと考える。

・今まで運用の実績がないので、影響はないと考える。

・対象となる貯蔵能力 10,000kg 以上のバルク貯槽の設置は想定されないので、影響はないと考える。

・液化石油ガス法の対象となる貯蔵能力 10,000kg を超えるような大型のバルク貯槽は現になく、今後も想定されない。

⑤ 調査時の不在時対応に係る液化石油ガス販売事業者の報告内容

・３回で不在処理することについて、過去から要望していたこともあり、ガス事業法と整合することは良いことだと考える。様式の変更については、現状調査時の不在者や調査拒否者について管理しており、問題ない。

・液化石油ガス法においても不在者処理の制度を導入することは当然であると考え、問題ない。

・近年は、調査の案内を度々しても全く連絡がこない消費者が増加しており、このような制度は事業者にとって有難いことである。

・問題ないと考える。

⑤－１ 不在需要家を減らすための工夫について

・訪問日や時間帯を変えて訪問することだけでなく、電話で都合の良い日の確認を行っている。要望がある場合は、土曜や日曜日も対応している。また、訪問時に不在である場合は、訪問した記録を残すために水道メーターの指針を記録するようにしている。

・調査の案内ははがきを投函し、都合の良い日を確認している。また、訪問時に不在である場合は、訪問した記録を残すために電気メーターの指針を記録するようにしている。

・調査の案内ははがきを投函し、都合の良い日を確認している。また、訪問日や時間帯を変えて訪問している。

・土曜日や日曜日も対応している。また、女性の宅には、女性の担当者が訪問する場合もある。

⑥ 情報通信技術を用いた周知の手法について

・周知の手法の選択肢が増えることは良いことであると考える。ただし、周知したことをどのように担保するのか検討する必要があると考える。

・問題はないと考えるが、HP で周知文書を公開するだけでよいのか。

・ペーパーレスになり、また、お客様の選択肢が増えるため良いと考える。

⑦ 一部承継時の供給設備点検・消費設備調査の取扱い

・整合は、問題ないことだと考える。

・整合化を実施していただきたい。ただし、一つの販売所の中での譲渡は

対象となるのか。

・今までそのような一部承継に該当する事象はなかった。

・承継に当たり数百戸の供給開始時点検・調査を一斉に実施したことがあるが、非常に大変であった。このような制度は事業者にとってありがたい。また、前事業者が定期の点検調査を確実に実施し、その保安情報等を引継げば、新たに点検調査を実施する必要はないと考える。

⑧ 充てん設備に係る軽微な変更

・整合化することは良いことだと考える。また、液化石油ガス法でも高圧ガス保安法のように消耗品は届出不要の取扱いを導入してはどうか。

・高圧ガス保安法と整合化してもらった方がありがたい。

・整合化することは、事業者として助かる。

⑨ 対象物を有効に保護するための措置

・エキスパンドメタルが認められることは、良いと考える。

・斜角規制に比べコスト面で負担が軽くなると思われるので、非常に助かる。

・現状保安距離が十分確保されており、斜角規制の事例がない。

・斜角を設けた事例はないものの、エキスパンドメタルによる方法は、貯蔵設備の近くに新たに保安物件が建てられ距離が取れなくなる場合には、有効であると考える。

⑩ 保安物件からの離隔距離の内容

・整合化することは良いことだと考える。

・現状の規制でも、敷地が十分にあり問題ない。

・バルク貯槽を設置した後に、保安物件ができ離隔距離が確保できなくなるケースが考えられる。液化石油ガス法で実績があるので、整合化してもらいたい。

⑪ 簡易ガス事業におけるガス主任技術者が兼任する場合の連絡に関し必要な事項

・自宅の電話番号の掲示までは不要と考えるので、良いことだと考える。

・個人情報になるので自宅の電話番号の規定はなくしてもらいたい。

### 6.2.2 現地視察による状況調査

（１）現地視察の目的

保安業務を実施する現場を視察することによって、保安業務の状況調査を実施した。液化石油ガス法及びガス事業法では、類似する燃焼器等を使用している場合が多いが、各法規に定める供給設備点検（又は内管などのガス工作物の検査）や消費設備調査（又は消費機器調査）の実施項目や対象施設に、差異が

生じている。そこで、ガス事業法及び液化石油ガス法の両法に係る事業を展開している事業者を対象に保安業務の実施方法や実施項目を確認するとともに、保安面における技術データの収集を行った。

（２）現場視察を行った事業者

現場視察の実施先として、以下の５事業所を選定した。

| No. | 調査先 | 地　域 | 実施日 |
|---|---|---|---|
| 1 | Ｆ社 | 沖縄県 | 平成 26 年 8 月 6 日(木) |
| 2 | Ｇ社 | 福岡県 | 平成 27 年 2 月 10 日(水) |
| 3 | Ｈ社 | 愛知県 | 平成 27 年 2 月 16 日(火) |
| 4 | Ｉ社 | 東京都 | 平成 27 年 2 月 18 日(木) |
| 5 | Ｊ社 | 埼玉県 | 平成 27 年 2 月 19 日(金) |

（３）現場視察のまとめ

① 供給設備点検（漏えい検査）に関する差異ついて

１）灯内内管に関する漏えい試験（漏えい検査）の実施方法

・漏えい検査は、液化石油ガス法と同様の内容を実施している。

・簡易ガスの漏えい検査は水中ゲージを使用し、測定時間はガス事業法解釈例に従い１分以上としている（記録は残らない。）。液化石油ガス法の漏えい試験は、自記圧力計を使用し、測定時間は配管容量によるが５分または 10 分としている。

・簡易ガスでは、電気式ダイヤフラム式自記圧力計を使用し、配管容量に関わらず５分の測定時間で実施している。また、マイコンメーターを設置した場合であっても、漏えい検査は実施している。液化石油ガス法は、配管容量に関わらず電気式ダイヤフラム式圧力計の場合５分以上、機械式自記圧力計の場合は 10 分以上圧力をかけて漏えい試験を実施している。

・液化石油ガス法の漏えい試験と同様の方法で、電気式ダイヤフラム式自記圧力計を使用し、加圧した状態を２分間保持する方法により漏えい検査を実施している。

２）本支管及び灯外内管に関する漏えい試験（漏えい検査）の実施方法

・導管の漏えい検査は、３年の頻度で、埋設配管はボーリングによって、露出配管はガス漏えい検知器を使用して漏えい検査を行っている。

・簡易ガスの導管にプラスチック被覆鋼管を使用している場合の検査周期は、技省令では 76 月であるが、40 月で実施している。

・簡易ガスでは、液化石油ガス法に規定のないマンホール内のガス検知を６月に１回実施している。

・導管と灯外内管は、ボーリングにより漏えい検査を実施している。

② 消費設備調査（消費機器調査）に関する差異ついて

1） 点検の対象機器

・簡易ガスの対象となる需要家に対して、全ての消費機器を調査している。

2） 点検項目

・液化石油ガス法と同様の検査内容としている。

・簡易ガス事業では、自主保安として消費機器調査では燃焼状態やホースの劣化状況、末端ガス栓と燃焼器との接続状態等を確認している。

・液化石油ガス法に定める調査項目をベースに、燃焼器のメーカー、型式、製造年月、適合性等を確認している。

・簡易ガス事業では、燃焼器入口圧力や閉そく圧力の測定は行っているが、調査票に記録は記載していない。

・簡易ガス事業における消費機器調査で、燃焼器とガス栓との接続方法の判定は、液化石油ガス法に定める接続方法に従っている。

3） その他

・消費者自身が燃焼器を取り付けるケースで不適切な接続方法の事例が過去にあり、調査で屋内に入り接続状況等を確認することが重要である。

・特監法のラベルが貼付された燃焼器は消費機器調査が免除されるが、設置後一定の年数が経過したものについては調査が必要だと感じる。

・調整器の精度が向上しており、液化石油ガス法が求める閉そく圧、調整圧の測定は不要と考える。

・液化石油ガス法に定められる調整圧力、閉そく圧力の測定は、簡易ガス事業では実施していない。

・消費機器調査と灯内内管の漏えい検査は同日に行うが、灯外内管の漏えい検査は本支管と同じ日に実施している。

・液化石油ガス法の漏えい試験は、漏えい検知装置を設置している場合、漏えい表示等の確認による方法が例示基準で示されているが、実際は漏えい検知装置を設置している場合であっても、記録を残すために自記圧力計を用いて漏えい試験を実施している。

③ その他

1） 容器交換時点検

・簡易ガスの特定製造所では保安規程で７日に１回と定めている。内容は液化石油ガス法と同等の内容で実施している。

・簡易ガスの特定製造所において、容器を交換する際の点検は、液化石油ガス法に規定される容器交換時点検と同様の内容で点検している。一方、保安規程定めたで７日に１回の点検内容は、液化石油ガス法に比べ圧力の確認など点検する項目が多くなっている。

・７日に１回の確認作業は事業者としては大きな負担にはなっていない。

２）その他

・ガス事業法に定める特定容器使用記録表は必要なのか。

・ガス事業法に定める報告内容で、保安閉栓の実施数の報告は必要なのか。

・気化装置の点検が保安規程で１日１回以上となっており、負担となっている。

## 6.3 性能規定化に関する事項

### 6.3.1 性能規定化について

液化石油ガス法では、平成 12 年８月に省令補完基準として定めていた詳細基準を例示基準化するなどして、性能規定化への措置が行われている。しかし、一部の告示（供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示）等には、仕様規定が存在している。

そこで、今後の技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、施行規則で必要な性能を定めるとともに告示で定める仕様規定を廃止し、民間規格を採用した性能規定化の検討を行った。

### 6.3.2 性能規定化の具体的な内容

液化石油ガス法では、施行規則に基づき「供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術上の基準を定める告示（以下「告示」という。）」において圧力計の設置等、ガスメーターの機能及び硬質管等の規格等の技術基準の詳細が規定されている。しかし、当該規定に関する分野は、既に民間基準が整備されていることや他法令において同分野が性能規定化されている等の状況となっている。そこで、次の（１）から（３）に掲げる内容に関して性能規定化を検討した。

（１）圧力計の設置等（告示第２条）

貯槽に設置する圧力計及び安全弁に関する基準は、施行規則第 18 条第３号ワ及び同規則第 53 条第２号ヨにおいて定められ、その詳細な基準については、告示第２条で規定されている。具体的には、日本工業規格に定められた圧力計の規定やバネ式安全弁に関する規定吹出し量に関する計算式の基準等が定められている。これら告示において仕様規定とされている部分について告示から廃止することとし、施行規則で定める技術基準を満足する一例として廃止する告示の内容を例示基準化する。

（２）ガスメーターの機能（告示第７条）

ガスメーターの機能については、施行規則第 18 条第 22 号イにおいて一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能その他告示で定める機能を有するガスメーターとされている。告示では第７条でガスメーターの使用最大流量に応じた自動的に遮断弁を閉止際のガス流量に関する規定の他、継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断する機能や 0.005 ㎥毎時を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行う機能が定められている。これらの仕様規定について告示から廃止することとし、廃止する告示を例示基準とする。また、液化石油ガス販売事業に使用されるガスメーターは、現行法のガスメーターに関する技術基

準に則った高圧ガス保安協会が作成した基準により検査機関が検査を行ったものが流通している。このようなことから、高圧ガス保安協会が制定するガスメーターに関する基準についても例示基準化することとする。

（３）硬質管等の規格（告示第８条）

消費設備に使用される硬質管等は、施行規則第 44 条第１号ルにおいて告示で定める規格に適合するものを用いることとされている。告示第８条では、硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、低圧ホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造、ゴム管、塩化ビニルホース、接続具について規定されている。これらの基準を告示から廃止し、当該内容を例示基準化する。性能規定化の対象となる器具を参考１に示す。

＜参考１＞性能規定化の対象となる器具の一覧

| 告示第８条の器具の名称等 | 器具の概要 | 備　考 |
|---|---|---|
| ①硬質管 | 末端ガス栓と燃焼器（コンロ等）とを接続する管<br> | ・末端ガス栓と燃焼器との接続部のねじの JIS 化 |
| ②液化石油ガス用継手金具付低圧ホースの材料及び構造 | ・低圧ホース<br>調整器と配管や中間ガス栓などを繋ぐホース。<br> <br>・燃焼器用ホース<br>末端ガス栓と燃焼器を繋ぐホース<br> | ・現行、「低圧ホース」と「燃焼器用ホース」の両方が含まれるが、規定の内容に合わせ、名称を「低圧ホース」とする。<br>・低圧ホースについて、屋内で用いる場合は鋼線補強を求める。 |
| ③低圧ホース（その両端が迅速継手により接続できるものに限る。）の材料及び構造 | ・燃焼器用ホース<br>末端ガス栓と燃焼器を繋ぐホース（現行規定上では、燃焼器用ホースの基準を定めている。） | ・現行の規定は、燃焼器用ホースの基準内容になっているため、名称を「燃焼器用ホース」と |

| | | |
|---|---|---|
| | <br>・迅速継手とは、ワンタッチで簡単、確実にガス栓、燃焼器又は接続具と接続するための継手 | 改正。<br>・迅速継手については告示で具体的な構造が定められているが、より安全な構造を有する継手の製造・使用ができるように民間基準（KHKS）を採用 |
| ④ゴム管 | ・末端ガス栓と燃焼器を繋ぐホース（燃焼器用ホースの一種）<br> <br> | ・両端に迅速継手のついたゴム管・塩化ビニルホースは、これらに代わるより安全性の高い製品への移行により現在、製造等が確認されておらず、また、過去、当該製品に起因する事故もみられたことから当該基準を廃止。 |
| ⑤塩化ビニルホース | ・末端ガス栓と燃焼器を繋ぐホース（燃焼器用ホースの一種）<br> <br> | |
| ⑥接続具 | 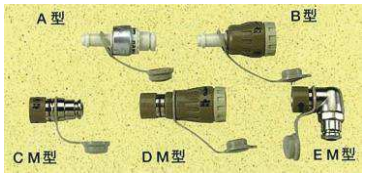 | ・管との接続部、プラグについて民間規格（JIS、KHKS）の採用 |

## 7. まとめ

6.1 から 6.3 において検討した液化石油ガス法と他法令等との保安規制の整合化の可能性の検討、整合化及び保安業務に関する事業者へのヒアリング等調査及び性能規定化について、検討結果のまとめを次の（１）から（３）までに示す。

（１）液化石油ガス法と他法令等との保安規制の整合化の可能性の検討

液化石油ガス法とガス事業法及び高圧ガス保安法との保安規制について比較検討した結果、類似性が高く、また整合化が望ましいとした項目を以下に示す。

① 供給設備の点検の頻度と漏えい検査の頻度
② 消費設備の調査の頻度と消費機器調査の頻度
③ 消費設備の調査と消費機器調査に係る再調査方法
④ 調査等における需要家不在時の対応及び不在時対応に関する保安機関の報告内容
⑤ 周知の頻度
⑥ 貯蔵設備と保安物件からの距離とガス工作物と保安物件からの距離
⑦ 対象物を有効に保護するための措置
⑧ 供給管の表示
⑨ 消費設備の技術上の基準と消費機器の技術上の基準（天井裏等の排気筒に関するただし書き）
⑩ 充てん設備と移動式製造設備との軽微な変更の工事の内容（軽微な変更の工事の内容）

（２）整合化及び保安業務に関する事業者へのヒアリング等調査

① 整合化に関するヒアリング調査

整合化することが望ましいとした項目に関して、事業者の意見をヒアリングした結果、ほぼすべての項目で賛同する意見であり、整合化に関して反対する意見はなかった。

② 保安業務に関する事業者への調査

調査を実施した簡易ガス事業者では、その需要家の多くが消費機器調査の対象外であるが、自主保安活動として、全需要家の消費機器について液化石油ガス法に定める消費設備の調査内容と同等レベルの調査を実施していた。

（３）性能規定化の可能性の検討

液化石油ガス法に定める詳細規定に関して、性能規定化が望ましいとした項目は、以下の点であった。

① 圧力計の設置等
② ガスメーターの機能
③ 硬質管等の規格

別紙１

（１）販売の方法、保安教育、業務主任者、保安業務等

① 販売の方法、保安教育

| 液化石油ガス法 | ガス事業法 | 分類 |
|---|---|---|
| （基準適合義務等）<br>法第十六条<br>　液化石油ガス販売事業者は、その液化石油ガス販売事業の用に供する貯蔵施設を経済産業省令で定める技術上の基準（経済産業省令で定める量以上の液化石油ガスを貯蔵する貯蔵施設にあつては、第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準。第三項において同じ。）に適合するように維持しなければならない。<br>２　液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売（販売に係る貯蔵を含む。次項、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第八十七条第二項において同じ。）をしなければならない。<br>３　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の貯蔵施設又は販売の方法が第一項の経済産業省令で定める技術上の基準又は前項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように貯蔵施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| 法第十六条の二<br>　液化石油ガス販売事業者は、供給設備を経済産業省令で定める技術上の基準（経済産業省令で定める供給設備（以下「特定供給設備」という。）にあつては、第三十七条の経済産業省令で定める技術上の基準。次項、第二十七条第一項第一号、第三十八条の二及び第三十八条の八第一項において同じ。）に適合するように維持しなければならない。<br>２　経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者の供給設備が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように供給設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。 | （ガス工作物の維持等）<br>法第二十八条<br>　一般ガス事業者は、一般ガス事業（一般ガス事業者がガス導管事業又は大口ガス事業を行う場合にあつては、そのガス導管事業又は大口ガス事業を含む。以下この節において同じ。）の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。<br>２　経済産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物が前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、一般ガス事業者に対し、その技術上の基準に適合するようにガス工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。<br>３　経済産業大臣は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、そのガス工作物を移転し、 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| （供給設備の技術上の基準）<br>規則第十八条<br>　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。<br><br>（バルク供給に係る供給設備の技術上の基準）<br>規則第十九条<br>　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものに限る。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。<br><br>（危険のおそれのない場合の特則）<br>規則第二十条<br>　前二条に規定する基準について、経済産業大臣が供給設備の規模、周囲の状況等から判断して保安上支障がないと認めた場合においては、当該規定にかかわらず、経済産業大臣が認める基準をもって、法第十六条の二第一項の技術上の基準とする。<br><br>（特定供給設備）<br>規則第二十一条<br>　法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備は、貯蔵設備（貯蔵設備が容器である場合にあっては、その貯蔵能力が三千キログラム以上のもの、貯蔵設備に貯槽等が含まれる場合にあっては、その貯蔵能力が千キログラム以上のものに限る。以下この条において同じ。）、気化装置及び調整器（貯蔵設備に近接するものに限る。以下この条において同じ。）並びにこれらに準ずる設備（貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。）並びに貯蔵設備と調整器の間の供給管並びにこれらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁とする。<br>２　貯蔵能力が千キログラム未満の貯槽等の修理、清掃、検査又は撤去を行うために当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスをできる限り多く消費する必要がある場合において、当該貯槽等の見やすい箇所に液化石油ガスを充てんしてはならない旨を表示し、かつ、液化石油ガスを充てんできないように当該貯槽等に封印をするときは、当該貯槽等に現に貯蔵されている液化石油ガスの数量を当該貯槽等の貯蔵能力として前項の規定を適用する。 | 若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、若しくはその使用を制限し、又はそのガス工作物内におけるガスを廃棄すべきことを命ずることができる。 | |

別紙１

| | | |
|---|---|---|
| （保安教育）<br>法第十八条<br>　液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。<br>２　高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）は、液化石油ガスによる災害の防止に資するため、前項の保安教育を施すに当たつて基準となるべき事項を作成し、これを公表しなければならない。 | （保安規程）<br>法第三十条<br>　一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第三十六条の二の二第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。<br>２　一般ガス事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。<br>３　経済産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。<br>４　一般ガス事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。<br><br>（保安規程）<br>規則第八十九条<br>　法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。<br>　一 ～二　略<br>　三　ガス工作物の工事、維持または運用に従事する者に対する保安教育に関すること。 | Ⅱ |

② 業務主任者

| 液化石油ガス法 | ガス事業法<br>（簡易ガス事業） | 分類 |
|---|---|---|
| （業務主任者）<br>法第十九条<br>　液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、経済産業省令で定める基準に従つて、販売主任者免状（高圧ガス保安法第二十八条第一項の高圧ガス販売主任者免状であつて経済産業省令で定める種類のものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者のうちから、液化石油ガス業務主任者（以下「業務主任者」という。）を選任し、次条第一項に規定する業務主任者の職務を行わせなければならない。 | （ガス主任技術者）<br>法第三十一条<br>　一般ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガス主任技術者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める実務の経験を有するもののうちから、ガス主任技術者を選任し、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせなければならない。<br>２　一般ガス事業者は、前項の規定によりガス主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。 | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| ２　液化石油ガス販売事業者は、前項の規定により業務主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。<br>３　液化石油ガス販売事業者は、経済産業省令で定めるところにより、業務主任者に協会又は高圧ガス保安法第三十一条第三項の指定講習機関の行う液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けさせなければならない。<br><br>（業務主任者の選任等）<br>規則第二十二条<br>　法第十九条第一項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、その販売する一般消費者等の数が千未満の販売所にあっては一、千以上の販売所にあっては二に一般消費者等の数が千以上で二千を増すごとに一を加算した数以上の業務主任者を選任しなければならない。<br>２　液化石油ガス販売事業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に適合する場合には、その販売する一般消費者等の数が千未満の販売所において選任した業務主任者を当該液化石油ガス販売事業者の他の二以内の販売所の業務主任者に選任することができる。<br>　一　当該販売所が相互に六十分以内に到達できる範囲にあること。<br>　二　当該販売所の一般消費者等の数を合計した数が千未満であること。<br>３　法第十九条第一項の経済産業省令で定める種類の高圧ガス販売主任者免状は、高圧ガス保安法第二十九条第一項の第二種販売主任者免状とする。<br>４　法第十九条第一項の経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験は、液化石油ガスの販売の実務に六月以上従事した経験とする。<br>５　法第十九条第二項又は法第二十一条第二項の規定により、業務主任者又は業務主任者の代理者の選任又は解任の届出をしようとする者は、様式第十による届書を法第三条第一項の登録をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。<br><br>（業務主任者の講習）<br>規則第二十三条<br>　法第十九条第三項の規定により、液化石油ガス販売事業者は、業務主任者が高圧ガス保安法第二十九条第一項の第二種販売主任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、その者に第一回の法第十九条第三項の講習（以下この条において単に「講習」という。）を受けさせなけ | （ガス主任技術者の選任等）<br>規則第九十一条<br>　法第三十七条の七第一項において準用する法第三十一条第一項の規定によるガス主任技術者の選任は、一の供給地点群に係る特定製造所ごとに甲種ガス主任技術者免状、乙種ガス主任技術者免状又は丙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者のうちから行うものとする。<br>２　簡易ガス事業者（一般ガス事業者であつて、その供給区域以外の地域において簡易ガス事業を営む者を含む。）は、告示で定める範囲内において、他の供給地点群に係る特定製造所のガス主任技術者を兼ねさせることができる。<br><br>規則第九十二条<br>　第三十五条の規定は、法第三十七条の七第一項において準用する法第三十一条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。 | |

| | | |
|---|---|---|
| ればならない。<br>２　液化石油ガス販売事業者は、業務主任者の前項の第一回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内にその者に第二回の講習を受けさせなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。<br>３　液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に選任した日に前二項の期間が経過している場合又は業務主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの期間が六月未満の場合は、その者に、前二項の規定にかかわらず、選任の日から六月以内に講習を受けさせなければならない。 | | |
| （業務主任者の職務等）<br>法第二十条<br>業務主任者は、液化石油ガスの販売に係る保安に関し経済産業省令で定める職務を行なう。<br>２　業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならない。<br>３　液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。 | （ガス主任技術者の義務）<br>法第三十五条<br>ガス主任技術者は、誠実にその職務を行なわなければならない。<br>２　一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、ガス主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。 | Ⅱ |
| （業務主任者の代理者）<br>法第二十一条<br>液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、販売主任者免状の交付を受けている者であつて、経済産業省令で定める液化石油ガスの販売に関する経験を有する者又は経済産業省令で定める条件に適合する液化石油ガスの販売に関する知識経験を有する者のうちから、あらかじめ、業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合に、その職務を代行させなければならない。<br>２　液化石油ガス販売事業者は、前項の代理者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。<br>３　第一項の代理者は、業務主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、業務主任者とみなす。 | （保安規程）<br>法第三十条<br>一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第三十六条の二の二第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。<br>２　一般ガス事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。<br>３　経済産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。<br>４　一般ガス事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。 | Ⅱ |

別紙１

③ 保安業務実施義務

| 液化石油ガス法 | ガス事業法<br>（簡易ガス事業） | 分類 |
|---|---|---|
| （保安業務を行う義務）<br>法第二十七条<br>液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。<br>一　供給設備を点検し、その供給設備が第十六条の二第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその供給設備により液化石油ガスを供給している液化石油ガス販売事業者に通知する業務<br>二　消費設備を調査し、その消費設備が第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知する業務<br>三　液化石油ガスを消費する一般消費者等に対し、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものを周知させる業務<br>四　液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたとき、又は自らその事実を知つたときに、速やかにその措置を講ずる業務<br>２　前項の規定は、液化石油ガス販売事業者が第二十九条第一項の認定を受けた者（以下「保安機関」という。）にその認定に係る保安業務の全部又は一部について委託しているときは、その委託している保安業務の範囲において、その委託に係る一般消費者等については、適用しない。<br>３　液化石油ガス販売事業者は、保安業務の全部又は一部について自ら行おうとするときは、第二十九条第一項の認定を受けなければならない。 | （保安規程）<br>法第三十条<br>一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第三十六条の二の二第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。<br>２　略<br>３　経済産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。<br>４　略<br><br>（保安規程）<br>規則第八十九条<br>法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。<br>一　ガス工作物の工事、維持または運用に関する業務を管理する者の職務および組織に関すること。<br>二　ガス主任技術者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。<br>三　ガス工作物の工事、維持または運用に従事する者に対する保安教育に関すること。<br>四　ガス工作物の工事、維持および運用に関する保安のための巡視、点検および検査に関すること。<br>五　ガス工作物の運転または操作に関すること。<br>六　導管の工事の方法に関すること。<br>七　災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。<br>八　ガス工作物の工事、維持または運用に関する保安についての記録に関すること。<br>九　ガス工作物の工事、維持または運用に従事する者であつて、保安規程に違反した者に対する措置に関すること。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | 十　その他ガス工作物の工事、維持および運用に関する保安に関し必要な事項<br>２～７　略<br><br>（消費機器に関する周知及び調査）<br>法第四十条の二<br>ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含む。以下「消費機器」という。）を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知させなければならない。<br>２　ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。<br>３　ガス事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。<br>４　ガス事業者は、その供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その供給するガスの使用者からその事実を通知され、これに対する措置をとることを求められたときは、すみやかにその措置をとらなければならない。自らその事実を知つたときも、同様とする。<br>５　ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、第二項の規定による調査及び第三項の規定による通知に関する業務に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。 | |
| （保安業務の委託）<br>法第二十八条<br>液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、保安業務につき委託契約を締結するときは、次の事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。<br>一　委託に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二　委託に係る保安業務の範囲及び期間並びに実施の方法 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 三　前二号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項<br><br>（委託契約に係る記載事項）<br>規則第二十八条<br>法第二十八条第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　保安業務を実施した結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法<br>二　委託に係る一般消費者等が変更した場合の連絡に関する事項<br>三　委託に係る供給設備又は消費設備について液化石油ガスによる災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項 | | |

なお、上記の比較表において、ガス事業法では「類似する規定なし。」としたが分類ではⅡとした項目については、ガス事業法において規定されていない貯蔵施設に関する基準やガス事業法に規定はないものの保安業務の実施にあたり特段の支障が生じていないことから、整合化の必要はないと判断した。

別紙２

（２）ー① 保安機関の認定等

| 液化石油ガス法 | ガス事業法 | 分類 |
|---|---|---|
| （認定）<br>法第二十九条<br>　保安業務を行おうとする者は、経済産業省令で定める保安業務の区分（以下「保安業務区分」という。）に従い、二以上の都道府県の区域に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては経済産業大臣の、一の都道府県の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。<br>２　前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。<br>一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>二　保安業務区分<br>三　保安業務を行う事業所の所在地<br>３　第一項の認定の申請は、保安業務に係る一般消費者等の数の範囲を定めてしなければならない。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （欠格条項）<br>法第三十条<br>　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。<br>一　この法律若しくは高圧ガス保安法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>二　第三十五条の三の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者<br>三　成年被後見人<br>四　法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （認定の基準）<br>法第三十一条 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

別紙２

| | | |
|---|---|---|
| 経済産業大臣又は都道府県知事は、第二十九条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。<br>一　保安業務に係る技術的能力が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。<br>二　その保安業務により一般消費者等の生命、身体又は財産について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること。<br>三　法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が保安業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。<br>四　保安業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて保安業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。 | | |
| （保安機関の認定の更新）<br>法第三十二条<br>第二十九条第一項の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。<br>２　第二十九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。<br><br>（保安機関の認定の更新）<br>規則第三十四条<br>法第三十二条第一項の規定により認定の更新を受けようとする者は、様式第十四による申請書に第三十条第二項各号に掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に認定の満了する三十日前までに提出しなければならない。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （一般消費者等の数の増加の認可等）<br>法第三十三条<br>保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて増加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。<br>２　保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第二十九条第三項の数の範囲を超えて減少したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその認定をした経済産業大臣又は都道府県知事に届け出なけ | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| ればならない。<br>３　第三十一条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、第一項の認可に準用する。<br><br>（一般消費者等の数の増加の認可等）<br>規則第三十五条<br>　法第三十三条第一項の規定により一般消費者等の数の増加の認可を受けようとする保安機関は、様式第十五による申請書に第三十条第二項第一号から第三号までに掲げる書類を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。<br>２　法第三十三条第二項の規定により一般消費者等の数の減少の届出をしようとする保安機関は、様式第十六による届書に第三十条第二項第一号に掲げる書類（当該減少に係る事業所のものに限る。）を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。 | | |
| （保安業務規程）<br>法第三十五条<br>　保安機関は、保安業務に関する規程（以下この章において「保安業務規程」という。）を定め、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。<br>２　保安業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。<br>３　第一項の認可をした経済産業大臣又は都道府県知事は、その認可をした保安業務規程が保安業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、その保安機関に対し、その保安業務規程を変更すべきことを命ずることができる。<br><br>（保安業務規程）<br>規則第三十九条<br>　法第三十五条第一項前段の規定により保安業務規程の認可を受けようとする保安機関は、様式第十七による申請書に保安業務規程を添付して法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。<br>２　法第三十五条第二項の保安業務規程で定めるべき事項は、次の各号に掲 | （保安規程）<br>法第三十条<br>　一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第三十六条の二の二第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。<br>２　一般ガス事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。<br>３　経済産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。<br>４　一般ガス事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。<br><br>（保安規程）<br>規則第八十九条<br>　法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。<br>　一　ガス工作物の工事、維持または運用に関する業務を管理する者の職務および組織に関すること。<br>　二　ガス主任技術者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なう | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| げるものとする。<br>一　事業所の所在地<br>二　各事業所ごとの保安業務を行うことのできる保安業務区分ごとの一般消費者等の数<br>三　保安業務を行うことのできる者の数及びその事業所ごとの配置に関する事項<br>四　保安業務用機器の種類及び数並びにその事業所ごとの配置に関する事項<br>五　保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法<br>六　保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法<br>七　前各号に掲げるもののほか、保安業務に関し必要な事項<br>３　法第三十五条第一項後段の規定により保安業務規程の変更の認可を受けようとする保安機関は、様式第十八による申請書を法第二十九条第一項の認定をした経済産業大臣、産業保安監督部長又は都道府県知事に提出しなければならない。 | ことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。<br>三　ガス工作物の工事、維持または運用に従事する者に対する保安教育に関すること。<br>四　ガス工作物の工事、維持および運用に関する保安のための巡視、点検および検査に関すること。<br>五　ガス工作物の運転または操作に関すること。<br>六　導管の工事の方法に関すること。<br>七　災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。<br>八　ガス工作物の工事、維持または運用に関する保安についての記録に関すること。<br>九　ガス工作物の工事、維持または運用に従事する者であつて、保安規程に違反した者に対する措置に関すること。<br>十　その他ガス工作物の工事、維持および運用に関する保安に関し必要な事項<br>２　強化地域内にガス工作物を設置する簡易ガス事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。<br>一　大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関すること。<br>二　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。<br>三　警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。<br>四　警戒宣言が発せられた場合におけるガス工作物の巡視、点検及び検査並びに運転又は操作に関すること。<br>五　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。<br>六　警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関し採るべき措置に係る教育、訓練及び広報に関すること。<br>七　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。<br>３　大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内においてガス工作物を設置している簡易ガス事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第二項の規 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 定による届出をしなければならない。<br>４　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する簡易ガス事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。<br>一　南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。<br>二　南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。<br>５　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置している簡易ガス事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第二項の規定による届出をしなければならない。<br>６　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置する簡易ガス事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。<br>一　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。<br>二　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。<br>７　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域内においてガス工作物を設置している簡易ガス事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定 | |

別紙２

| | | |
|---|---|---|
| | め、法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第二項の規定による届出をしなければならない。<br><br>規則第九十条<br>　第三十二条第一項の規定は、法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第一項の規定による届出をしようとする者に準用する。<br>２　第三十二条第二項の規定は、法第三十七条の七第三項において準用する法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者に準用する。 | |
| （準用規定）<br>第三十五条の四<br>　第六条、第八条、第十条、第二十三条及び第二十四条の規定は、保安機関に準用する。この場合において、第六条、第十条第二項及び第二十四条中「第三条第一項」とあるのは「第二十九条第一項」と、第六条、第八条、第十条第二項、第二十三条及び第二十四条中「登録」とあるのは「認定」と、第六条、第二十三条及び第二十四条第三項中「液化石油ガス販売事業」とあるのは「保安業務」と、第六条中「第十条第一項」とあるのは「第三十五条の四において準用する第十条第一項」と、第六条第一号及び第三号中「販売所を有する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う」と、同条第二号中「おける販売所」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務」と、「販売所を設置する」とあるのは「設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う」と、第八条中「第三条第二項各号」とあるのは「第二十九条第二項第一号及び第三号」と、第十条第一項中「第四条第一項各号」とあるのは「第三十条各号」と、第二十四条第一項中「第六条」とあるのは「第三十五条の四において準用する第六条」と、同条第二項中「第十条第二項」とあるのは「第三十五条の四において準用する第十条第二項」と読み替えるものとする。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

なお、上記の比較表において、ガス事業法では「類似する規定なし。」としたが分類ではⅡとした項目については、ガス事業法に規定はないものの保安業務の実施にあたり特段の支障が生じていないことから、整合化の必要はないと判断した。

別紙３

（２）ー② 保安業務実施義務等

１） 供給設備の点検の方法

| 液化石油ガス法 | ガス事業法（簡易ガス事業） | 分類 |
|---|---|---|
| （保安業務を行う義務）<br>法第二十七条<br>液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。<br>一　供給設備を点検し、その供給設備が第十六条の二第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその供給設備により液化石油ガスを供給している液化石油ガス販売事業者に通知する業務<br>二から四　略<br>２から３　略 | （保安規程）<br>法第三十条<br>一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、経済産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業（第三十六条の二の二第一項の自主検査を伴うものにあつては、その工事）の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。<br>２　一般ガス事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。<br>３　経済産業大臣は、一般ガス事業の用に供するガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、一般ガス事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができる。<br>４　一般ガス事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならない。 | Ⅱ |
| （供給設備の点検の方法）<br>規則第三十六条<br>法第二十七条第一項第一号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は次のとおりとする。<br>一　点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。<br><br>表　略 | （保安規程）<br>規則第三十一条<br>法第三十条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。<br>一から三　略<br>四　ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること（第八号に掲げるものを除く。）。<br>五から十二　略<br>２　略 | Ⅰ |

<table>
<tr>
<td>
二　次の表の上欄に掲げる事項に係る点検は、それぞれ同表の下欄に掲げる者が行うこととする。
<table>
<tr><th>点検の内容</th><th>点検を行うことのできる者</th></tr>
<tr><td>イ　前号の表イ及びハに掲げる点検事項</td><td>液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者、第七十四条第一項に定める充てん作業者講習の課程を修了した者又は次項に定める要件に適合する者</td></tr>
<tr><td>ロ　前号の表イ（１）及びハ（１）に掲げる点検事項</td><td>イに定める者のほか、次項に定める要件に適合する者（以下「調査員」という。）</td></tr>
<tr><td>ハ　前号の表ロ及びニに掲げる点検事項</td><td>液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者、第七十四条第一項に定める充てん作業者講習の課程を修了した者又は次項に定める要件に適合する者</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（保安規程）<br>
規則第三十一条<br>
法第三十条第一項の保安規程は、次の事項について定めるものとする。<br>
一　ガス工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。<br>
二から十二　略<br>
２　略
</td>
<td>Ⅱ</td>
</tr>
<tr>
<td>２　前項第二号の表下欄に定める要件は、保安機関における供給設備の点検若しくは消費設備の調査の実務又は高圧ガスの製造若しくは販売の実務に六月以上従事した経験を有し、かつ、協会、法第三十八条の四第二項第二号の規定により経済産業大臣が指定する養成施設（以下「液化石油ガス設備士指定養成施設」という。）又は法第三十八条の九第一項の規定により経済産業大臣が指定する者（以下「指定講習機関」という。）において、前項第一号の表に掲げるすべての供給設備の点検及びすべての消費設備の調査（調査員に係る要件にあっては、前項第一号の表イ（１）及びハ（１）に掲げる事項に係る点検）に係る講習であって経済産業大臣が別に定めるものの課程を修了していることとする。</td>
<td>類似する規定なし。</td>
<td>Ⅱ</td>
</tr>
</table>

別紙３

２）消費設備の調査の方法

液化石油ガス法では、全ての消費設備に対して調査が求められているため、「消費機器の種類」については記載しない。

<table>
<tr><th colspan="2">液化石油ガス法</th><th colspan="2">ガス事業法</th><th>分類</th></tr>
<tr><td colspan="2">（保安業務を行う義務）<br>法第二十七条<br>　液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。<br>　一　略<br>　二　消費設備を調査し、その消費設備が第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知する業務<br>　三から四　略<br>２から３　略</td><td colspan="2">（消費機器に関する周知及び調査）<br>法第四十条の二<br>　略<br>２　ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その供給するガスに係る消費機器が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費機器を設置し、又は使用する場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。<br>３　ガス事業者は、前項の規定による調査の結果、消費機器が同項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためにとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。<br>４から５　略</td><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><th>調査項目（規則第 37 条第 1 号）</th><th>頻度</th><th>調査項目（規則第 108 条第 1 号）</th><th>頻度/消費機器の種類</th><th></th></tr>
<tr><td>イ（１）　規則第 44 条第 1 号ヘ（地下室等に係る部分及び亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）に限り、ポリエチレン管を使用したものを除く。）<br><br>ヘ<br>　配管は、漏えい試験に合格するものであること。</td><td>供給開始時及び一年に一回以上</td><td>消費機器の対象外</td><td>―</td><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>イ（１）　規則第 44 条第 1 号ヲ（地下室等に係る部分に限る。）<br><br>ヲ<br>　末端ガス栓は、告示で定める燃焼器の区分に応じ、告示で定める方法により、燃焼器と接続されていること。ただし、告示で定めるところにより、燃焼器と接続され</td><td>供給開始時及び一年に一回以上</td><td>第九号<br><br>九<br>　燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を</td><td>・40 月に 1 回以上<br>・消費機器の種類<br>（一）建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器<br>（二）建物区分に定める特定地下室等に設置されて</td><td>Ⅰ</td></tr>
</table>

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ないで設置されている場合は、この限りでない。 | | 内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。 | いる燃焼器 | |
| イ（２）　規則第 44 条第１号イ（配管及びガス栓に係る部分に限る。）<br><br>イ<br>配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管は、使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | 消費機器の対象外 | — | Ⅱ |
| イ（２）　規則第 44 条第１号ロ<br><br>ロ<br>配管には、腐しょくを防止する措置を講ずること。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | 消費機器の対象外 | — | Ⅱ |
| イ（２）　規則第 44 条第１号ヘ（地下室等に係る部分、亜鉛めっきを施した配管又は亜鉛めっきを施した配管に防しょくテープを施したものであって地盤面下に埋設したもの（地下室等に係る配管の部分を除く。）及びポリエチレン管を使用したものを除く。）<br><br>ヘ<br>配管は、漏えい試験に合格するものであること。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | 消費機器の対象外 | — | Ⅱ |
| イ（２）　規則第 44 条第１号ト<br><br>ト<br>ガスメーターと燃焼器の間の配管その他の設備は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。<br>（１）　生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあっては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下<br>（２）　（１）以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力 | 供給開始時及び四年に一回以上 | 消費機器の対象外 | — | Ⅱ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| イ（２）　規則第 44 条第１号ヌ<br><br>ヌ<br>　電源により操作される気化装置により発生する液化石油ガスが通る配管には、手動復帰式自動ガス遮断器を設けること。ただし、停電の際に自動的に作動する自家発電機その他操作用電源が停止したとき液化石油ガスの供給を維持するための装置が設けられている場合は、この限りでない。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | 消費機器の対象外 | ― | Ⅱ |
| イ（２）　規則第 44 条第１号ヲ（地下室等に係る部分に限る。）<br><br>ヲ<br>　末端ガス栓は、告示で定める燃焼器の区分に応じ、告示で定める方法により、燃焼器と接続されていること。ただし、告示で定めるところにより、燃焼器と接続されないで設置されている場合は、この限りでない。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | 第九号<br><br>九<br>　燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。 | ・40 月に１回以上<br>・消費機器の種類<br>（一）　建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器<br>（二）　建物区分に定める特定地下室等に設置されている燃焼器 | Ⅰ |
| イ（２）　規則第 44 条第１号ワ<br><br>ワ<br>　燃焼器は、消費する液化石油ガスに適合したものであること。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | 規定なし。<br><br>十一<br>　燃焼器は、供給されるガスに適応したものであること。 | 規定なし。 | Ⅰ |
| イ（２）　規則第 44 条第１号カ<br><br>カ<br>　燃焼器（第八十六条各号に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されているものに限り、告示で定めるものを除く。）は、告示で定めるところにより、令別表第一第十号に掲げる液化石油ガス用ガス漏れ警報器（告示で定める地下室等に設置する場合にあっては、保安状況を常時監視できる場所において液化石油ガスの | 供給開始時及び四年に一回以上 | 第八号<br><br>八<br>　燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するものには、告示で定める規格に適合するガス漏れ警報設備を告示で定める方法により設けること。 | ・40 月に１回以上<br>・消費機器の種類<br>（一）　建物区分のうち特定地下街等に設置されている燃焼器<br>（二）　建物区分に定める特定地下室等に設置されている燃焼器 | Ⅰ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 漏えいを知ることができるものに限る。)の検知区域(当該液化石油ガス用ガス漏れ警報器が液化石油ガスの漏れを検知することができる区域をいう。)に設置されていること。 | | | | |
| イ（２）　規則第 44 条第１号ヨ<br><br>ヨ<br>　次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り、密閉式のものを除く。）には、当該燃焼器に接続して排気筒が設けられていること。ただし、当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において、当該燃焼器の排気のための排気フードが設けられているときは、この限りでない。<br>（１）　ガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が七キロワットを超えるもの）<br>（２）　ガスバーナー付きふろがま及びその他のふろがまでガスバーナーを使用することができる構造のもの（以下「ガスふろがま」という。） | 供給開始時及び四年に一回以上 | （屋内に設置されている燃焼器）<br>第一号<br><br>一<br>　次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り、密閉燃焼式のものを除く。）には、当該燃焼器に接続して排気筒を設けること。ただし、当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において、当該燃焼器のための排気フードを設けるときは、この限りでない。<br>イ　ガス調理機器(ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの)<br>ロ　ガス瞬間湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの）<br>ハ　ガス貯湯湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が七キロワットを超えるもの）<br>ニ　ガス常圧貯蔵湯沸器（ガスの消費量が七キロワットを超えるもの）<br>ホ　ガスふろがま<br>ヘ　ガスストーブ（ガスの消費量が七キロワットを超えるもの）<br>ト　ガス衣類乾燥機（ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの） | ・40 月に１回以上<br>・消費機器の種類<br>　ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。)並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇 | Ⅰ |
| イ（２）　規則第 44 条第１号タ（１）（ｉ）から（ｉｖ）<br><br>タ<br>　ヨの燃焼器(以下タからソまでにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次の（１）又は（２）に定める基準に適合すること。<br><br>（１）　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続さ | 供給開始時及び四年に一回以上 | （屋内に設置されている燃焼器）<br>第二号イ（１）から（４）<br><br>二<br>　前号の燃焼器（以下この号から第四号までにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。<br>イ　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続 | ・40 月に１回以上<br>・消費機器の種類<br>　ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるも | Ⅰ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| れているものを除く。）は、次に定める基準に適合すること。<br>（ｉ）　排気筒の材料は、金属、その他の不燃性のものであること。<br><br>（ｉｉ）　排気筒には、当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器に近接した箇所に逆風止めが取り付けられていること。ただし、当該燃焼器に逆風止めが取り付けられている場合は、この限りでない。<br>（ｉｉｉ）　排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。<br>（ｉｖ）　排気筒の先端は、屋外に出ていること。 | | するものを除く。）は、次に定める基準に適合すること。<br>（１）　排気筒の材料は、告示で定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。<br>（２）　排気筒には、当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器と近接した箇所に逆風止めを取り付けること。ただし、当該燃焼器に逆風止めを取り付ける場合は、この限りでない。<br>（３）　排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。<br>（４）　排気筒の先端は、屋外に出ていること。 | の及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇 | |
| イ（２）　規則第 44 条第１号タ（２）（ｉ）（（１）（ｉ）及び（ｉｖ）に係る部分に限る。）<br><br>タ<br>（２）<br>自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇が接続されているもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。<br>（ｉ）　排気筒は（１）（ｉ）、（ｉｖ）、（ｖ）（障害物に係る部分に限る。）、（ｖｉ）（鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）、（ｖｉｉ）、（ｘ）及び（ｘｉ）の基準に適合すること。ただし、強制排気式の燃焼器の排気筒は、これらの基準に加え、（１）（ｉｘ）の基準に適合すること。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | （屋内に設置されている燃焼器）<br>第２号ロ（１）（イ（１）及び（４）に係る部分に限る。）<br><br>ロ<br>自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇を接続するもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。<br>（１）　排気筒は、イ（１）、（４）、（５）（障害物に係る部分に限る。）、（６）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）及び（８）の基準に適合するものであること。ただし、強制排気式の燃焼器の排気筒は、これらの基準に加えてイ（９）の基準に適合するものであること。 | ・40 月に１回以上<br>・消費機器の種類<br>ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇 | Ⅰ |
| 規定なし。 | 規定なし。 | （屋内に設置されている燃焼器） | ・40 月に１回以上 | Ⅰ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| レ<br>燃焼器の排気筒に接続される排気扇は、次に定める基準に適合すること。<br>（３）　排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器への液化石油ガスの供給を自動的に遮断する装置が設けられていること。 | | 第三号ハ<br><br>三<br>燃焼器の排気筒に接続する排気扇は、次に定める基準に適合すること。<br>ハ　排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。 | ・消費機器の種類<br>ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇 | |
| イ（２）　規則第 44 条第 1 号ツ（不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガス供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものを除く。）<br><br>ツ<br>ガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が十二キロワット以下のもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が七キロワット以下のもの）は、換気扇又は有効な給排気のための開口部が設けられた室に設置されていること。ただし、排気フードが設けられているもの並びに排気筒が設けられているものであって、タからソまでの基準に適合するものを除く。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | （屋内に設置されている燃焼器）<br>第五号<br><br>五<br>次に掲げる燃焼器は、換気扇又は有効な給排気のための開口部を設けた室に設置すること。ただし、排気フードを設けるもの又は排気筒を設けるものであつて第二号から第四号までの基準に準じて設置するものを除く。<br>イ　ガス調理機器（ガスの消費量が十二キロワット以下のもの）<br>ロ　ガス瞬間湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が十二キロワット以下のもの）<br>ハ　ガス貯湯湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が七キロワット以下のもの）<br>ニ　ガス常圧貯蔵湯沸器（ガスの消費量が七キロ | ・40 月に 1 回以上<br>・消費機器の種類<br>ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこ | Ⅰ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | ワット以下のもの）<br>ホ　ガスストーブ（ガスの消費量が七キロワット以下のもの）<br>へ　ガス衣類乾燥機（ガスの消費量が十二キロワット以下のもの） | れらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇 | |
| イ（２）　規則第 44 条第１号ネ（２）及び（３）<br><br>ネ<br>屋内に設置されているガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）及びガスふろがまであって、密閉式のものは、次に定める基準に適合すること。<br><br>（２）　給排気部が外壁を貫通する箇所は、当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。<br>（３）　給排気部の先端は、屋外に出ていること。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | （屋内に設置されている燃焼器）<br>第六号ハ及びニ<br><br>六<br>ガス調理機器、ガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）、ガスふろがま、ガスストーブ又はガス衣類乾燥機であつて、密閉燃焼式のもの（屋内に設置するものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。<br>ハ　給排気部が外壁を貫通する箇所には、当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。<br>ニ　給排気部の先端は、屋外に出ていること。 | ・40 月に１回以上<br>・消費機器の種類<br>ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇 | Ⅰ |
| 規定なし。<br><br>ナ<br>屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は、次に定める基準に適合すること。<br>（１）　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）であって、屋内に設置する | 規定なし。 | （屋外に設置されている燃焼器）<br>第七号イ及びロ（第二号イ（１）（屋内に設置されている部分に限る。）及び（４）に係る部分に限る。）並びにハ（第６号イ（屋内に設置されている部分に限る。）、ハ及びニに係る部分に限る。）<br><br>七<br>屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は、次に定める基準に適合すること。<br>イ　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものを除く。）であつて、屋内に設置する | ・40 月に１回以上<br>・消費機器の種類<br>ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法 | Ⅰ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 部分を有するものは、タ（１）（ｉｖ）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部　分は、タ（１）（ｉ）、（ｖｉｉｉ）、（ｉｘ）（燃焼器に係る部分を除く。）、（ｘ）及び（ｘｉ）の基準に適合すること。<br><br>（２）　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であって、屋内に設置する部分を有するものは、タ（１）（ｉｖ）、（ｖ）（障害物に係る部分に限る。）及び（ｖｉ）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ（１）（ｉ）、（ｖｉｉｉ）、（ｘ）及び（ｘｉ）並びにタ（２）（ｉｉ）及び（ｉｉｉ）の基準に適合すること。<br><br>（３）　給排気部であって、屋内に設置する部分を有するものは、ネ（２）から（５）まで及び（１０）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、ネ（１）及び（６）から（９）までの基準に適合すること。 | | 部分を有するものは、第二号イ（４）の基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ（１）、（８）、（９）（燃焼器に係る部分を除く。）及び（１０）の基準に適合するものであること。<br><br>ロ　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であつて、屋内に設置する部分を有するものは、第二号イ（４）、（５）（障害物に係る部分に限る。）及び（６）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ（１）、（８）、同号ロ（１）のただし書、（２）、（３）（排気扇に係る部分を除く。）及び（５）の基準に適合するものであること。<br>ハ　給排気部であつて、屋内に設置する部分を有するものは、前号ハからヘまで及びヌの基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ、ロ及びトからリまでの基準に適合するものであること。 | 律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇 | |
| イ（２）　規則第 44 条第１号ム<br><br>ム<br>　強制排気式の燃焼器であって告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。 | 供給開始時及び四年に一回以上 | （屋内に設置されている燃焼器）<br>第十二号<br><br>十二<br>　強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。 | ・40 月に１回以上<br>・消費機器の種類<br>　ガス湯沸器及びガスふろがま（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該消費機器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるもの及び密閉燃焼式のものであつて特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）第六条に規定する | Ⅰ |

別紙３

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 表示が付されているものその他これと同等の安全性を有すると経済産業大臣が認めたものを除く。）並びにこれらの排気筒及び排気筒に接続される排気扇 | |
| 二<br>前号の表イ又はロ（２）若しくは（３）に定める調査の結果、法第二十七条第一項第二号の通知をしたときは、その通知に係る消費設備について、その通知の日から一月を経過し、かつ、六月を経過しない期間内に再び当該通知に係る事項について調査を行うものとする。 | | 規則第百七条<br>法第四十条の二第二項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。<br>一　略<br>二　前号に規定する調査の結果、法第四十条の二第三項の通知をしたときは、その通知に係る消費機器については、イ及びロに掲げる措置を行わなければならない。<br>イ　毎年度一回以上、当該消費機器の技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置及びその措置を採らなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知すること。ただし、その所有者又は占有者が技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置を採つた場合は、この限りでない。<br>ロ　その通知の日から一月を経過した日以後五月以内に、再び調査を行うこと。ただし、前号に規定する調査を行う以前から当該消費機器についてイの通知をしている場合であつてイのただし書に規定する場合に該当しないときは、この限りでない。<br>三から四　略<br>２　略 | | Ⅰ |
| 三<br>経済産業大臣が消費設備を使用する者の生命または身体について当該消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、前二号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。 | | 規則第百七条<br>法第四十条の二第二項の規定による調査は、次の各号により行うものとする。<br>一から二　略<br>三　経済産業大臣が消費機器を使用する者の生命又は身体について当該消費機器の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、前二号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。<br>四　略<br>２　略 | | Ⅱ |
| 四<br>調査は、保安業務資格者（液化石油ガス設備士、高圧ガス保安法第二 | | 類似する規定なし。 | | Ⅱ |

別紙３

| | | |
|---|---|---|
| 十七条の二第三項の製造保安責任者免状若しくは同法第二十八条第一項の販売主任者免状の交付を受けている者、業務主任者の代理者の資格を有する者又は前条第二項に定める要件に適合する者をいう。）が行うこととする。ただし、第一号の表中ロ（１）の調査にあっては、調査員も行うことができることとする。 | | |

別紙３

３）周知

| 液化石油ガス法 | ガス事業法 | 分類 |
|---|---|---|
| （保安業務を行う義務）<br>法第二十七条<br>　液化石油ガス販売事業者は、その販売契約を締結している一般消費者等について次に掲げる業務（以下「保安業務」という。）を行わなければならない。<br>　一から二　略<br>　三　液化石油ガスを消費する一般消費者等に対し、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であつて経済産業省令で定めるものを周知させる業務<br>　四　略<br>２から３　略 | （消費機器に関する周知及び調査）<br>法第四十条の二<br>　ガス事業者は、経済産業省令で定めるところにより、ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（附属装置を含む。以下「消費機器」という。）を使用する者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項を周知させなければならない。<br>２から５　略 | Ⅱ |
| （周知の内容）<br>規則第二十七条<br>　法第二十七条第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。<br>　一　使用する燃焼器の液化石油ガスに対する適応性に関する事項<br>　二　消費設備の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項<br>　三　燃焼器を使用する場所の環境及び換気に関する事項<br>　四　一般消費者等が消費設備の変更の工事をする場合の液化石油ガス販売事業者に対する連絡に関する事項<br>　五　ガス漏れを感知した場合その他液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に一般消費者等のとるべき緊急の措置及び液化石油ガス販売事業者又は保安機関に対する連絡に関する事項<br>　六　前各号に掲げるもののほか、液化石油ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項 | （消費機器に関する周知及び調査）<br>規則第百六条<br>　法第四十条の二第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。<br>　一　ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な周知事項は、次のとおりとする。<br>　　イ　消費機器の供給するガスに対する適応性に関する事項<br>　　ロ　消費機器の管理及び点検に関し注意すべき基本的な事項<br>　　ハ　消費機器を使用する場所の環境及び換気に関する事項<br>　　ニ　ガス漏れを感知した場合その他供給するガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におけるガスの使用者の採るべき緊急の措置及びガス事業者に対する連絡に関する事項<br>　　ホ　ガスを新たに使用しようとする場合におけるガス事業者への連絡に関する事項<br>　　ヘ　消費機器が第百八条に定める技術上の基準に適合するようにするために採るべき措置及びその措置を採らなかつた場合に生ずべき結果に関する事項<br>　　ト　次号の表の上欄（１）のガス瞬間湯沸器の使用に伴う危険の発生の防止に関し必要があるとして経済産業大臣が定める事項<br>　　チ　ガス漏れ警報設備の点検に関する事項<br>　　リ　消防機関に対する連絡に関する事項 | Ⅱ |

<table>
<tr>
<td></td>
<td>ヌ　イからリまでに掲げるもののほか、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に関し必要な事項<br>二　略</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>（周知の方法）<br>規則第三十八条<br>法第二十七条第一項第三号に規定する保安業務に係る法第三十四条第一項の経済産業省令で定める基準は、その保安業務に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、同条各号の事項を周知させることとする。ただし、次の各号に掲げるものを所有又は占有する者にあっては供給開始時及び一年に一回以上の回数で行うこととする。<br>一　令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式のものに限る。）<br>二　令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（前号に掲げるもの、密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）、液化石油ガス用バーナー付ふろがま（密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）又はふろがま（パイロットバーナー等に点火しなかった場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えした場合に、自動的にバーナーへの液化石油ガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定期間経過後も再点火しないときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を含む。）及び不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものを除く。）</td>
<td>（消費機器に関する周知及び調査）<br>規則第百六条<br>法第四十条の二第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。<br>一　略<br>二　ガス事業者は、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、次に定めるところにより前号に掲げる事項を周知させなければならない。<br>イ　その供給区域又は供給地点のガスの使用者に対し、三年度ごとに一回（告示で定めるガスを使用する建物ごとの区分（以下「建物区分」という。）のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物にあつては毎年度一回）以上前号イからニまで及びヌの事項を記載した書面を配布する。ガスの使用の申込みを受け付けたときも、同様とする。<br>ロ　その供給区域又は供給地点のガスの使用者であつて次の表の上欄に掲げる消費機器を使用するものに対し、中欄に掲げる頻度で、消費機器の種類ごとに下欄の事項を記載した書面を配布する。<br><table><tr><th>消費機器の種類</th><th>周知の頻度</th><th>書面に記載する事項</th></tr><tr><td>（１）　屋内に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの（不完全燃焼する状態に至つた場合に当該ガス瞬間湯沸器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有すると認められるものに限る。）</td><td>ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び毎年度一回以上</td><td>前号ハ、ト及びヌの事項</td></tr><tr><td>（２）　（１）に掲げるものを除き、屋内</td><td>ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び毎</td><td>前号ハ及びヌの事項</td></tr></table></td>
<td>Ⅰ</td>
</tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| に設置されたガス瞬間湯沸器であつてガスの消費量が十二キロワット以下のもの | 年度一回以上 | |
| （３）　次条第一項第一号の表の上欄イのガス湯沸器（屋内に設置された半密閉燃焼式のものに限る。） | ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び毎年度一回以上 | 前号ハ及びヌの事項 |
| （４）　次条第一項第一号の表の上欄イのガスふろがま（浴室内に設置された自然排気式のものであつてその排気筒に排気扇が接続されていないものに限る。） | ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び毎年度一回以上 | 前号ハ及びヌの事項 |
| （５）　（４）に掲げるものを除き、次条第一項第一号の表の上欄イのガスふろがま（屋内に設置された自然排気式のものに限る。） | ガスの使用の申込みを受け付けたとき及び三年度ごとに一回以上 | 前号ハ及びヌの事項 |

ハ　ガスメーターコックを閉止するときに、前号イ及びホの事項を記載した書面を当該ガスメーターコックに取り付ける。ただし、当該ガスメーターコックの開栓の予定がないことが明らかな場合は、この限りでない。

ニ　法第四十条の二第三項の通知を行つた消費機器を新たに使用しようとする者に対し、ガスの使用の申込みを受け付けたときに、前号への事項を記載した書面を配布する。

ホ　その供給区域又は供給地点に設置されている消費機器であつて建物区分のうち特定地下街等又は特定地下室等に設置されているものについては、当該消費機器の周囲の見やすい場所に四十月に一回以上前号ニ、チ及びリの事項を記載した表示を付す。ただし、当該表示を付すこ

| | | |
|---|---|---|
| | とにつき、当該消費機器の使用者の承諾を得ることができないとき又は既に当該表示が付されているときは、この限りでない。<br>三　ガス事業者は、前号に規定する方法によるほか、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布若しくは巡回訪問その他のガスの使用に伴う危険の発生を防止するための適切な方法により、その供給区域又は供給地点のガスの使用者に第一号の事項を周知させ、ガスの使用に伴う危険の発生の防止に努めなければならない。<br>四　ガス事業者は、毎年度経過後三十日以内に、前二号の規定により、その年度に行つた周知に関する状況について様式第五十三の周知状況の届出書を消費機器の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。<br>２　前項の規定にかかわらず、大口供給を行う場合であつて、次のいずれかに該当するときは周知を要しない。<br>一　当該大口供給に係る第三条第一項第一号の年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル以上供給するものに相当する量であるとき。<br>二　当該大口供給に係る第三条第一項第一号の年間のガス供給量が、熱量四十六メガジュールのガスを常温及び常圧で五十万立方メートル未満供給するものに相当する量であつて、建物区分のうち工業用建物に供給するとき。 | |

なお、上記の比較表において、ガス事業法では「類似する規定なし。」としたが分類ではⅡとした項目については、供給義務等の簡易ガス事業の事業形態、保安規程における自主的な基準の制定及び民間基準が整備されていること等を勘案し、整合化の必要はないと判断した。

（２）－③ 供給設備の技術上の基準

１） 容器（液化石油ガス法施行規則第１条第２項第３号に定める容器）

| 技術上の基準<br>（液化石油ガス法施行規則第 53 条第１号）<br>供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示：供給設備等告示 | 技術上の基準<br>ガス工作物の技術上の基準を定める省令：技省令<br>ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示：技告示 | 分類 |
|---|---|---|
| イ<br>貯蔵設備（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。<br><br>表　略<br><br>※保安距離に関する比較は、４）保安距離の比較表に示す。 | （離隔距離）<br>技省令第６条　略<br>２　前項に規定するガス工作物（不活性のガス（空気を含む。以下同じ。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。以下この条から第十一条までにおいて同じ。）及び特定ガス発生設備に係る容器であって最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものは、その外面から学校、病院その他の告示で定める物件（以下「保安物件」という。）に対し告示で定める距離を有しなければならない。<br>３から８　略<br><br>（保安物件との離隔距離）<br>技告示第４条<br>略 | Ⅰ |
| ロ<br>イの表に掲げる貯蔵設備（イ）及び（ロ）には、十六・九七メートル以内にある第一種保安物件又は十一・三一メートル以内にある第二種保安物件に対し鉄筋コンクリート障壁等を設けること。<br><br>例示基準第２節　障壁<br>１．厚さ 12ｃｍ以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁は、次の基準のいずれかに適合するものとする。<br>（１） 鉄筋コンクリート製障壁<br>直径９ｍｍ以上の鉄筋を縦横 40ｃｍ以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束した厚さ 12ｃｍ以上、高さ 1.8m（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第 11 号。以下「規則」という。）第 18 条第３号イただし書、第 53 条第２号ロ及び第 | （保安物件との離隔距離）<br>技告示第４条<br>省令第六条第二項に規定する距離は、第一種保安物件に対しては次の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する Ｌ１によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応するＬ４によって表される値以上とする。ただし、第一号から第三号までに掲げるもの（液化石油ガスを通ずるガス工作物（低圧地下式貯槽以外の低温貯槽を除く。）に限る。）であって、当該ガス工作物の外面から次の表の Ｌ１によって表される距離内にある第一種保安物件又は Ｌ４によって表される距離内にある第二種保安物件に対し、厚さ十二センチメートル以上、高さ一・八メートル以上の鉄筋コンクリート造り若しくはこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けているもの又は第四号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める距離とする。 | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| 54 条第２号ロ（２）の場合にあっては、高さ２ｍ。以下この項において同じ。）以上のものであって、堅固な基礎の上に構築され、かつ、対象物を有効に保護できるものであること。<br>（２） コンクリートブロック製障壁<br>直径９ｍｍ以上の鉄筋を縦横 40ｃｍ以下の間隔に配筋し、特に隅部の鉄筋を確実に結束し、かつ、ブロックの空洞部にコンクリートモルタルを充てんした厚さ 15ｃｍ以上、高さ 1.8m以上のものであって、堅固な基礎の上に構築され、かつ、対象物を有効に保護できるものであること。<br>（３） 鋼板製障壁<br>厚さ 3.2mm以上の鋼板にあっては縦横 40ｃｍ以下の間隔に、厚さ６ｍｍ以上の鋼板にあっては縦横 1.8m以下の間隔に、それぞれ 30×30mm以上の等辺山形鋼を溶接で取り付けて補強した高さ 1.8m以上の障壁であって、堅固な基礎の上に構築され、かつ、対象物を有効に保護できるものであること。<br>２．略 | 一　地盤面下に埋設しているガス工作物（液化ガス用貯槽を除く。）又は水噴霧装置若しくはこれと同等以上の防火上有効な設備を設けているガス工作物（これらのガス工作物のうち、第三号又は第四号に掲げるものを除く。）　第一種保安物件に対しては次の表における当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する L2 によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該ガス工作物の処理能力又は貯蔵能力に対応する L5 によって表される値以上。<br>二　地盤面からその頂部までの埋設の深さが〇・六メートル以上に埋設している液化ガス用貯槽　第一種保安物件に対しては次の表における当該液化ガス用貯槽の貯蔵能力に対応する L3 によって表される値以上、第二種保安物件に対しては当該液化ガス用貯槽の貯蔵能力に対応する L6 によって表される値以上。<br>三　特定ガス発生設備に係る容器であって、高圧ガス保安法第四十一条に規定する容器又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第一条第二項第二号に規定するバルク貯槽に該当する容器　第一種保安物件に対しては L2 によって表される値以上、第二種保安物件に対しては、L5 によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあっては、それぞれ零メートル以上。<br>四　特定ガス発生設備に係る容器であって、地盤面からその頂部までの埋設深さが〇・三メートル以上に埋設している液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第一条第二項第二号に規定するバルク貯槽に該当する容器　第一種保安物件に対しては L2 によって表される値以上、第二種保安物件に対しては、L5 によって表される値以上。ただし、貯蔵能力が三千未満の容器にあっては、それぞれ零メートル以上。<br>表　略<br>２から４　略 | |
| ハ<br>貯蔵設備は、その外面から火気（当該貯蔵設備に附属する気化装置内のものを除く。以下ハにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し八メートル以上の距離を有し、又は当該貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間に当該貯蔵設備から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。 | （火気設備との距離）<br>技省令第十一条<br>製造所若しくは供給所に設置するガス（低圧のものであって地表面に滞留するおそれのないものを除く。以下この条において同じ。）若しくは液化ガスを通ずるガス工作物（配管、導管及び火気を取り扱うものを除く。以下この条において同じ。）又は移動式ガス発生設備は、当該ガス工作物又は当該移動式ガ | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| 例示基準第 16 節 漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置<br>漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置は、高さ２ｍ以上の耐火性の壁類を貯蔵設備と火気を取り扱う施設との間の迂回水平距離が、貯蔵能力 3,000 kg未満の場合は５ｍ以上、貯蔵能力が 3,000 kg以上の場合は８ｍ以上となるように設けることとする。 | ス発生設備からのガス又は液化ガスが漏えいした場合の火災等の発生を防止するため、その外面から火気を取り扱う設備（当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備と一体となって製造又は供給の用に供するものを除く。）に対し適切な距離を有しなければならない。<br><br>解釈例第８条<br>省令第 11 条に規定する「適切な距離」とは、当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備の外面（当該設備内のガス又は液化ガスを通じる容器、熱交換器等の外面をいう。）から火気を取扱う設備に対し８メートル（移動式ガス発生設備に係る場合は２メートル）以上の距離をいう。但し、当該ガス工作物と火気を取り扱う設備との間に当該ガス工作物から漏えいしたガス若しくは液化ガスが当該火気を取り扱う設備に流動することを防止するために、次の各号のいずれかの措置を講じた場合には、当該各号に定める距離とする。<br>一 火気を取り扱う設備との間に十分な高さの障壁等を設けた場合は、迂回水平距離にて８メートル （移動式ガス発生設備にあっては２メートル）以上とする。<br>二 火気を取り扱う設備の付近にガス漏えい検知警報装置を設置し、かつ、ガスの漏えいを検知した とき、当該火気を連動装置により直ちに消火することができる措置を講じた場合は、０メートル以上とする。<br>２ 略 | |
| ニ<br>貯蔵設備には、液化石油ガスが漏えいしたとき滞留しないような措置を講ずること。<br><br>例示基準第４節 漏えいした液化石油ガスの滞留防止のための構造又は措置<br>漏えいした液化石油ガスが滞留しないような構造又は措置は、次の基準のいずれかに適合するものとする。<br>（１） 床面に接し、かつ、外気に面して設けられた換気口の通風可能面積の合計が床面積１㎡につき 300ｃ㎡（金網等を取り付けた場合は、その太さによって減少する面積を差し引いた面積とする。）の割合で計算した面積以上（１箇所の換気口の面積は 2,400ｃ㎡以下とする。）であること。この場合、四方を障壁等で囲まれている場合にあっては、換気口は２方向以上に分散して設けること。<br>（２） 次の基準に適合した強制換気装置を設けること。 | （ガスの滞留防止）<br>技省令第九条<br>ガス又は液化ガスを通ずるガス工作物を設置する室（製造所及び供給所に存するものに限る。）は、これらのガス又は液化ガスが漏えいしたとき滞留しない構造でなければならない。<br>２ 製造所には、ガス又は液化ガスを通ずるガス工作物から漏えいしたガスが滞留するおそれのある製造所内の適当な場所に、当該ガスの漏えいを適切に検知し、かつ、警報する設備を設けなければならない。<br><br>解釈例第６条<br>省令第９条第１項に規定する「滞留しない構造」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。<br>一 ガスの性質、処理又は貯蔵するガスの量、設備の特性、室の広さ等を考慮した、次のいずれかの 構造のもの。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| ①　通風能力が床面積１㎡につき 0.5 ㎥／min 以上であること。<br>②　吸入口を床面近くに設けること。<br>③　排気ガス放出口を地盤面上より５ｍ以上高い位置に設けること。 | イ 換気のため十分な面積を持った２方向以上の開口部を持つ構造<br>ロ 機械的に有効な換気ができる構造<br>二 鉄筋コンクリート造りの室に設置する地盤面下に全部埋設された液化ガス用貯槽にあっては、その周囲に乾燥砂を詰めたもの。<br>２ 省令第９条第２項に規定する「ガスが滞留するおそれのある製造所内の適当な場所」とは、周囲の設備の配置状況、ガス又は液化ガスの性状、通風・換気状況等について考慮された場所をいう。 | |
| ホ<br>貯蔵設備（販売所内に設置されているものを除く。）には、さく、へい等を設けること。 | （立ち入りの禁止等）<br>技省令第四条<br>製造所及び供給所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講じなければならない。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。<br>２　略<br><br>解釈例第１条<br>ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号。以下「省令」という。） 第４条第１項に規定する「適切な措置」とは、製造所及び供給所にあっては、さく、へい、有刺鉄線 又は生垣等（以下「さく等」という。）を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をすることをいう。ただし、海、河川、湖沼、がけ等が境界となっている場合は、適切な措置が講じられているものとみなす。<br>２ 略 | Ⅱ |
| へ<br>貯蔵設備には、その外部から見やすいように警戒標を掲げてあること。<br><br>例示基準第１節　警戒標<br>警戒標は次の基準によるものとする。<br>（１） 警戒標を掲げる場所は、貯蔵施設及び貯蔵設備（貯槽及びバルク貯槽であるものを除き、貯蔵能力が 1,000 kg以上のものに限る。）の設置場所（以下この節において「貯蔵施設等」という。）の出入口又は貯蔵施設等に近接し、若しくは立ち入ることができる場所の周辺の外部から見やすい場所とする。この場合、近接し、又は立ち入ることができる方向が数方向ある場合には、それぞれの方向に対して掲げること。 | （立ち入りの禁止等）<br>技省令第四条<br>製造所及び供給所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講じなければならない。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。<br>２　略<br><br>解釈例第１条<br>ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号。以下「省令」という。） 第４条第１項に規定する「適切な措置」とは、製造所及び供給所にあっては、さく、へい、有刺鉄線 又は生垣等（以下「さく等」と | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| （２） 警戒標の表示は、外部の者が貯蔵施設等であることを明瞭に識別できる大きさで、次の事項を含むものであること。<br>① ＬＰガス貯蔵施設、ＬＰガス貯蔵設備又はＬＰガス特定供給設備（ただし、平成９年３月 31 日以前に掲げられた警戒標については、ＬＰガス容器置場と表示することができる。）<br>② 燃（赤色文字とする。）<br>③ 火気厳禁（赤色文字とする。）<br>（いずれも縦型でもよい。）<br>（２） 販売所から 50m以上離れた貯蔵施設等には、（２）に定めるもののほか、次の事項を併記し、又はこれらを標示した標識を掲げること。<br>① 販売所の名称及び所在地<br>② 貯蔵施設等の管理者の氏名<br>③ 貯蔵施設等の管理者の電話番号<br>（いずれも縦型でもよい。） | いう。）を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をすることをいう。ただし、海、河川、湖沼、がけ等が境界となっている場合は、適切な措置が講じられているものとみなす。<br>２ 略 | |
| ト<br>貯蔵設備には、消火設備を設けること。<br><br>例示基準第５節 防消火設備<br>貯蔵施設、貯蔵設備（貯槽及びバルク貯槽であるものを除き、貯蔵能力が 1,000 kg以上のものに限る。以下この節において同じ。）、貯槽及びバルク貯槽（貯蔵能力が 1,000 kg以上のものに限る。）に設ける防消火設備は、次の各号の基準による。<br>（１） 種類<br>① 消火設備は、粉末消火器又は水系消火器（以下「粉末消火器等」という。）とする。<br>② 略<br>（２） 消火設備の性能<br>粉末消火器等は、可搬性のものであって、能力単位Ａ－４及びＢ－10（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）に定められたものをいう。）以上のもので、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 21 条の２による検定に合格したものであること。<br>（３） 消火設備の設置<br>消火設備は、施設又は設備の種類に応じ、次の基準により設置するものとする。 | （防消火設備）<br>技省令第八条<br>製造所若しくは供給所に設置するガス若しくは液化ガスを通ずるガス工作物又は大容量移動式ガス発生設備には、その規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けなければならない。<br><br>解釈例第５条<br>省令第８条に規定する製造所若しくは供給所に設置するガス工作物に係わる「適切な防消火設備を適切な箇所に」とは、次の各号により設置されたものをいう。<br>一 略<br>二 特定ガス工作物に係わる防消火設備は、次のとおりとする。<br>イからロ 略<br>ハ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 41 条容器にあっては、次に掲げる設備が設けられていること。<br>（１） 貯蔵能力３ｔ未満の場合<br>能力単位 B-10 以上の消火器が、１の容器置場の床面積を 50 ㎡で除した値以上（最小２個）を設置する。 なお、消火器は、当該容器置場の入口付近に設置することを原則とし、容器を搬出又は搬入する場合に作業上支障のない位置に置く。 | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| ①　略<br>②　貯蔵設備にあっては、貯蔵能力 1,000kg につき１個以上の粉末消火器等を設置すること。<br>③から④　略<br>（４）　略 | （２）　貯蔵能力３ｔ以上の場合<br>ａ　（１）の消火設備を有する。<br>ｂ　ロに定めるストレージタンクに準じた防火設備を有すること。ただし、容器置場の壁が耐火性能を有するものである場合は、当該壁を防火設備とみなす。 | |
| チ<br>貯蔵設備には、不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板を設けること。<br><br>例示基準第３節　不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根又は遮へい板<br>１．不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根は、次の基準に適合するものとする。<br>（１）　屋根組は、材料に形鋼、軽量形鋼又はこれらと同等以上の強度を有する鋼材を使用し、その構造は、柱又は障壁に堅固に取り付けたものであること。<br>（２）　尾根材は、繊維強化セメント板、薄鉄板、アルミニウム板、繊維入り補強プラスチック（ポリエチレンを除く。）、網入りガラス又はこれらと同等以上の強度及び同一面積当たり同等以下の質量を有する軽量な材料であること。ただし、繊維入り補強プラスチック（ポリエチレンを除く。）又は網入りガラスを使用する場合にあっては、屋根総面積の１／４以下とし、明かり採り以外の用途には使用しないこと。<br>２．不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な遮へい板は、次の基準に適合するものとする。<br>（１）　遮へい板は、容器に直接日光が当たることのないように、当該容器から適当な間隔を置いて取り付けられたものであること。<br>（２）　材料は、厚さ２mm以下の薄鉄板又はこれと同等以上の遮へい効果を有し、かつ、これと同一面積当たり同等以下の質量を有する軽量なものであること。<br>３．平成 17 年３月 31 日現在屋根材として石綿スレートが現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手しているものについては、１．（２）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 | （附属設備等）<br>技省令第四十三条<br>１　略<br>２　容器又は容器の設置場所には、容器内の圧力が異常に上昇しないよう適切な温度に維持できる適切な措置を講じなければならない。<br><br>解釈例第 100 条<br>１　略<br>２　省令第 43 条第２項に規定する「適切な温度に維持できる適切な措置」とは、容器の設置場所に温度 上昇を防止するための不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量な屋根若しくは遮へい板を設けるか又 は散水装置により容器の温度が 40 度以上にならない構造のものをいう。 | Ⅱ |
| リ<br>充てん容器等には、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措 | （附属設備等）<br>技省令第四十三条 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 置を講ずること。<br><br>例示基準第９節　充てん容器等の転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置<br>充てん容器等に講ずべき転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷を防止する措置は、次に定めるところによるものとする。<br>（１）　貯蔵施設に置く場合<br>①　水平で、かつ、上から物が落ちるおそれのない場所に置くこと。<br>②　固定プロテクターのない容器にあっては、キャップを施すこと。<br>③　10 kg容器にあっては、原則として２段積以下とし、やむを得ず３段積にするときは、ロープ等により緊縛すること。<br>（２）　供給設備又は消費設備に接続されて置く場合<br>①　（１）①の基準による。この場合、充てん容器等の設置位置は、屋根又はひさしの垂直投影面の内側であって、かつ、積雪により埋没するおそれのない位置又は雪囲いを施す等によって保護された位置であること。ただし、落雪による衝撃等の外力に耐える構造の箱等　（側板下部の通風がよいものに限る。）　に充てん容器等を収納した場合はこの限りでない。<br>②　充てん量 10kg 以上の容器については、鉄鎖、ロープ等により容器を家屋その他の構築物に固定する等により、地震に際して転倒しないようにすること。 | 特定ガス発生設備には、容器の腐食若しくは衝撃又は容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。<br>２　略<br><br>解釈例第 100 条<br>省令第 43 条第１項に規定する「適切な措置」とは、次の各号に適合するものをいう。<br>一から二　略<br>三　容器の転落、転倒を防止するために鉄鎖で固定したり、容器立てを使用して固定すること。<br>四　略<br>２　略 | |
| ヌ<br>充てん容器等（当該容器に取り付けたスカートを含む。）には、湿気、水滴等による腐しょくを防止する措置を講ずること。<br><br>例示基準第 15 節　充てん容器等の腐しょく防止措置<br>湿気、水滴等による充てん容器等の腐しょくを防止する措置は、次に定めるところによるものとする。<br>（１）　充てん容器等の全面にわたって十分に塗装しておくこと。ただし、アルミニウム合金製の充てん容器にあってはこの限りではない。 | （附属設備等）<br>技省令第四十三条<br>特定ガス発生設備には、容器の腐食若しくは衝撃又は容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。<br>２　略<br><br>解釈例第 100 条<br>省令第 43 条第１項に規定する「適切な措置」とは、次の各号に適合するものをいう。<br>一　容器を設置する場所は水はけをよくし、底部を乾きやすくすること。<br>二　容器の全面に亘って、十分に塗装しておくこと。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| （２） 充てん容器等は、排水のよい水平な場所又は水平な台の上に置き、容器の底部を乾きやすくすること。 | 三から四　略<br>２　略 | |
| 三<br>貯蔵設備が容器である場合は、一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく充てん容器等の交換を行うことができる設備を設けること。<br><br>例示基準第７節　容器交換時に液化石油ガスの供給が中断しない設備<br>一般消費者等への液化石油ガスの供給を中断することなく、容器の交換を行うことができる設備は、次の基準のいずれかに適合するものとする。<br>（１） 自動切替式調整器<br>使用側の容器から供給される液化石油ガスの圧力が、0.07MPa 以上の一定の範囲の圧力に減少したとき、自動的に予備の容器から液化石油ガスの供給が開始されるものであること。<br>（２） 液状の液化石油ガス自動切替装置<br>使用側の容器から供給される液化石油ガスの圧力が、0.05MPa 以上 0.2MPa 以下の一定の範囲の圧力に減少したとき、自動的に予備の容器から液化石油ガスの供給が開始されるものであること。<br>（３） 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（チェック弁付のものに限る。）<br>液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和 43 年通商産業省令第 23 号。以下「器具省令」という。）別表第３の液化石油ガス用継手 | （構成等）<br>技省令第四十一条<br>特定ガス発生設備（容器に附属する気化装置内においてガスを発生させるものを除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、特定製造所において容器に充てんすることができる特定ガス発生設備であって、当該容器の液化ガス量を確認できる装置を設けたものは、この限りでない。<br>一　容器の部分は、集合装置により連結される同一のガス発生能力を有する二系統の容器で構成される構造のものであること。<br>二　集合装置の部分には一の系統の容器から発生するガスの圧力が供給に支障のある圧力以下に低下した場合、自動的に他の系統の容器からガスが発生する装置を設けること。<br>２　容器に附属する気化装置内においてガスを発生させる特定ガス発生設備の容器の部分には、当該容器内の液化ガスの量を確認することができる装置を設けなければならない。ただし、一の系統の容器内の液化ガスの量が供給に支障のある量以下に低下した場合、自動的に他の系統の容器から液化ガスが流出する装置を設けているものは、この限りでない。<br><br>解釈例第 98 条<br>略<br>２ 省令第 41 条第１項第２号に規定する「自動的に他の系統の容器からガスが発生する装置」とは、自動切替調整装置をいう。<br>３ 略 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 金具付高圧ホースの技術上の基準に適合するものであること。 | | |
| 四　第十八条第四号から第八号の二まで、第十号及び第十九号から第二十一号までの基準に適合すること。 | | |
| （規則第 18 条第４号）<br>貯蔵設備、気化装置及び調整器は、一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものであること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （規則第 18 条第５号）<br>バルブ、集合装置、供給管及びガス栓は、使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること。 | （附属設備等）<br>技省令第四十三条<br>特定ガス発生設備には、容器の腐食若しくは衝撃又は容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。 | Ⅱ |
| （規則第 18 条第６号）<br>バルブ、集合装置及び供給管には、腐しょくを防止する措置を講ずること。<br><br>例示基準第 28 節　供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置<br>略 | （防食措置）<br>技省令第四十七条<br>導管には、設置された状況により腐食を生ずるおそれがある場合にあっては、当該導管の腐食を防止するための適切な措置を講じなければならない。<br><br>解釈例第 103 条　防食措置<br>略 | Ⅱ |
| （規則第 18 条第７号）<br>バルブ、集合装置及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。<br><br>例示基準第 28 節　供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置<br>略<br><br>例示基準第 30 節　調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法<br>略 | （材料）<br>技省令第十四条<br>次の各号に掲げるガス工作物の主要材料は、最高使用温度及び最低使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、設備の種類、規模に応じて安全な機械的性質を有するものでなければならない。<br>一から四　略<br>五　集合装置及び連結配管<br>六　導管及びガス栓<br>七から十　略<br><br>解釈例第 14 条　導管等の材料<br>略 | Ⅱ |
| （規則第 18 条第８号）<br>集合装置及び供給管には、次に定める基準に適合する管を使用すること。<br>イ　充てん容器等又は貯槽と調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。ロに | （構造等）<br>技省令第十五条<br>略 | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| おいて同じ。）の間に設置される管にあっては、2.6 メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの<br>ロ　調整器とガスメーターの間に設置される管にあっては、0.8 メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの<br>ハ　二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間に設置される管にあっては、0.8 メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するもの<br>ニ　充てん容器等と集合装置に係る集合管若しくは調整器を接続する管又は調整器と硬質管を接続する硬質管以外の管にあっては、接続された状態で１キロニュートン以上の力で行う引張試験に合格するもの | ２　ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるものでなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。<br>一から四　略<br>３から４　略<br><br>解釈例第 50 条　耐圧試験<br>略 | |
| （規則第 18 条第８の２号）<br>集合装置又は供給管（以下この号において「集合装置等」という。）は、次に定める基準に適合するよう修理し、又は取り外すこと。<br>イ　集合装置等には、当該集合装置等から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。<br>ロ　集合装置等には、当該集合装置等から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていないことを確認するための措置を講ずること。<br>ハ　集合装置等には、当該集合装置等の修理又は取り外しが終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。<br><br>例示基準第 30 節　供給管等の修理又は取り外し<br>供給管若しくは配管又は集合装置（以下「供給管等」の修理は、次の基準によるものとする。<br>（１）供給管の修理をするときは、当該供給管から液化石油ガスの漏えいを防止するため当該供給管等の前後のバルブ又はガス栓を閉止すること。また、閉止されたバルブ又はガス栓の誤開放を防止するための措置を講ずること。<br>（２）供給管等の修理をするために当該供給管等の周辺を掘削したときは、当該掘削箇所に液化石油ガスが滞留していないことを確認し、滞留が確認された場合は、当該液化石油ガスによる酸欠及び爆発を防止する措置を講じつつ、これを排出すること。<br>（３）修理中に当該供給管等から液化石油ガスが漏えいすることのないよう、当該修理箇所に栓又はキャップを施す措置を講ずること。<br>（４）修理が終了したときは、当該修理箇所から液化石油ガスの漏えいがない | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| ことを確認すること。<br>（５）（３）及び（４）の作業には、液化石油ガス設備士有資格者以外の者は従事しないこと。 | | |
| （規則第 18 条第 10 号）<br>バルブ、集合装置、気化装置及び供給管は、漏えい試験に合格するものであること。<br><br>例示基準第 41 節　地盤面下に埋設した供給管又は配管（亜鉛めっきを施したもの又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものに限る。）の漏えい試験の方法<br>地盤面下に埋設した供給管又は配管（亜鉛めっきを施したもの又は亜鉛めっきを施した供給管に防しょくテープを施したものに限る。以下この節において「供給管等」という。）の漏えい試験を１年に１回以上、次のいずれかの方法（腐食測定による抵抗値が 10Ω以上の場合は４年に１回以上（１）に定める方法）により行い、その結果、異常がある場合は、適切に当該供給管等の改善を行うこと。<br>（１）　例示基準第 29 節で定める方法による漏えい試験<br>（２）　埋設管腐食測定器（供給管等に直接電流を流し、抵抗を測定し、腐食の進行状況を診断できるものであって、高圧ガス保安協会基準 S0739 液化石油ガス法施行規則関係技術基準埋設管腐食測定器に適合するものをいう。）による腐食測定 | （漏えい検査）<br>技省令第五十一条<br>略<br>２　道路に埋設されている導管からガス栓までに設置されている導管、ガスメーターコック、ガスメーター及びガス栓（特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給するものを除く。）は、次の表の上欄に掲げるガス工作物の部分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる頻度で、適切な方法により検査を行い、漏えいが認められなかったものでなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。<br>表　略<br>一　道路に埋設されている導管からガス栓までの間に、適切な漏えい検知装置が適切な方法により設置されている場合（当該装置が漏えいを検知することができる部分に限る。）<br>二　導管、ガスメーターコック、ガスメーター又はガス栓が設置されている場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができない場合<br>三　ポリエチレン管を使用している場合（当該使用している部分に限る。）<br>四　屋外において、埋設されていない部分がある場合（当該埋設されていない部分に限る。）<br>３　略 | Ⅰ |
| （規則第 18 条第 19 号）<br>気化装置は、次に定める基準に適合すること。<br>イ　気化装置は、使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること。<br>ロ　気化装置は、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものであること。<br>ハ　気化装置は、直火で直接液化石油ガスを加熱する構造のものでないこと。<br>ニ　気化装置には、液状の液化石油ガスの流出を防止する措置を講ずること。<br>ホ　温水により液化石油ガスを加熱する構造の気化装置であって寒冷地に設置するものには、温水部に凍結を防止するための措置を講ずること。 | （準用）<br>技省令第四十四条<br>１から２　略<br>３　第三十一条の規定は、容器に附属する気化装置内においてガスを発生させる特定ガス発生設備に準用する。<br><br>（気化装置の構造）<br>技省令第三十一条<br>液化ガス（不活性のものを除く。）を気化する装置（以下この条において「気化装置」という。）は、直火で加熱する構造のものであってはならない。<br>２　温水で加熱する構造の気化装置であって、加熱部の温水が凍結するおそ | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 例示基準第 33 節　気化装置における液状の液化石油ガスの流出防止措置<br>略<br><br>例示基準第 34 節　気化装置の温水部の凍結を防止する措置<br>気化装置の温水部の凍結防止措置は、次の基準によるものとする。<br>（１）　温水に不凍液を添加する。<br>（２）　不燃性断熱材料を用いて気化装置全体又は温水部を被覆する。 | れのあるものには、これを防止する措置を講じなければならない。<br>３　気化装置又はそれに接続される配管等には、気化装置から液化ガスの流出を防止する措置を講じなければならない。ただし、気化装置からの液化ガスの流出を考慮した設計である場合は、この限りでない。 | |
| （規則第 18 条第 20 号）<br>調整器は、次に定める基準に適合すること。<br>イ　調整器は、使用上支障のある腐しょく、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものであること。<br>ロ　調整器は、次に定める耐圧性能及び気密性能を有するものであること。<br>（１）　調整器（二段式減圧用二次側のものを除く。）の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、二・六メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び一・五六メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。<br>（２）　調整器（二段式減圧用二次側のものに限る。）の高圧側の耐圧性能及び気密性能は、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験及び〇・一五メガパスカル以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。<br>ハ　調整器（二段式減圧用一次側のものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、次に定める基準に適合すること。<br>（１）　調整器（生活の用に供する液化石油ガスに係るものに限る。）の調整圧力は、二・三キロパスカル以上三・三キロパスカル以下であり、かつ、閉そく圧力は、三・五キロパスカル以下であること。<br>（２）　調整器（（１）に規定するものを除く。）の調整圧力及び閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものであること。<br>例示基準第 27 節　最大消費数量を供給しうる調整器及び消費する液化石油ガスに適合した調整器<br>略<br><br>例示基準第 33 節　調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法<br>略 | （構造等）<br>技省令第十五条<br>略<br>２　ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるものでなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。<br>一から三　略<br>四　整圧器及び特定ガス発生設備に属する調整装置<br>３から４　略<br><br>（附属設備等）<br>技省令第四十三条<br>特定ガス発生設備には、容器の腐食若しくは衝撃又は容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。 | Ⅰ |
| （規則第 18 条第 21 号） | （ガス遮断装置等） | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 地下室、地下街その他の地下であって液化石油ガスが充満するおそれがある場所のうち告示で定めるもの（以下「地下室等」という。）に係る供給管（貯蔵能力が三百キログラム以上の貯蔵設備に接続されたものに限る。）には、当該地下室等の保安状況を常時監視できる場所において、直ちに液化石油ガスの供給を停止することができる緊急遮断装置を、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接して設けること。ただし、告示で定める地下室等にあっては、当該供給管と接続された貯蔵設備ごとに、これに近接した一のバルブによって液化石油ガスの供給を停止することができる場合は、この限りでない。 | 第四十九条<br>１から３　略<br>４　ガスの使用場所である地下室、地下街、その他地下であってガスが充満するおそれのある場所（以下「地下室等」という。）にガスを供給する導管には、その地下室等の付近の適切な場所に、危急の場合に当該地下室等へのガスの供給を地上から速やかに遮断することができる適切な装置を設けなければならない。<br>５から６　略<br><br>解釈例第 109 条　地下室等のガス遮断装置<br>略 | |

２）　貯槽（液化石油ガス法施行規則第１条第２項第１号に定める貯槽）

| 技術上の基準<br>（施行規則第 53 条第２号）<br>供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示：供給設備等告示 | 技術上の基準<br>ガス工作物の技術上の基準を定める省令：技省令<br>ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示：技告示 | 分類 |
|---|---|---|
| イ<br>貯槽（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。<br><br>表　略<br><br>※保安距離に関する比較は、４）保安距離の比較表に示す。 | （離隔距離）<br>技省令第六条<br>１　略<br>２　前項に規定するガス工作物（不活性のガス（空気を含む。以下同じ。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。以下この条から第十一条までにおいて同じ。）及び特定ガス発生設備に係る容器であって最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものは、その外面から学校、病院その他の告示で定める物件（以下「保安物件」という。）に対し告示で定める距離を有しなければならない。<br>３から８　略<br><br>（保安物件との離隔距離）<br>告示第四条 | Ⅰ |
| ロ<br>イの表に掲げる貯槽（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）及び（ホ）には、十六・九七メートル以内にある第一種保安物件若しくは十一・三一メートル以内にある第二種保安物件に対し鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該貯槽を地盤面下に埋設すること。<br><br>例示基準第２節　障壁<br>略 | （保安物件との離隔距離）<br>告示第四条<br>略 | Ⅰ |
| ハ<br>第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であって、経済産業大臣が指定する地域においては、貯槽を地盤面下に埋設すること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| ニ<br>地盤面下に埋設する貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。 | （準用）<br>第四十四条 | Ⅱ |

（１）　貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の（イ）、（ロ）又は（ハ）に掲げる措置を講ずること。ただし、腐しょくを防止する措置を講じた貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該貯槽を貯槽室に設置しないことができる。
（イ）　貯槽の周囲に乾燥砂を詰めること。
（ロ）　貯槽を水没させること。
（ハ）　貯槽室内を強制換気すること。
（２）　貯槽の頂部は、三十センチメートル以上地盤面から下にあること。
（３）　貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。

例示基準第 17 節 貯槽を貯槽室に設置しない場合の埋設基準及び貯槽室の防水措置

１．貯槽又はバルク貯槽（以下この節において単に「貯槽」という。）を貯槽室に設置しない場合の埋設の方式は横置式又は深井戸式のいずれかとし、その埋設方法は次の基準によるものとする。
（１） 横置式（地盤面下に設けた鉄筋コンクリート製の基礎の上に貯槽を水平に固定し、周囲を土砂により埋設し、地盤面上に柱で支えられた鉄筋コンクリート製のふたを施すもの）の場合
①　基礎の広さは、貯槽の水平投影面から周囲 600mm以上広くすること。
②　貯槽の支柱を固定する部分は、基礎と一体構造で作り、これに基礎ボルトにより貯槽を固定すること。
③　ふたは、その自重及びその上にかかる荷重が貯槽本体に直接かからず、かつ、基礎にかかるように、４本以上の鉄製又は鉄筋コンクリート製の柱により支持すること。この場合、柱にかかる荷重を受ける部分は、基礎と一体構造で作ること。
④　ふたの柱については、鉄製の場合は基礎ボルトにより、鉄筋コンクリート製の場合は鉄筋により、それぞれふた及び基礎に堅固すること。この場合、鉄製の柱には十分錆止め塗装を施すこと。
⑤　マンホール、ドーム、ノズル等（以下「突起物」という。）をふたから突出させる孔の部分には、ふたと突起物が接することによって突起物と貯槽本体との取付部に応力集中を起こさないようにするため、突起物のまわりに防錆措置を施し、その外面とふたとの間に 10mm以上 20mm以下の間隔をとり、鋼板等のプロテクターを設けること。
（２） 深井戸式（地盤に垂直に円筒状に掘った深い穴（以下「深井戸」という。）

第六条第七項（液化ガス用貯槽の相互間に係る部分に限る。）及び第三十六条の規定は、容器に準用する。
２から３　略
（離隔距離）
技省令第六条
１から６　略
７　液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）の相互間、地盤面下に全部埋設された液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）の相互間、一のガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものであって能力が三百立方メートル以上のものに限る。）と他のガスホルダーとの相互間及び液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）とガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものに限る。）との相互間は、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するために、保安上必要な距離を有しなければならない。
８　略

解釈例第３条
（離隔距離）
第３条
省令第６条第７項に規定する「保安上必要な距離」とは、次の各号に掲げる距離をいう。
一 略
二 地盤面下に全部埋設された貯槽の外面と他の地盤面下に全部埋設された貯槽の外面との距離にあっては１m 以上。
三から四　略
２ 略

| | | |
|---|---|---|
| の内部に円筒形の貯槽を縦におさめ、その周囲にセメントペースト等をつめて固定するもの）の場合<br>①　深井戸の内部に貯槽をおさめ、その頂部が地盤面から 30ｃｍ以下となるように固定すること。<br>②　深井戸は、掘さく機により施工すること。この場合、掘さく機のビット（穿孔刃先）は、その直径が貯槽の外径より 200mm以上大きいものを使用し、深井戸の探さは貯槽の底部の定着板の先端より 1.3m以上となるように施工すること。<br>③　貯槽を垂直に吊り込み、貯槽内に水を満たし、定位置を確認したのち、穴と貯槽の外面との間には下底からインヒビターを混入したセメントペースト等を圧入し、貯槽を地盤に固定すること。<br>④　深井戸の頂部地盤面には、深井戸の直径より広い範囲に堅固なガードレール等の防護措置を施して、貯槽上部に外部からの荷重がかからないようにすること。<br>２．貯槽室の防水措置は、次の基準によるものとする。<br>（１）　貯槽室の本体は、次の仕様のレディーミクストコンクリートを使用し、水密コンクリートとして施工＊すること。<br>粗骨材の最大寸法　25mm<br>設計基準強度　21．0MPa 以上 24．0MPa 以下<br>スランプ　12ｃｍ以上 15ｃｍ以下<br>空気量　４％<br>水セメント比　53%以下<br>その他　JIS A 5308（1996）レディーミクストコンクリートに定めるものとする。<br>＊水密コンクリートの施工については、土木学会制定「コンクリート標準示方書」23 章水密コンクリート参照<br>（２）　地下水位が高い地域又は漏水のおそれのある地域は、コンクリート打込み後、貯槽室の内面に無機質系浸透性塗布防水養護剤を塗布すること。<br>（３）　１．（１）⑤の突起物のプロテクターと突起物の外面との間及びプロテクターとふたとの間には、雨水の浸入を防止するため、ピッチ、アスファルト等を充てんすること。<br>（４）貯槽室に浸入した水及び気温の変化によって溜まった露滴等を排出するため、貯槽室の底部に水切り勾配をつけた上、集水桝を設け、かつ、集水桝に溜まった水が容易に排水できるようにすること。 | | |

| | | |
|---|---|---|
| （５）ガス検知用の管、集水管等地盤面上とほぼ同一高さにある管に対しては、雨水及び地盤面上の溜まり水等が貯槽室に浸入しないようにふたをすること。 | | |
| ホ<br>貯槽は、その外面から火気（当該貯槽に附属する気化装置内のものを除く。以下ホにおいて同じ。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあっては五メートル以上、三千キログラム以上のものにあっては八メートル以上の距離を有し、又は当該貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための施設を設けること。<br><br>例示基準第 16 節　漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置<br>略 | （火気設備との距離）<br>技省令第十一条<br>製造所若しくは供給所に設置するガス（低圧のものであって地表面に滞留するおそれのないものを除く。以下この条において同じ。）若しくは液化ガスを通ずるガス工作物（配管、導管及び火気を取り扱うものを除く。以下この条において同じ。）又は移動式ガス発生設備は、当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備からのガス又は液化ガスが漏えいした場合の火災等の発生を防止するため、その外面から火気を取り扱う設備（当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備と一体となって製造又は供給の用に供するものを除く。）に対し適切な距離を有しなければならない。<br><br>解釈例第８条<br>略 | Ⅰ |
| へ<br>貯槽（貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。以下へにおいて同じ。）は、その外面から他の貯槽又はバルク貯槽若しくは酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあっては三百立方メートル、液化ガスにあっては三千キログラム以上のものに限る。）に対し一メートル又は当該貯槽及び他の貯槽又はバルク貯槽若しくは当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。<br><br>例示基準第 37 節　貯槽の水噴霧装置<br>地盤面上に設置した隣接貯槽（バルク貯槽を含む。以下この節において同じ。）間に所定の距離がない場合に設けなければならない水噴霧装置は、次の基準に適合するものとする。<br>（１）液化石油ガスの貯槽が相互に隣接している場合又は酸素の貯槽と隣接している場合であって、貯槽間の距離が 1m又は当該液化石油ガスの貯槽の最大直径の４分の１のいずれか大なるものに等しい距離に満たない場合は、次 | （離隔距離）<br>技省令第六条<br>１から６　略<br>７　液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）の相互間、地盤面下に全部埋設された液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）の相互間、一のガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものであって能力が三百立方メートル以上のものに限る。）と他のガスホルダーとの相互間及び液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）とガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものに限る。）との相互間は、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するために、保安上必要な距離を有しなければならない。<br>８　略<br><br>解釈例第３条　離隔距離 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| の基準のいずれかに適合する水噴霧装置（散水装置を含む。以下同じ。）を設けるものとする。<br>①　当該貯槽の全表面に対して、表面積１㎡につき、８Ｌ/min を標準として計算した水量を貯槽の全表面に均一に放射できるものであること。この場合、保冷のため断熱材が使用されている貯槽であって、当該断熱材の厚さが当該貯槽の周辺の火災を考慮したものであり、かつ、十分な耐火性能を有するもの（以下「耐火構造貯槽」という。）にあっては、その水量を４Ｌ/min、また、厚さ 25mm以上のロックウール又はこれと同等以上の耐火性能を有する断熱材で被覆され、その外側を厚さ 0.35mm以上の JIS G 3302（1994）溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯又はこれと同等以上の強度及び耐火性能を有する材料で被覆したもの（以下「準耐火構造貯槽」という。）にあっては、その水量を 6.5Ｌ/min を標準として計算した水量とすることができる。<br>②　当該貯槽の外面から 40m以内に、貯槽に対していずれの方向からも放射できる消火栓（筒先圧力 0.245MPa 以上であって、放水能力 350Ｌ/min 以上の水を放水できるものをいう。以下この節において同じ。）を当該貯槽の表面積 25 ㎡につき消火栓１個の割合で計算した個数設けること。この場合、耐火構造貯槽にあっては当該貯槽の表面積 50 ㎡、準耐火構造貯槽にあっては当該貯槽の表面積 30 ㎡につき消火栓１個の割合で計算した個数とすることができる。<br>（２）液化石油ガスの貯槽が相互に隣接している場合又は酸素の貯槽と隣接している場合であって、貯槽間の距離がそれぞれの最大直径の和の４分の１の距離に満たない場合（（１）の場合を除く。）は、次の基準のいずれかに適合する水噴霧装置を設けるものとする。<br>①　当該貯槽の全表面に対して、表面積１㎡につき７Ｌ/min を標準として計算した水量を貯槽の全表面に均一に放射できるものであること。この場合、耐火構造貯槽にあってはその水量を２Ｌ/min、準耐火構造貯槽にあってはその水量を 4.5Ｌ/min を標準として計算した水量とすることができる。<br>②　当該貯槽の外面から 40m以内に、貯槽に対していずれの方向からも放射できるよう消火栓を当該貯槽の表面積 35 ㎡につき消火栓１個の割合で計算した個数設けること。この場合、耐火構造貯槽にあっては当該貯槽の表面積 125 ㎡、準耐火構造貯槽にあっては当該貯槽の表面積 45 ㎡につき消火栓１個の割合で計算した個数とすることができる。 | 省令第６条第７項に規定する「保安上必要な距離」とは、次の各号に掲げる距離をいう。<br>一　液化ガス用貯槽（以下この条において「貯槽」という。）の外面と他の貯槽の外面との距離にあっては、１メートル又は貯槽の最大直径の２分の１（地下式貯槽（当該貯槽内の液化ガスの最高液面が盛土の天端面以下にあり、かつ、埋設された部分が周囲の地盤に接しているものをいう。）であって最高使用圧力が低圧のもの（以下「低圧地下式貯槽」という。）は４分の１）の長さのいずれか大きいものに等しい値以上の値。ただし、ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（平成 12 年通商産業省告示第 355 号。以下「告示」という。）第５条第１項に規定する製造所（以能力を有する設備を設けた場合は、この限りではない。<br>二から四　略<br>２　略 | |

| | | |
|---|---|---|
| （３） 水噴霧装置は、同時に放射を必要とする最大水量を 30 分間以上連続して放射できる水量を有する水源に接続されていること。<br>（４） 水噴霧装置は、当該貯槽の外面から 15m以上離れた安全な位置で操作できるものであること。ただし、貯槽の周囲で予想される火災に対し有効かつ安全な遮へい装置を設けた場合は、この限りでない | | |
| ト<br>貯槽（販売所内に設置されているもの又は地盤面下に埋設されているものを除く。）には、さく、へい等を設けること。 | （立ち入りの禁止等）<br>技省令第４条<br>製造所及び供給所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講じなければならない。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。<br>２ 略<br><br>解釈例第１条<br>略 | Ⅱ |
| チ<br>貯槽には、その外部から見やすいように液化石油ガスの貯槽である旨を朱書すること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| リ<br>貯槽の材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。この場合において、告示で定める材料は、使用しないこと。<br><br>例示基準第 18 節 貯槽の適切な材料<br>貯槽の胴及び鏡板の材料は、次の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。<br>① JIS G 3106（1995）溶接構造用圧延鋼材（SM400A、SM490A 及び SM490YA を除く。）<br>② JIS G 3115（1990）圧力容器用鋼板 | （材料）<br>技省令第十四条<br>次の各号に掲げるガス工作物の主要材料は、最高使用温度及び最低使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、設備の種類、規模に応じて安全な機械的性質を有するものでなければならない。<br>一から三 略<br>四 令第一条 に規定する容器<br>五から十 略<br><br>解釈例第 13 条 製造設備等の材料<br>省令第 14 条第１号から第５号までに規定するガス工作物の主要材料（機械的強度に関連する部分（構造の強度計算に関する部分））は、次の各号のいずれかに適合するものであること。<br>一 次のイからホまでに掲げるものであって、高圧ガス保安法第 56 条の４第１項で定める特定設備検査合格証又は第 56 条の６の 14 第２項に定める特定設備基準適合証を有するもの（特定設備検査規則（昭和 51 年通商 | Ⅱ |

<table>
<tr><td></td><td>産業省令第４号）第２条第 16 号に規定する第一種特定設備に限る。）<br>イから二　略<br>ホ 特定ガス発生設備に係る容器であって、高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器以外の容器<br>二から十一　略<br>２　略</td><td></td></tr>
<tr><td>ヌ<br>貯槽には、使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること。</td><td>（附属設備等）<br>技省令第四十三条<br>特定ガス発生設備には、容器の腐食若しくは衝撃又は容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。<br>２　略</td><td>Ⅱ</td></tr>
<tr><td>ル<br>貯槽には、腐しょくを防止する措置を講ずること。<br><br>例示基準第 19 節 貯槽の腐しょく防止措置<br>貯槽の腐しょくを防止する措置は、次に掲げる基準に適合するものであること。<br>（１） 地盤面上に設置した貯槽<br>① 貯槽本体の外面及び本体に溶接で取り付けられている付属品の外面は、その部分に応じて、次のいずれかの方法により下地処理を行うこと。<br><table><tr><th>下地処理の種類</th><th>処　理　の　内　容</th></tr><tr><td>１種ケレン</td><td>ショットブラスト、サンドブラスト、化学薬品等を用いてミルスケール及びさびを完全に除去し、光沢のある金属面とする。</td></tr><tr><td>２種ケレン</td><td>完全に付着したミルスケールは残し、ディスクサンダ、チューブクリーナー、スクレーパ等を用いてそれ以外の不安定なミルスケール、さび等を除去する。</td></tr></table>② 貯槽の外面は、①の下地処理を行った後、粉塵、油、グリス等の付着していない状態にして、次のいずれかの錆止めペイントを２回以上塗布すること。この場合、２回目以降の錆止め塗装は、それ以前の錆止め塗装が十</td><td>（附属設備等）<br>技省令第四十三条<br>特定ガス発生設備には、容器の腐食若しくは衝撃又は容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。<br>２　略<br><br>解釈例第 100 条<br>（附属設備等）<br>省令第 43 条第１項に規定する「適切な措置」とは、次の各号に適合するものをいう。<br>一 容器を設置する場所は水はけをよくし、底部を乾きやすくすること。<br>二 容器の全面に亘って、十分に塗装しておくこと。<br>三 容器の転落、転倒を防止するために鉄鎖で固定したり、容器立てを使用して固定すること。<br>四 地盤面下に直接埋設しているバルク貯槽（貯蔵量３ｔ未満に限る。）にあっては、埋設のための防錆塗装及びマグネシウムによる電気防食が施されていること。<br>２ 略</td><td>Ⅱ</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| 分に硬化乾燥してから行うこと。<br>JIS K 5622（1995）　鉛丹さび止めペイント<br>JIS K 5623（1995）　亜酸化鉛さび止めペイント<br>JIS K 5625（1995）　シアナミド鉛さび止めペイント<br>JIS K 5664（1995）　タールエポキシ樹脂塗料<br>ジンクリッチペイント<br>（２）　地盤面下に埋設した貯槽<br>①　貯槽室に設置する貯槽にあっては、（１）①に定める下地処理及び（１）②に定める錆止め塗装を行った上に、外面保護としてアスファルトプライマーを２回塗布すること。<br>②　貯槽室に設置しない貯槽にあっては、貯槽本体外面から突出しているマンホール、ノズル等の突起物であって内部圧力がかかり、かつ、その外部が砂又は埋土等と接触する部分に、錆止め塗装を行った上にアスファルトプライマーを塗布し、アスファルトルーフィング又はアスファルトの浸透する布の巻付けとアスファルト塗布を交互に行い、その厚さを 10mm以上になるようにすること。（貯槽の支柱、吊り耳、間隔板、定着板、プロテクター等内部圧力が直接かからない部分は、本体との接合部を除き、外面保護は施さないでよい。）また、その設置場所の迷走電流又は土壌比抵抗を実測し、これに応じた適切な電気防しょく措置を講ずること。<br>③　貯槽に付属する配管のうち、貯槽室以外に埋設する部分の外面は、十分に乾燥し、油、グリス等を除去し、（１）②に掲げる錆止めペイントを２回以上塗布し、その上に②の措置を行うこと。<br>④　地盤面上に突出している部分は、（１）②に定める錆止め塗装を行った上に化粧ペイントを塗布すること。 | | |
| ヲ<br>貯槽の基礎は、不同沈下等により当該貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、貯槽の支柱（支柱のない貯槽にあっては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。<br><br>例示基準第 20 節 貯槽の基礎<br>１．貯槽及びバルク貯槽（以下この節において単に「貯槽」という。）を設置する場合は、その場所について不同沈下等貯槽の設置に有害な影響を及ぼす原因の有無について、地盤調査をしなければならない。この地盤調査は、当該場所の地質、地形、過去の不同沈下等の実績調査、ボーリング等により地盤の種類を | （構造等）<br>技省令第十五条<br>１から３　略<br>４　高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物（第二項第三号に掲げるもの、配管、導管、移動式ガス発生設備及び不等沈下等により当該ガス工作物に有害なひずみが生じないように設置された構造物上に設けられた高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物を除く。）の基礎の構造は、不等沈下等により当該ガス工作物に有害なひずみが生じないようなものでなければならない。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 確認するものとする。また、地盤調査の結果、その場所が湿潤な土地、埋立地で軟弱な土地、出水のおそれのある土地、がけ崩れのおそれのある土地その他地すべり、不同沈下等を起こしやすい土地である場合にあっては、その程度に応じて盛土、地盤改良、擁壁の設置等の措置を講ずるものとする。<br>２．地盤の許容支持力度は、１．により確認された地盤の種類に応じて、それぞれ次表に掲げる数値（２以上の種類からなる地盤にあっては、最も小さいもの）とする。<br>表　略<br>３．基礎は、２．による地盤の許容支持力度の値が当該貯槽及びその内容物並びにその基礎による単位面積当たりの荷重を上回るように工事をしなければならない。<br>４．貯槽の支柱又は底部を同一の基礎に緊結することは、貯槽の形に応じ次の図の例により、水平な基礎面に緊結するものとする。ただし、昭和 54 年３月 31 日現在設置してある貯蔵能力 30,000 kg以下の貯槽（以下「既設貯槽」という。）であって、その設置場所の地盤の許容支持力度の値が当該貯槽及びその内容物並びにその基礎の単位面積当たりの荷重を上回るような基礎の設置工事をしてある場合は、この限りでない。<br>図　略<br>５．貯槽を基礎に緊結する方法は、次の基準によるものとする。<br>（１）　緊結は、アンカーボルト（基礎中の鉄筋に溶接し、又はコンクリートにより基礎に固定したものに限る。）により締め付けることにより行う。<br>（２）　アンカーボルト、ナット及び座金の材料は、次に掲げるもの又はこれらと同等以上の強度を有するものとする。<br>JIS G 3101（1995）　一般構造用圧延鋼材<br>JIS G 3112（1987）　鉄筋コンクリート用棒鋼<br>JIS B 1181（1993）　六角ナット<br>JIS B 1256（1978）　平座金<br>（３）　アンカーボルトの形状、寸法及び所要数の一例を次の図及び表に示す。ただし、その寸法及び所要数は、アンカーボルトの直径及び強さ（引張強さ及びせん断強さ）とこれに加わる荷重との関係について強度計算をして求めた場合にあっては、その求めた寸法及び数とすることができる。<br>図及び表　略<br>（４）横置円筒形貯槽の前側のアンカーボルトは、図に示す例により固定する。<br>図　略 | | |

| | | |
|---|---|---|
| （５） 横置円筒形貯槽の支柱の支持間隔（スパン）が５ｍ以上のものにあっては、当該貯槽の遊動側の支柱に対し基礎据付面と支柱底面との間に次の基準に適合するすべり板を設けること。<br>① すべり板は、基礎に対し強固に固定され、かつ、支柱を貯槽の前後方向に容易にスライドさせることができる構造のものとする。この場合において、すべり板は支柱の底面より小さなものであってはならない。<br>② すべり板の材料は、JIS G 3101（1995）一般構造用圧延鋼材とし、厚さ12mm又は 16mmを標準とする。<br>③ すべり板のスライド面には、そりかえり等がないこと。<br>図 略 | | |
| ワ<br>貯槽は、常用の圧力の一・五倍以上（第二種特定設備にあっては、常用の圧力の一・三倍以上）の圧力で水その他の安全な液体を使用して行う耐圧試験（その構造により液体を使用することが困難であると認められるときは、常用の圧力の一・二五倍以上（第二種特定設備にあっては、常用の圧力の一・一倍以上）の圧力で空気、窒素等の気体を使用して行う耐圧試験）及び常用の圧力以上の圧力で行う気密試験に合格するものであること。<br><br>例示基準第 21 節 貯槽の耐圧試験及び気密試験<br>貯槽の耐圧試験及び気密試験は、次の基準によるものとする。この場合、耐圧試験圧力及び気密試験圧力の基準となる常用の圧力は、使用状態において当該貯槽に作用する圧力のうち最高のものをいう。<br>１．耐圧試験<br>（１） 耐圧試験は、原則として液圧試験によって行うこと。ただし、水以外の液体を用いる場合にあっては、次に掲げる条件に適合するものであること。<br>①使用する液体が、耐圧試験温度において沸点以下であること。<br>②可燃性液体の場合は、その引火点が 40℃より高いものであり、かつ、常温付近で試験する場合に限る。<br>（２） 耐圧試験において、やむを得ない理由で水又はその他の安全な液体を満たすことが不適切な場合には、空気又はその他の危険性のない気体によって行うことができる。<br>（３） 耐圧試験を空気その他の気体によって行う場合には、当該作業の安全を確保するため、当該設備の長手継手、周継手及び鏡板を作るための継 | （構造等）<br>技省令第十五条<br>１ 略<br>２ ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるものでなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。<br>一から四 略<br>３ ガス工作物のうち、ガス又は液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないものでなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。<br>一から三 略<br>４ 略<br><br>解釈例第 50 条 耐圧試験<br>省令第 15 条第２項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第 13 条第１項第１号に掲げるものにあっ ては、省令第 15 条第２項に規定する「適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるもの」であるとみなす。<br>一 ガス工作物（次号から第九号までに掲げるものを除く。）にあっては、最高使用圧力の 1.5 倍以上 の圧力で試験を行ったときこれに耐えるものであること。この場合、既設導管を穿孔して導管を分岐する場合にあっては、分岐管を接合した後分岐部分について穿孔前に耐圧試験を行うことができる。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 手に係る突合せ溶接による溶接部の全長について耐圧試験前に JIS Z 3104（1995）鋼溶接継手の放射線透過試験方法に規定される方法により放射線透過試験を行い、その等級の分類が１類又は２類であることを確認すること。<br>なお、次に示す溶接部については、JIS G 0565（1992）鉄鋼材料の磁粉探傷試験方法及び磁粉模様の分類又は JIS Z 2343（1992）浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の分類に規定される方法により探傷試験を行い、表面その他に有害な欠陥がないことを確認すること。<br>①引張強さの規格最小値が 570Ｎ／ｍｍ²以上の炭素鋼鋼板を使用した貯槽の溶接部<br>②板の厚さが 25ｍｍ以上の炭素鋼鋼板を使用した貯槽の溶接部<br>③開口部、管台、強め材その他の取付物を貯槽に取り付けた部分の溶接部<br>（４） 耐圧試験は、当該貯槽がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行われなければならない。<br>（５） 液体を使用する耐圧試験圧力は、常用の圧力の 1.5 倍以上（気体を使用する耐圧試験圧力は常用の圧力の 1.25 倍以上）とし、規定圧力保持時間は５～20 分間を標準とする。ただし、特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第４号）第２条第 17 号に規定する第二種特定設備にあっては、液体を使用する耐圧試験圧力は常用の圧力の 1.3 倍以上（気体を使用する耐圧試験圧力は常用の圧力の 1.1 倍以上）とする。<br>（６） 耐圧試験に従事する者は、作業に必要な最少限度の人数の者とし、観測等の場合、適切な障害物を設け、そのかげで行うようにすること。<br>（７） 耐圧試験を行う場所及びその付近は、よく整頓して、緊急の場合の避難の便を図るとともに、二次的な人体への危害が生じないように行うこと。<br>（８） 耐圧試験は、耐圧試験圧力において膨らみ、伸び、漏えい等の異常がないとき、これを合格とする。<br>（９） 耐圧試験を空気その他の気体によって行う場合は、まず常用の圧力又は耐圧試験圧力の１/２の圧力まで昇圧し、その後常用の圧力又は耐圧試験圧力の１/10 の圧力ずつ段階的に昇圧し、耐圧試験圧力に達したとき漏えい等の異常がなく、またその後圧力を下げて常用の圧力にしたとき膨らみ、伸び、漏えい等の異常がないとき、これを合格とする。<br>２．気密試験<br>（１） 気密試験は、耐圧試験に合格した後に行うこと。 | 二から九　略<br><br>解釈例第 51 条　気密試験<br>省令第 15 条第３項に規定する「適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないもの」と は、次の各号のいずれかに適合するものをいう。ただし、第 13 条第１項第１号に掲げるもの及び前条第１項第７号の規定による試験を行ったものにあっては、省令第 15 条第３項に規定する「適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないもの」であるとみなす。<br>一 ガス工作物（次号に掲げるもの、第３号に掲げるガス工作物及び第４号に掲げる容器を除く。）にあっては、次項で定める方法により最高使用圧力以上の気圧で試験を行ったとき漏えいがないもの<br>二から五　略<br>２から３　略 | |

| | | |
|---|---|---|
| （２）　気密試験は、原則として空気その他の危険性のない気体によって行うこと。<br>（３）　気密試験は、当該貯槽がぜい性破壊を起こすおそれのない温度において行わなければならない。<br>（４）　気密試験圧力は、常用の圧力以上とし、規定圧力を 10 分間以上保持し、漏えいの確認を行うこと。<br>（５）　気密試験は、気密試験圧力において漏えい等の異常がないとき、これを合格とする。<br>（６）　気密試験に従事する者は、作業に必要な最小限度の人数とし、観測等の場合、適切な障害物を設け、そのかげで行うようにすること。<br>（７）　気密試験を行う場所及びその付近は、よく整頓して、緊急の場合の避難の便を図るとともに、二次的な人体への危害が生じないように行うこと。 | | |
| カ<br>貯槽は、常用の圧力の二倍以上の圧力で降伏を起こさないような肉厚を有するものであること。<br><br>例示基準第 22 節　貯槽の肉厚<br>常用の圧力の２倍以上の圧力で降伏を起こさないような貯槽の肉厚の算定は、特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第４号）第 12 条の規定を準用する。この場合において「設計圧力」とあるのは、「常用の圧力」と読み替えるものとする。ただし、昭和 56 年９月１日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のため工事に着手しているものについては、なお従前の例による。 | （材料）<br>技省令第十四条<br>次の各号に掲げるガス工作物の主要材料は、最高使用温度及び最低使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、設備の種類、規模に応じて安全な機械的性質を有するものでなければならない。<br>一から三　略<br>四　令第一条に規定する容器<br>五から十　略<br><br>解釈例第 13 条　製造設備等の材料<br>省令第 14 条第１号から第５号までに規定するガス工作物の主要材料（機械的強度に関連する部分（構造の強度計算に関する部分））は、次の各号のいずれかに適合するものであること。<br>一　次のイからホまでに掲げるものであって、高圧ガス保安法第 56 条の４第１項で定める特定設備検査合格証又は第 56 条の６の 14 第２項に定める特定設備基準適合証を有するもの（特定設備検査規則（昭和 51 年通商産業省令第４号）第２条第 16 号に規定する第一種特定設備に限る。）<br>イから二　略<br>ホ　特定ガス発生設備に係る容器であって、高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器以外の容器<br>二から十一　略 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | ２　略 | |
| ヨ<br>　貯槽には、告示で定めるところにより、圧力計を設け、かつ、当該貯槽内の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。<br><br>（圧力計の設置等）<br>供給設備等告示第２条<br>　規則第 18 条第三号ワ及び第 53 条第二号ヨに規定する圧力計は、すべての貯槽に次に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。<br>一　圧力計は、日本工業規格Ｂ7505（1994）ブルドン管圧力計又はこれと同等程度以上の性能を有するものであり、かつ、測定範囲が当該設備の常用の圧力を適切に測定できるものであること。<br>二　圧力計は、１年ごとに計量法（平成４年法律第 51 号）第 144 条第２項の認定事業者が同法第 135 条第１項の特定標準器による校正等をされた計量器を用いて同法第 104 条第２項の規定により定められた圧力基準器に対応する期間内に校正を行った圧力計であって当該圧力計と同じ種類の圧力基準器と同じ若しくはより高い精度のもの又は同法第 72 条の規定に基づく検定証印を付されている圧力計であって検定に合格した後１年以内にあるもの（比較を行おうとする圧力計の比較のための適当な種類のものに限る。）と比較した場合における計量値の誤差が当該圧力計の目量の２分の１（一定間隔をもって断続的に指示又は記録をする装置を有する圧力計の場合にあっては通常用いられる測定範囲の最大値の 1,000 分の５）以内であること。ただし、毎年定期に同法第 16 条第１項第二号イの検定を受けてこれに合格したものについては、この限りでない。<br>２　規則第 18 条第三号ワ及び第 53 条第二号ヨに規定する安全弁はバネ式安全弁とし、すべての貯槽に次の第一号から第四号までに掲げる基準に従って設けなければならないものとする。<br>一　構造及び材質は、当該バネ式安全弁を設ける貯槽内にある液化石油ガスの圧力及び温度並びに当該液化石油ガスによる腐しょくに耐え得るものであること。<br>二　次号に定めるバネ式安全弁に係る規定吹出し量は、式の算式により得られた所要吹出し量以上であること。ただし、昭和 55 年３月 30 日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式 | （安全弁）<br>技省令第十七条<br>　ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー及び附帯設備（液化ガス用貯槽及び冷凍設備を除く。）であって製造設備に属するもの（容器に限る。）であって、最高使用圧力が高圧のもの若しくは中圧のもの又は液化ガスを通ずるもののうち、過圧が生ずるおそれのあるものには、その圧力を逃すために適切な安全弁を設けなければならない。この場合において、当該安全弁は、作動時に安全弁から吹き出されるガスによる障害が生じないよう施設しなければならない。<br><br>解釈例第 72 条<br>　省令第 17 条及び第 35 条に規定する「適切な安全弁」は、バネ式安全弁又はパイロット式安全弁とし、次の各号に掲げるところにより設けなければならない（ガスホルダーに設ける場合を除く。）。<br>一　安全弁は、設備毎に設けること。ただし、連続した設備にあっては、途中に遮断装置（誤操作防止を施した遮断装置を除く。）がなく、かつ、過圧が生ずるおそれのない場合に限り、最高使用圧 力の低い圧力の側に設置するのであれば１箇所に設ければよい。<br>二　安全弁を設ける場合（特定ガス発生設備に設ける場合を除く。）は、その弁軸は垂直とすること。<br>三　安全弁の吹出し容量の合計は、次のイ又はロによること。<br>イ　液化ガスを通ずるガス工作物以外のガス工作物にあっては、安全弁を設けるガス工作物内に送入されるガス又はガス工作物内で発生するガスの最大量以上であること。<br>ロ　液化ガスを通ずるガス工作物にあっては、安全弁を設けるガス工作物内に送入されるガス又はガス工作物内で発生するガスの最大量以上であり、かつ、次の（イ）又は（ロ）の式により算出した量（算出した量が当該ガス工作物内に保有される液化ガスの量を超える場合にあっては、当該ガス工作物内に保有される液化ガスの量）以上であること。<br>（イ）から（ロ）　略<br>四　JIS B 8210 （2009）「蒸気用及びガス用ばね安全弁」の「附属書 JA 安全弁の公称吹出し量の算 定方法」の「JA.2 ガス用に対する公称吹出し | Ⅱ |

安全弁については、この限りでない。

$$W_1=\frac{2.56\times10^8 S^{0.82} F+H}{L}$$

この式において、Ｗ１、Ｓ、Ｌ、Ｆ及びＨは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｗ１　一時間当たりの所要吹出し量（単位　kg／時）の数値

Ｓ　貯槽の外表面積（単位　㎡）の数値

Ｌ　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの１kg当たりの蒸発潜熱（単位　Ｊ）の数値

Ｆ　全表面に７・／㎡・分以上の水を噴霧する水噴霧装置又は全表面に 10・／㎡・分以上の水を散水する散水装置を設けた場合にあっては 0.6、地盤面下に埋設した場合にあっては 0.3、その他の場合にあっては 1.0

Ｈ　直射日光及び他の熱源からの入熱による補正係数であって、それぞれ次のイ及びロに掲げる算式により得られた数値

イ　直射日光

（65－t）×a（㎡：日光を受ける面積）

ロ　他の熱源

入熱量（J／㎡・h）×a（㎡：熱を受ける面積）

三　規定吹出し量は、次の算式により計算すること。ただし、昭和 55 年３月 30 日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式安全弁についてはこの限りでない。

$$W_2=CKPA\sqrt{\frac{M}{ZT}}$$

この式においてＫ、Ｐ、Ａ、Ｗ２、Ｔ、Ｍ、Ｋ及びＺは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｗ２　規定吹出し量（単位　kg／時）の数値

Ｋ　表第１に示す吹出し係数の数値

Ｃ　表第２に示す数値

Ｐ　第四号に定める吹出し量決定圧力（単位　絶対圧力により表示された MPa）の数値

Ａ　吹出し面積（単位　ｃ㎡）の数値

Ｍ　液化石油ガスの分子量の数値

量」により算出した公称吹出し量は、前号に規定する 安全弁の吹出し容量以上であること。

五　安全弁は、次に掲げるとおり作動するように設定すること。

イ　安全弁が１個の場合は、当該箇所の最高使用圧力以下の圧力で作動するように設定すること。 ただし、当該ガス工作物にその最高使用圧力以下の圧力で作動する逃し弁又は自動的にガスの流入を停止する装置がある場合は、当該箇所の最高使用圧力の 1.03 倍以下の圧力とすることができる。

ロ　安全弁が２個以上の場合は、１個はイの規定に準ずる圧力、他は当該箇所の最高使用圧力の 1.03 倍以下の圧力で作動するように設定すること。

六　安全弁の吹出し量決定圧力は、次のとおりであること。

イ　高圧又は中圧のガス工作物にあっては、最高使用圧力の 1.1 倍以下の圧力であること。

ロ　液化ガスを通ずるガス工作物にあっては、最高使用圧力の 1.2 倍以下の圧力であること。

七　安全弁は、排出を行っている状態で、当該ガス工作物の圧力が前号に規定された圧力を超えないようにしなければならない。

八　安全弁の構造及び材料は、 JIS B 8210（2009）「蒸気用及びガス用ばね安全弁」の「5.1 構造一 般」、「5.3 ばね」及び「７ 材料」によること。

（計測装置等）

第十八条

ガス発生設備（移動式ガス発生設備を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、排送機、圧送機及び附帯設備であって製造設備に属するものには、ガス又は液化ガスを通ずる設備の損傷を防止するため使用の状態を計測又は確認できる適切な装置を設けなければならない。

２　略

解釈例第 73 条　計測装置等

省令第 18 条第１項に規定する「計測又は確認できる適切な装置」とは、次の各号に掲げる事項を計測又は確認できるものをいう。

一から三　略

四　特定ガス発生設備にあっては、次に掲げる事項を計測できるもの

| | | |
|---|---|---|
| Ｔ　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度（単位　絶対温度）<br>Ｚ　図に示す圧縮係数の数値。ただし不明の場合のＺは、1.0 とする。<br><br>表第１及び表第２　略<br>図　略<br>四　吹出し量決定圧力は、許容圧力の 1.2 倍以下の圧力であること。ただし、昭和 55 年３月 30 日現在現に設置され、又は設置若しくは変更のための工事に着手している貯槽に係るバネ式安全弁については、この限りでない。 | イ 集合装置のガスの圧力<br>ロ 気化装置を有するものにあっては、前号イ及びロに掲げる事項<br>ハ 高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器以外の容器にあっては、第９号に掲げる事項<br>五から八　略<br>九 液化ガス用貯槽にあっては、次に掲げる事項を計測できるもの<br>イ 気相部の圧力<br>ロ 液化ガスの液面<br>十　略<br>２から３　略 | |
| タ<br>ヨの規定により設けた安全弁には、放出管を設けること。この場合において、放出管の開口部の位置は、周囲に着火源等のない安全な位置であって、地盤面から五メートルの高さ又は貯槽の頂部から二メートルの高さのいずれか高い位置以上の高さであること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| レ<br>貯槽には、液面計（丸形ガラス管液面計を除く。）を設けること。この場合において、ガラス管液面計を使用するときは、当該ガラス管液面計には、その破損を防止するための措置を講じ、貯槽とガラス管液面計とを接続する管には、自動式及び手動式の止め弁を設けること。<br><br>例示基準第 23 節　貯槽のガラス管液面計の破損を防止する措置<br>ガラス管液面計（クリンガー式ガラス管液面計及び平形透視式ガラス管液面計をいう。）の破損を防止する措置は、次の基準によるものとする。<br>（１）　ガラス管液面計に使用するガラスは、JIS B 8211（1994）ボイラー水面計ガラス中記号Ｂ若しくは記号Ｐに該当するもの又はこれらと同等以上の強度を有するものとする。<br>（２）　破損を防止するための措置は、金属又は合成プラスチックの保護覆を設けることとする。 | （計測装置等）<br>技省令第十八条<br>ガス発生設備（移動式ガス発生設備を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、排送機、圧送機及び附帯設備であって製造設備に属するものには、ガス又は液化ガスを通ずる設備の損傷を防止するため使用の状態を計測又は確認できる適切な装置を設けなければならない。<br>２　略<br><br>解釈例第 73 条　計測装置等<br>省令第 18 条第１項に規定する「計測又は確認できる適切な装置」とは、次の各号に掲げる事項を計測又は確認できるものをいう。<br>一から三　略<br>四　特定ガス発生設備にあっては、次に掲げる事項を計測できるもの<br>イ 集合装置のガスの圧力<br>ロ 気化装置を有するものにあっては、前号イ及びロに掲げる事項<br>ハ 高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器以外の容器にあっては、第９号に掲げる事項<br>五から八　略<br>九 液化ガス用貯槽にあっては、次に掲げる事項を計測できるもの | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | イ 気相部の圧力<br>ロ 液化ガスの液面<br>十　略<br>２　略<br>３　第１項で計測に使用する液面計は、ガラス管ゲージ（ガラス管の破損を防止するための防護措置を講じ、かつ、ガラス管を接続する配管には自動式及び手動式の止め弁を設けているものであること。）、クリンガー式液面計、フロート式液面計、差圧式液面計、静電容量式液面計、ディスプレーサ式液面計、電波式液面計、超音波式液面計（液相の距離を計測するものに限る。）又はこれらと同等以上の安全性及び機能を有しているものであって、ガラスを用いたものにあっては JIS B 8211 （1994）「ボイラー水面計ガラス」のガラス又はこれと同等以上の強度を有するガラス（同 JIS に示す耐圧性、耐熱衝撃性及び耐腐食性を有するガラスをいう。）を使用しているものとする。ただし、高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物にあっては、丸形ガラス管ゲージ以外のものとする。 | |
| ソ<br>貯槽に取り付けられた受入管（液化石油ガスを受け入れるための管をいい、当該管と貯槽との接続部を含む。以下ツ及びウにおいて同じ。）及び供給管（当該管と貯槽との接続部を含む。以下ツ及びウにおいて同じ。）には、ツの規定により設ける緊急遮断装置に係るバルブのほか、二以上のバルブを設け、当該二以上のバルブの一は、当該貯槽の直近に設けること。この場合において、当該貯槽の直近に設けたバルブは、液化石油ガスを送り出し又は受け入れるとき以外のときは、閉止しておくこと。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| ツ<br>受入管及び供給管（内容積が五千リットル以上の貯槽に取り付けられたものに限る。）には、当該貯槽の外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる緊急遮断装置を設けること。ただし、受入管にあっては、逆止弁をもって代えることができる。<br><br>例示基準第 38 節　緊急遮断装置及び逆止弁<br>緊急遮断装置及び逆止弁は、次の基準によるものとする。<br>（１）　緊急遮断装置又は逆止弁の取付け位置<br>①　貯槽の元弁の外側のできる限り貯槽に近い位置又は貯槽の内部に設けるものとし、貯槽の元弁と兼用しないこと。 | （準用）<br>技省令第四十四条<br>第六条第七項（液化ガス用貯槽の相互間に係る部分に限る。）及び第三十六条の規定は、容器に準用する。<br>２から３　略<br><br>（液化ガス用貯槽の遮断装置）<br>技省令第三十六条<br>液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）の液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられる配管（当該貯槽からの液化ガスの流出のおそれのない構造のものを除く。）には、液化ガスが漏えいした場合の災害の | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| ②　貯槽の沈下又は浮上、供給管の熱膨張、地震及びその他の外力の影響を考慮すること。<br>（２）　緊急遮断装置の操作機構等<br>①　緊急遮断装置の操作機構は、遮断弁の構造に応じて、液圧、気圧、電気又はバネ等を動力源として用いること。<br>②　緊急遮断装置の遮断操作を行う位置は、当該貯槽から５ｍ以上離れた位置であり、かつ、予想される液化石油ガスの大量流出に対し十分安全な場所にあること。<br>③　遮断操作は、簡単であるとともに確実かつ速やかに行うことができるものであること。<br>（３）　緊急遮断装置の遮断性能等<br>①　緊急遮断装置を設置し、又は修理する場合は、製造者又は修理施工者において JIS B 2003（1994）バルブの検査通則に定める水圧を用いる弁座漏れ検査を行い、漏れがないことを確認したものを使用すること。<br>　ただし、水圧の代わりに空気又は窒素等の気圧を用いる漏えい検査を行ってもよく、この場合は、差圧 0.5MPa 以上 0.6MPa 以下における毎分の漏えい量が 0.05Ｌ×呼び径mm／25mm（0.33Ｌを超えるときは 0.33Ｌ）を超えないこと。<br>②　取り付けられた状態の緊急遮断装置について、６月に１回以上作動試験を行い、円滑かつ確実に開閉する作動機能を有することを確認し、１年に１回以上弁座の漏えい検査を行い、漏えい量が保安上支障のない量以下であることを確認すること。<br>（４）　緊急遮断装置の開閉状態を示すシグナルランプ等の標示を設ける場合は、液化石油ガスの送出し又は受入れを確認できる場所に設けること。 | 発生を防止するため、液化ガスの流出及び流入を速やかに遮断することができる適切な装置を適切な箇所に設けなければならない。<br><br>解釈例第 93 条<br>　省令第 36 条に規定する「速やかに遮断することができる適切な装置を適切な箇所に設け」とは、 次の各号に掲げるものをいう。<br>一　略<br>２　特定製造所における省令第 36 条に規定する「速やかに遮断することができる適切な装置を適切な箇所に設け」とは、次の各号に掲げるものをいう。<br>一　容積が 5,000ℓ未満の容器の場合<br>イ　高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器にあっては、当該容器に取り付けた配管に手動弁等の遮断装置を当該容器と当該配管との接続部付近に設置する。<br>ロ　高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器以外の容器にあっては、当該容器に取り付けた配管（液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、当該容器からの液化ガスの流出のおそれのない構造のものを除く。）の外面から離れた位置において操作することのできる緊急遮断装置を設置する。ただし、液化ガスを受け入れるためのみに用いられる配管にあっては、手動弁又は逆止弁をもってかえることができる。<br>二　容積が 5,000ℓ以上の容器の場合 容器に取り付けた配管（液化ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものであって、 当該容器から緊急遮断装置までに限り、かつ、当該容器からの液化ガスの流出のおそれのない構造のものを除く。）に当該容器及び当該配管（埋設された配管にあっては０ｍ以上）の外面から５ｍ以上離れた位置において操作することができる緊急遮断装置を設置する。ただし、液化ガスを受け入れるためのみに用いられる配管にあっては、手動弁又は逆止弁をもってかえることができる。 | |
| ネ<br>　地盤面上に設置する貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。 | （準用）<br>技省令第四十四条<br>　略<br>２　　第三十七条の規定は、高圧ガス保安法第四十一条に規定する容器以外の容器に準用する。<br>３　　略 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 例示基準第 24 節　貯槽の耐熱構造等<br>貯槽及びバルク貯槽（これらに付属する液面計及びバルブ類を含む。）（以下この節において単に「貯槽」という。）に対して講ずべき耐熱性の構造等は、次の基準によるものとする。<br>（１） 次の基準に適合する噴霧装置（散水装置を含む。以下この節において同じ。）又は消火栓を設けること。<br>① 貯槽の表面積１㎡につき５Ｌ/min 以上の割合で計算した水量を貯槽全表面に噴霧できる固定した装置であること。この場合、貯槽が厚さ 25mm 以上のロックウール又はこれと同等以上の耐火性能を有する断熱材で被覆され、その外側を厚さ 0.35mm以上の JIS G 3302（1994）溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯又はこれと同等以上の強度及び耐火性能を有する材料で被覆したもの（以下この節において「準耐火構造貯槽」という。）にあっては、その表面積１㎡につき 2.5Ｌ/min 以上の割合で計算した水量を噴霧できる固定した装置とすることができる。<br>② 当該貯槽の外面から 40m以内に、貯槽に対していずれの方向からも放水できる消火栓（筒先圧力 0.245MPa 以上であって、放水能力 350Ｌ/min 以上のものをいう。以下この節において同じ。）を当該貯槽の表面積 40 ㎡につき消火栓１個の割合で計算した個数以上設けること。この場合、準耐火構造貯槽にあっては、その設置個数を当該貯槽の表面積 85 ㎡につき消火栓１個の割合で計算した個数以上とすることができる。<br>③ 噴霧装置又は消火栓は、同時に放射を必要とする最大水量を 30 分間以上連続して放射できる量を有する水源に接続されていること。<br>（２） 高さ１m以上の支柱（構造物の上に設置された貯槽にあっては、当該構造物の支柱をいう。）に対しては、厚さ 50mm以上のコンクリート又はこれと同等以上の耐火性能を有する不燃性の断熱材（建築基準法施行令の規定に基づき耐火構造を指定する告示（昭和 39 年建設省告示第 1675 号）第２条第２号に規定するものをいう。）で被覆すること。ただし、（１）に定める噴霧装置又は消火栓を支柱に対して散水できるように設けた場合にあっては、これに代えることができる。 | （耐熱措置）<br>技省令第三十七条<br>液化ガス用貯槽（埋設された液化ガス用貯槽にあっては、その埋設された部分を除く。）又は最高使用圧力が高圧のガスホルダー及びこれらの支持物は、当該設備が受けるおそれのある熱に対し十分に耐えるものとし、又は適切な冷却装置を設置しなければならない。ただし、不活性の液化ガス用貯槽であって、可燃性の液化ガス用貯槽の周辺にないものは、この限りでない。<br><br>解釈例第 94 条<br>１から３　略<br>４ 特定製造所における省令 37 条に規定する「適切な冷却装置」とは、ストレージタンク及びバルク貯槽（貯蔵能力が３ｔ未満のものを除く。）にあっては、次の各号のいずれかに適合するものとする。 なお、これらの散水装置（噴霧装置を含む。）は、30 分間以上連続して散水できる水量を持った水源と接続され、かつ、散水装置は当該ストレージタンク、バルク貯槽及び支持物の外面から５m 以上離れた安全な位置から操作できるものであること。ただし、当該ストレージタンク及びバルク貯槽本体に取り付ける液面計、弁類は含まない。<br>一 ストレージタンク、バルク貯槽及び支持物の表面積１㎡につき５ℓ/min 以上の割合で算出した水量をストレージタンク、バルク貯槽及び支持物全表面に一様に散水できる散水装置<br>二 厚さ 25 ㎜以上のロックウール又はこれと同等以上の耐火性能を有する断熱材で被覆され、その外側を厚さ 0.35 ㎜以上の JIS G 3302（2007）「溶融亜鉛メッキ鋼板及び鋼帯」又はこれと同等以上の強度及び耐火性能を有する材料で被覆したストレージタンク及びバルク貯槽及び支持物の表面積１㎡につき 2.5ℓ/min 以上の割合で算出した水量をストレージタンク、バルク貯槽及び支持物全表面に一様に散水できる散水装置 | |
| ナ<br>貯槽（販売所内に設置されているものに限る。）から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所には、当該液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、警報するための設備を設けること。 | （ガスの滞留防止）<br>技省令第九条<br>略<br>２ 製造所には、ガス又は液化ガスを通ずるガス工作物から漏えいしたガスが滞留するおそれのある製造所内の適当な場所に、当該ガスの漏えいを適切に | Ⅱ |

例示基準第 25 節　ガス漏えい検知警報設備その設置

ガス漏えい検知警報設備及びその設置は、次の基準によるものとする。

（１）　機能

ガス漏えい検知警報設備（以下この節において単に「検知警報設備」という。）は、液化石油ガスの漏えいを検知した上、その濃度を指示するとともに警報を発するものとし、次の機能を有するものとする。

①　接触燃焼方式、半導体方式その他の方式によって検知エレメントの変化を電気的機構により伝達し、あらかじめ設定された液化石油ガス濃度（以下この節において「警報設定値」という。）において自動的に警報を発するものであること。

②　警報設定値は、設置場所の周囲の温度において、爆発下限界の 1/4 以下の値であること。

③　警報精度は、警報設定値に対し±25%以下のものであること。

④　検知から発信に至るまでの遅れは、警報設定値の 1.6 倍の濃度において通常 30 秒以内であること。

⑤　電源の電圧等が 10%変動した場合であっても、警報精度が低下しないものであること。

⑥　指示計の目盛は、０から爆発下限界値までを目盛の範囲に明確に表示するものであること。

⑦　警報を発した後は、液化石油ガス濃度が低下しても警報を発信し続け、その確認又は対策を講ずることにより警報が停止するものであること。

（２）　構造

検知警報設備の構造は、次の基準に適合するものとする。

①　十分な強度を有し（特にエレメント及び発信回路は耐久力を有するものであること。）、かつ、取扱い及び整備（特にエレメントの交換等）が容易であること。

②　液化石油ガスに接触する部分は耐しょく性の材料又は十分な防しょく処理を施した材料を用いたものであり、その他の部分は塗装及びめっきの仕上げが良好なものであること。

③　防爆性については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 条）第 44 条による検定に合格したものであること。

④　検出端部の受信回路は、他の検出端部の受信回路が作動している場合であっても、当該検知警報設備が作動すべき場合には警報を発することができるものであることとし、かつ、検知部分が識別できるものであること。

検知し、かつ、警報する設備を設けなければならない。

解釈例第６条

１　略

２　省令第９条第２項に規定する「ガスが滞留するおそれのある製造所内の適当な場所」とは、周囲の設備の配置状況、ガス又は液化ガスの性状、通風・換気状況等について考慮された場所をいう。

| | | |
|---|---|---|
| ⑤　受信回路は、作動状態にあることが容易に識別できるものであること。<br>⑥　警報は、ランプの点灯又は点滅と同時に警報を発するものであること。<br>（３）　設置<br>検知警報設備の設置は、次の基準によるものとする。<br>①　検出端部は、貯槽に液化石油ガスを受入れ又は払出しをする場所の周囲に２個以上設置すること。<br>②　検出端部を設置する高さは、液化石油ガスの比重、周囲の状況、貯槽の高さ等の条件に応じて定めること。<br>③　警報を発し、及びランプの点灯又は点滅する場所は、関係者が常駐する場所であって、警報があった後、各種の対策を講ずるのに適切な場所とすること。 | | |
| ラ<br>貯槽には、当該貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。<br><br>例示基準第 26 節　貯槽の静電気の除去措置<br>１．貯槽及びバルク貯槽（以下この節において単に「貯槽」という。）（接地抵抗値が 100Ω（避雷設備を設けたものにあっては、10Ω）以下であるものを除く。）の静電気を除去する措置は、次の基準によるものとする。<br>（１）　貯槽は、単独に接地しておくこと。<br>（２）　接地接続線は、断面積 5.5mm²以上のもの（単線を除く。）を用い、ろう付け、溶接、接続金具を使用する方法等によって確実に接続すること。<br>（３）　接地抵抗値は、100Ω（避雷設備を設けたものにあっては、10Ω）以下とすること。<br>２．静電気除去設備を正常な状態に維持するため、次の事項について検査を行い、機能を確認するものとする。<br>（１）　地上における接地抵抗値<br>（２）　地上における各接続部の接続状況<br>（３）　地上における断線、その他の損傷箇所の有無 | （静電気除去）<br>技省令第十二条<br>液化ガスを通ずるガス工作物には、当該ガス工作物に生ずる静電気を除去する措置を講じなければならない。ただし、当該静電気によりガスに引火するおそれがない場合にあっては、この限りでない。<br><br>解釈例第９条<br>省令第 12 条に規定する「静電気を除去する措置」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。<br>一　接地抵抗値が総合 100 オーム以下であるもの。<br>二　特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備に係る容器にあっては、当該容器を設置する前に地面に直接接すること等により確実に静電気が除去されたもの。 | Ⅱ |
| ム<br>貯槽には、その貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあっては消火設備を、三千キログラム以上のものにあっては防消火設備を設けること。<br><br>例示基準５．防消火設備 | （防消火設備）<br>技省令第八条<br>製造所若しくは供給所に設置するガス若しくは液化ガスを通ずるガス工作物又は大容量移動式ガス発生設備には、その規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けなければならない。 | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| 貯蔵施設、貯蔵設備（貯槽及びバルク貯槽であるものを除き、貯蔵能力が 1,000 kg以上のものに限る。以下この節において同じ。）、貯槽及びバルク貯槽（貯蔵能力が 1,000 kg以上のものに限る。）に設ける防消火設備は、次の各号の基準による。<br>（１） 種類<br>① 消火設備は、粉末消火器又は水系消火器（以下「粉末消火器等」という。）とする。<br>② 防火設備は、散水設備又は消火栓とする。<br>（２） 消火設備の性能<br>粉末消火器等は、可搬性のものであって、能力単位Ａ－４及びＢ－10（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）に定められたものをいう。）以上のもので、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 21 条の２による検定に合格したものであること。<br>（３） 消火設備の設置<br>消火設備は、施設又は設備の種類に応じ、次の基準により設置するものとする。<br>① 略<br>② 貯蔵設備にあっては、貯蔵能力 1,000kg につき１個以上の粉末消火器等を設置すること。<br>③ 貯槽にあっては、３個以上の粉末消火器等を、その周囲の安全な場所に設置すること。<br>④ 略<br>（４） 防火設備の性能<br>防火設備は、次の基準のいずれかに適合するもの又は第 24 節の規格に適合するものであること。<br>① 散水設備<br>貯槽又はバルク貯槽に対し、固定された孔あき配管、散水ノズル付き配管等によって散水する設備をいい、当該貯槽又はバルク貯槽の表面積１㎡当たり５Ｌ／min 以上の水量を散水できるものであること。ただし、厚さ25mm以上のロックウール又はこれと同等以上の耐火性能を有する断熱材で被覆し、さらにその外側を厚さ 0.35mm以上の JIS G 3302（1994）溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯又はこれと同等以上の強度及び耐火性能を有する材料で被覆した貯槽又はバルク貯槽にあっては、散水量を２分の１に減ずることができる。 | 解釈例第５条<br>省令第８条に規定する製造所若しくは供給所に設置するガス工作物に係わる「適切な防消火設備を適切な箇所に」とは、次の各号により設置されたものをいう。<br>一 略<br>二 特定ガス工作物に係わる防消火設備は、次のとおりとする。<br>イ 略<br>ロ ストレージタンクにあっては、次に掲げる設備が設けられていること。<br>（１）能力単位 B-10 以上の消火器を３個以上その周囲の安全な場所に設置する。<br>（２）次の防火設備（散水設備又は水消火栓）を設置する。<br>a 散水設備は、ストレージタンクの表面積１㎡当たり５ℓ/min 以上の水量を散水できるもの<br>b 水消火栓は、２方向以上から放水できるものであって、散水設備の能力の 1.6 倍以上か、350ℓ/min のいずれか大なる水量を放水できるもの<br>c 防火用水供給設備は、散水設備の放水量で 30 分以上連続して取水できる水源に接続されており、かつ、供給設備の操作弁等の操作場所は、ストレージタンクの外面から、15m 以上離れた安全な場所であること。ただし、ストレージタンクの周囲で予想される火災に対し有効かつ、安全な遮へい装置を設けた場合は、この限りでない。<br>（３）液化石油ガスの受払い設備にあっては、当該設備の車輌の停止する近辺に能力単位 B-10 相当の粉末消火器を２個以上設置する。 | |

| | | |
|---|---|---|
| ②　消火栓<br>　屋外に設置され、かつ、ホース、筒先、ハンドル等の放水器具を備えたものであって、放水ノズルの筒先圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が 0.245MPa 以上で、放水能力が 350Ｌ／min 以上のものであること。<br>（６）　防火設備の設置<br>①　次の防火設備のうちいずれか適切なものを設置すること。<br>（ｉ）　散水設備<br>（ii）　２方向以上から散水設備の散水量の 1.6 倍以上の水量を放水できる能力を有する消火栓<br>②　防火設備は、同時に放射を必要とする最大水量を 30 分間以上連続して放射できる水量を有する水源に接続されていること。<br>③　防火用水供給設備の供給元弁及び操作弁の操作場所は、当該貯槽又はバルク貯槽の外面から 15m以上離れた安全な位置であること。ただし、貯槽又はバルク貯槽の周囲で予想される火災に対し有効かつ安全な遮へい装置を設けた場合は、この限りでない。 | | |
| ウ<br>　受入管及び供給管に設けたバルブ（操作ボタン等により当該バルブを開閉する場合にあっては、当該操作ボタン等。以下ウにおいて同じ。）には、次の（１）及び（２）に掲げる基準により、作業員が当該バルブを適切に操作することができるような措置を講ずること。<br>（１）　バルブには、当該バルブの開閉方向（操作することにより当該バルブに係る貯槽に保安上重大な影響を与えるバルブにあっては、当該バルブの開閉状態を含む。）を明示すること。<br>（２）　バルブ（操作ボタン等により開閉するものを除く。）に係る受入管及び供給管には、当該バルブに近接する部分に、容易に識別することができる方法により、当該管内の液化石油ガスの流れの方向を表示すること。 | （誤操作防止及びインターロック）<br>技省令第二十条<br>　製造所、供給所又は移動式ガス発生設備に設置する遮断装置には、誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置を講じなければならない。<br>２から３　略<br><br>解釈例第 75 条<br>　省令第 20 条第１項に規定する「誤操作を防止し、かつ、確実に操作することができる措置」とは、次の各号に掲げるものをいう。<br>一 遮断装置には、当該遮断装置の開閉方向（ガス工作物に保安上重大な影響を与える遮断装置にあっては、当該遮断装置の開閉状態を含む。）を明示すること。<br>二 ガス工作物に保安上重大な影響を与える遮断装置（操作ボタン等により開閉するものを除く。）に係る配管には、当該遮断装置に近接する部分に、容易に区別することができる方法により、当該配管内のガスその他の流体の種類及び方向を表示すること<br>三 ガス工作物に保安上重大な影響を与える遮断装置のうち通常使用しないもの（緊急の用に供するものを除く。）には、施錠、封印又はこれらに類する措置を講ずること。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| ヰ<br>　貯槽（貯蔵能力が三千キログラム以上のものに限る。）、受入管及び供給管（告示に定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下この号において「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの（経済産業大臣がその計算を行うに当たって十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。）によることができる。 | （構造等）<br>技省令第十五条<br>　次の各号に掲げるガス工作物の構造は、供用中の荷重並びに最高使用温度及び最低使用温度における最高使用圧力に対し、設備の種類、規模に応じて適切な構造でなければならない。<br>　一　ガス発生設備及びガス精製設備に属する容器（第四号に掲げるものを除く。）及び管のうち、液化ガスを通ずるものであって内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分又はガスを通ずるものであって内面に〇・二メガパスカル以上の圧力を受ける部分<br>　二から十一　略<br>２から４　略<br><br>解釈例第 20 条　ガス発生設備及びガス精製設備<br>１から２　略<br>３　特定ガス発生設備であって、高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器以外の容器の構造は、第 38 条第１号イからハまで、第４号又は第７号のいずれかの規定に適合すること。ただし、貯蔵能力が３ｔ未満のバルク貯槽の基礎については、その強度計算を除く。<br><br>解釈例第 38 条<br>　液化ガス用貯槽の構造は、次の各号のいずれかによる。ただし、耐震性に係る規定は、貯蔵能力が３ｔ以上のものに限る。<br>　一　液化ガス用貯槽の構造は、次のイからへの規定による。<br>　　イ　液化ガス用貯槽の基礎は、液化ガスが貯蔵された場合の液化ガス用貯槽の総重量に対して耐えるものであること。<br>　　ロ　液化ガス用貯槽（基礎を含む。）の耐震性は、「製造設備等耐震設計指針」（一般社団法人日本ガス協会 JGA 指-101-12）の規定による。<br>　　ハ　保冷設備を有しない液化ガス用貯槽は、第 21 条から第 27 条まで、第 30 条から第 35 条までの規定に適合すること。<br>　　ニからへ　略<br>　三　略<br>　四　LPG を大気温度において貯蔵する地上式の横置円筒形貯槽、縦置円筒形貯槽及び球形貯槽（この号において「LPG 貯槽」という。）の構造は、「LPG 貯槽指針」（社団法人日本ガス協会 JGA 指-106-05）の「第４章 設 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | 計」（4.6.7（3）、4.6.9 を除く。）、「第８章 基礎及び防液堤」の「8.1.1 一般」、「8.1.4 設計値」及び「8.1.5 構造及び設計」の規定による。ただし、「4.5.1（1） 長期許容引張応力」の規定は、第 19 条第１項第１号の規定を適用する。<br>五から六 略<br>七 第 13 条第１項第１号に適合するもの（同号ロ及びホに掲げるものに限る。この場合において、基礎の構造及び基礎を除く液化ガス用貯槽の耐震性に係る規定については、第１号、第４号、第５号又は第６号のいずれかによる。） | |

３）　バルク貯槽（液化石油ガス法施行規則第１条第２項第２号に定めるバルク貯槽）

| 技術上の基準（施行規則第 54 条第２号）<br>バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示：バルク告示 | 技術上の基準<br>ガス工作物の技術上の基準を定める省令：技省令<br>ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示：技告示 | 分類 |
|---|---|---|
| イ<br>第十九条第三号イの基準に適合するものであること | （材料）<br>技省令第十四条<br>次の各号に掲げるガス工作物の主要材料は、最高使用温度及び最低使用温度において材料に及ぼす化学的及び物理的影響に対し、設備の種類、規模に応じて安全な機械的性質を有するものでなければならない。<br>一　ガス発生設備（石炭を原料とするものを除く。）及びガス精製設備に属する容器（第四号に掲げるものを除く。）及び管のうち、内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分<br>二から十　略<br><br>解釈例第 13 条<br>省令第 14 条第１号から第５号までに規定するガス工作物の主要材料（機械的強度に関連する部分（構造の強度計算に関する部分））は、次の各号のいずれかに適合するものであること。<br>一 次のイからホまでに掲げるものであって、高圧ガス保安法第 56 条の４第１項で定める特定設備検査合格証又は第 56 条の６の 14 第２項に定める特定設備基準適合証を有するもの（特定設備検査規則　（昭和 51 年通商産業省令第４号）第２条第 16 号に規定する第一種特定設備に限る。）<br>イから二　略<br>ホ　特定ガス発生設備に係る容器であって、高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器以外の容器<br>二から十一　略<br>２　略 | Ⅱ |
| ロ<br>次の基準に適合するものであること。<br>（１）　貯蔵能力が千キログラム以上三千キログラム未満のバルク貯槽は、次に定める基準に適合するものであること。<br>（ｉ）　バルク貯槽の外面から第一種保安物件又は第二種保安物件に対し七メートル以上の距離を有すること。ただし、次のいずれかに該当する場合 | （離隔距離）<br>技省令第六条<br>ガス発生器及び増熱器（移動式ガス発生設備に属するものを除く。）並びにガス精製設備、排送機、圧送機、ガスホルダー及び附帯設備であって製造設備に属するもの（冷凍設備及び配管を除く。）は、その外面から事業場の境界線（境界線が海、河川、湖沼等に接する場合は、当該海、河川、湖沼等の対岸） | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| は、この限りでない。<br>（イ）　告示で定めるところにより、第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、加熱試験に合格する構造壁又はこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合<br>（ロ）　第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けた場合<br>（ハ）　バルク貯槽を地盤面下に埋設した場合<br>（ⅱ）　第一種保安物件又は第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等が設けられ、当該鉄筋コンクリート障壁等が設けられていない方向に他の第一種保安物件又は第二種保安物件が存在する場合にあっては、当該他の第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離をそれぞれ有し、又は当該他の第一種保安物件若しくは第二種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けること。<br>（２）　貯蔵能力が三千キログラム以上一万キログラム未満のバルク貯槽（次の表に掲げるものを除く。）は、その外面から、第一種保安物件に対し十六・九七メートル以上、第二種保安物件に対し十一・三一メートル以上の距離を有すること。<br>表　略<br><br>（３）　ロ（２）の表に掲げるバルク貯槽イ及びロには、十六・九七メートル以内にある第一種保安物件若しくは十一・三一メートル以内にある第二種保安物件に対し鉄筋コンクリート障壁等を設け、又は当該バルク貯槽を地盤面下に埋設すること。<br>（４）　第一種保安物件又は第二種保安物件が密集し、特に公共の安全を維持する必要がある地域であって、経済産業大臣が指定する地域においては、バルク貯槽を地盤面下に埋設すること。<br><br>※保安距離に関する比較は、４）保安距離の比較表に示す。<br><br>例示基準第２節　障壁<br>略 | に対し、告示で定める距離を有しなければならない。<br>２　前項に規定するガス工作物（不活性のガス（空気を含む。以下同じ。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるものを除く。以下この条から第十一条までにおいて同じ。）及び特定ガス発生設備に係る容器であって最高使用圧力が高圧のもの及び液化ガスを通ずるものは、その外面から学校、病院その他の告示で定める物件（以下「保安物件」という。）に対し告示で定める距離を有しなければならない。<br>３から８　略<br><br>（保安物件との離隔距離）<br>技告示第四条 | |
| ハ<br>バルク貯槽は、その外面から火気（当該バルク貯槽に附属する気化装置内のも | （火気設備との距離）<br>技省令第十一条 | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| のを除く。）を取り扱う施設に対し、貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあっては五メートル以上、三千キログラム以上のものにあっては八メートル以上の距離を有し、又は当該バルク貯槽と火気を取り扱う施設との間に当該バルク貯槽から漏えいした液化石油ガスが当該火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置を講ずること。<br><br>例示基準第 16 節 漏えいした液化石油ガスが火気を取り扱う施設に流動することを防止するための措置<br>略 | 製造所若しくは供給所に設置するガス（低圧のものであって地表面に滞留するおそれのないものを除く。以下この条において同じ。）若しくは液化ガスを通ずるガス工作物（配管、導管及び火気を取り扱うものを除く。以下この条において同じ。）又は移動式ガス発生設備は、当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備からのガス又は液化ガスが漏えいした場合の火災等の発生を防止するため、その外面から火気を取り扱う設備（当該ガス工作物又は当該移動式ガス発生設備と一体となって製造又は供給の用に供するものを除く。）に対し適切な距離を有しなければならない。<br><br>解釈例第８条<br>略 | |
| ニ<br>バルク貯槽には、その貯蔵能力が三千キログラム未満のものにあっては消火設備を、三千キログラム以上のものにあっては防消火設備を設けること。<br><br>例示基準第５節　防消火設備<br>貯蔵施設、貯蔵設備（貯槽及びバルク貯槽であるものを除き、貯蔵能力が 1,000 kg以上のものに限る。以下この節において同じ。）、貯槽及びバルク貯槽（貯蔵能力が 1,000 kg以上のものに限る。）に設ける防消火設備は、次の各号の基準による。<br>（１）　種類<br>①　消火設備は、粉末消火器又は水系消火器（以下「粉末消火器等」という。）とする。<br>②　防火設備は、散水設備又は消火栓とする。<br>（２）　消火設備の性能<br>粉末消火器等は、可搬性のものであって、能力単位Ａ－４及びＢ－10（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）に定められたものをいう。）以上のもので、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 21 条の２による検定に合格したものであること。<br>（３）　消火設備の設置 | （防消火設備）<br>技省令第八条<br>製造所若しくは供給所に設置するガス若しくは液化ガスを通ずるガス工作物又は大容量移動式ガス発生設備には、その規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けなければならない。<br><br>解釈例第５条<br>省令第８条に規定する製造所若しくは供給所に設置するガス工作物に係わる「適切な防消火設備を適切な箇所に」とは、次の各号により設置されたものをいう。<br>一　略<br>二　特定ガス工作物に係わる防消火設備は、次のとおりとする。<br>イ　バルク貯槽にあっては、次に掲げる設備が設けられていること。<br>（１）　貯蔵能力３ｔ未満の場合<br>能力単位 B-10 以上の消火器を貯蔵能力が２ｔ以下の場合は２個以上、２ｔを超える場合は３個以上その周囲の安全な場所に設置する。<br>（２）　貯蔵能力３ｔ以上の場合<br>ａ　能力単位 B-10 以上の消火器を３個以上その周囲の安全な場所に設置する。<br>ｂ　次の防火設備（散水設備又は水消火栓）を設置する。<br>（イ）　散水設備は、バルク貯槽の表面積１平方メートル当たり５ | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 消火設備は、施設又は設備の種類に応じ、次の基準により設置するものとする。<br>①から③　略<br>④　バルク貯槽にあっては、貯蔵能力が 2,000 kg以下の場合 2 個以上、2,000 kgを超える場合 3 個以上の粉末消火器等を、その周囲の安全な場所に設置すること。<br>（４）　防火設備の性能<br>防火設備は、次の基準のいずれかに適合するもの又は第 24 節の規格に適合するものであること。<br>①　散水設備<br>貯槽又はバルク貯槽に対し、固定された孔あき配管、散水ノズル付き配管等によって散水する設備をいい、当該貯槽又はバルク貯槽の表面積１㎡当たり５Ｌ／min 以上の水量を散水できるものであること。ただし、厚さ25mm以上のロックウール又はこれと同等以上の耐火性能を有する断熱材で被覆し、さらにその外側を厚さ 0.35mm以上の JIS G 3302（1994）溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯又はこれと同等以上の強度及び耐火性能を有する材料で被覆した貯槽又はバルク貯槽にあっては、散水量を２分の１に減ずることができる。<br>②　消火栓<br>屋外に設置され、かつ、ホース、筒先、ハンドル等の放水器具を備えたものであって、放水ノズルの筒先圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が 0.245MPa 以上で、放水能力が 350Ｌ／min 以上のものであること。<br>（５）　防火設備の設置<br>①　次の防火設備のうちいずれか適切なものを設置すること。<br>・　散水設備<br>・　２方向以上から散水設備の散水量の 1.6 倍以上の水量を放水できる能力を有する消火栓<br>②　防火設備は、同時に放射を必要とする最大水量を 30 分間以上連続して放射できる水量を有する水源に接続されていること。<br>③　防火用水供給設備の供給元弁及び操作弁の操作場所は、当該貯槽又はバルク貯槽の外面から 15m以上離れた安全な位置であること。ただし、貯槽又はバルク貯槽の周囲で予想される火災に対し有効かつ安全な遮へい装置を設けた場合は、この限りでない。 | ℓ/min 以上水量を散水できるもの<br>（ロ）水消火栓は、２方向以上から放水できるものであって、散水設備の能力の 1.6 倍以上か、350ℓ/min のいずれか大なる水量を放水できるもの<br>（ハ）　防火用水供給設備は、散水設備の放水量で 30 分以上連続して取水できる水源に接続されており、かつ、供給設備の操作弁等の操作場所は、バルク貯槽の外面から、15m 以上離れた安全な場所であること。ただし、バルク貯槽の周囲で予想される火災に対し有効、かつ、安全な遮へい装置を設けた場合は、この限りでない。<br>ロからハ　略<br>２　略 | |

| | | |
|---|---|---|
| ホ　第十九条第三号ハ及び第四号から第六号までに掲げる基準に適合すること。 | | |
| （第 19 条第３号ハ）<br>　バルク貯槽（貯蔵能力が千キログラム未満のものに限る。）は、次に掲げる基準に適合すること。<br>　ハ　次に定める基準に適合すること。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（１））<br>　告示で定めるところにより、内部の圧力が許容圧力を超えた場合に、直ちにその圧力を許容圧力以下に戻すことができる安全弁を設けること。 | （特定ガス発生設備）<br>令第一条<br>　ガス事業法 （以下「法」という。）第二条第三項 の政令で定める簡易なガス発生設備は、高圧ガス保安法 （昭和二十六年法律第二百四号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 （昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）とする。 | Ⅱ |
| （第 19 条第３号ハ（２））<br>　告示で定めるところにより、液面計（ガラス管液面計を除く。）を設けること。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（３））<br>　告示で定めるところにより、過充てん防止装置を設けること。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（４））<br>　告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を取り付けた液取入弁を設けること。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（５））<br>　告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けたガス取出弁を設けること。ただし、告示で定めるところにより、地震による震動及び地盤の液状化に伴う供給管の損傷を防止する措置が講じられている場合は、この限りでない。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（６））<br>　告示で定めるところにより、ガス放出防止器又は緊急遮断装置を取り付けた液取出弁を設けること。ただし、当該液取出弁を供給管若しくは配管又は集合装置に接続しない場合は、この限りでない。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（７））<br>　均圧弁を設ける場合の当該均圧弁は、告示で定めるところにより、先端にカップリングを取り付けたものとすること。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（８））<br>　（１）から（７）までに掲げる機器（以下「附属機器」という。）は、告示で定めるところにより、ふた付きのプロテクターで保護すること。ただし、（２）又は（３）に掲げる機器については、液化石油ガスの漏えいのおそれがない場合においては、この限りでない。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（９）） | | |

| | | |
|---|---|---|
| バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、液化石油ガス又はＬＰガス及び火気厳禁と朱書すること。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（10））<br>バルク貯槽には、バルク貯槽又は当該バルク貯槽の周囲の見やすい箇所に、緊急連絡先を表示すること。 | | |
| （第 19 条第３号ハ（11））<br>バルク貯槽には、告示で定めるところにより、腐しょくを防止する措置を講ずること。<br><br>バルク供給・充てん設備告示第 10 条　腐しょくを防止する措置等<br>略 | | |
| （第 19 条第３号ハ（12））<br>バルク貯槽には、底部の腐しょく及び転倒を防止するための適当な材質及び構造を有する支柱又はサドル等を取り付けること。 | | |
| （第 19 条第４号）<br>バルク容器及びバルク貯槽は、液化石油ガスの漏えいがないものであること。 | （構造等）<br>技省令第十五条<br>１から２　略<br>３　ガス工作物のうち、ガス又は液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないものでなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。<br>一から三　略<br>４　略 | Ⅱ |
| （第 19 条第５号）<br>バルク容器及びバルク貯槽のプロテクター内に、告示で定めるところにより、ガス漏れ検知器を設け、液化石油ガスの漏えい情報等を常時監視するシステムと接続すること。ただし、告示に定める場合にあっては、この限りでない。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （第 19 条第６号）<br>告示で定めるところにより、バルク容器又はバルク貯槽と調整器の間で液状の液化石油ガスが滞留しにくい措置を講ずること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| へ<br>地盤面上に設置するバルク貯槽は、第十九条第三号ニ（１）（貯蔵能力が三千キログラム未満のものに限る。）、（２）、（３）（貯蔵能力が三千キログラム未満のものに限る。）、（４）（貯蔵能力が三千キログラム未満のものに限る。） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 及び（５）の基準に適合すること。 | | |
| （施行規則第 19 条第３号ニ（１））<br>基礎は、平坦なコンクリート盤等による水平、かつ、地盤面から五センチメートル以上高いものとし、かつ、不同沈下等によりバルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （施行規則第 19 条第３号ニ（２））<br>自動車等車両が接触しない措置を講ずること。 | （立ち入りの防止等）<br>技省令第四条<br>製造所及び供給所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講じなければならない。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。<br>２　略<br><br>解釈例第１条<br>ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号。以下「省令」という。）第４条第１項に規定する「適切な措置」とは、製造所及び供給所にあっては、さく、へい、有刺鉄線 又は生垣等（以下「さく等」という。）を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をすることをいう。ただし、海、河川、湖沼、がけ等が境界となっている場合は、適切な措置が講じられているものとみなす。<br>２ 略 | Ⅱ |
| （施行規則第 19 条第３号ニ（３））<br>バルク貯槽の支柱又はサドル等を基礎にアンカーボルト等で固定すること。 | （構造等）<br>技省令第十五条<br>次の各号に掲げるガス工作物の構造は、供用中の荷重並びに最高使用温度及び最低使用温度における最高使用圧力に対し、設備の種類、規模に応じて適切な構造でなければならない。<br>一　ガス発生設備及びガス精製設備に属する容器（第四号に掲げるものを除く。）及び管のうち、液化ガスを通ずるものであって内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分又はガスを通ずるものであって内面に〇・二メガパスカル以上の圧力を受ける部分<br>二から十一　略<br>２から４　略 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | 解釈例第 20 条　ガス発生設備及びガス精製設備<br>１から２　　略<br>３　　特定ガス発生設備であって、高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器以外の容器の構造は、第 38 条第１号イからハまで、第４号又は第７号のいずれかの規定に適合すること。ただし、貯蔵能力が３ｔ未満のバルク貯槽の基礎については、その強度計算を除く。 | |
| （施行規則第 19 条第３号ニ（４））<br>告示で定めるところにより、大地と電気的に接続すること。 | （静電気除去）<br>技省令第十二条<br>液化ガスを通ずるガス工作物には、当該ガス工作物に生ずる静電気を除去する措置を講じなければならない。ただし、当該静電気によりガスに引火するおそれがない場合にあっては、この限りでない。<br><br>解釈例第９条<br>省令第 12 条に規定する「静電気を除去する措置」とは、次の各号のいずれかに適合するものをいう。<br>一　接地抵抗値が総合 100 オーム以下であるもの。<br>二　特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備に係る容器にあっては、当該容器を設置する前に地面に直接接すること等により確実に静電気が除去されたもの。 | Ⅱ |
| （施行規則第 19 条第３号ニ（５））<br>第三号ハ（１）の規定により設けた安全弁には、告示で定めるところにより、放出管等を設けること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| ト<br>地盤面下に埋設するバルク貯槽（貯蔵能力が三千キログラム未満に限る。）は、第十九条第三号ホの基準に適合すること。 | | |
| （施行規則第 19 条第３号ホ（１））<br>バルク貯槽の頂部は、三十センチメートル以上地盤面から下にあること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （施行規則第 19 条第３号ホ（２））<br>バルク貯槽を埋設した場所に自動車等車両が乗り入れることのないような措置を講ずること。 | （立ち入りの防止等）<br>技省令第四条<br>製造所及び供給所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、適切な措置を講じなければならない。ただし、周囲の状況により公衆が立ち入るおそれがない場合は、この限りでない。<br>２　略 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| （施行規則第 19 条第３号ホ（３））<br>告示で定めるところにより、地下水による浮き上がりを防止する措置を講ずること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （施行規則第 19 条第３号ホ（４））<br>バルク貯槽の埋設には、石塊等のない土又は砂を用いること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （施行規則第 19 条第３号ホ（５））<br>バルク貯槽の周囲には、告示で定めるところにより、ガス検知用の孔あき管を設置すること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （施行規則第 19 条第３号ホ（６））<br>バルク貯槽の水平投影面の四隅に、埋設後の貯槽の位置を示すための標識杭を設置すること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （施行規則第 19 条第３号ホ（７））<br>プロテクターのふたは、厚さ五センチメートル以上の不燃性の断熱材を裏当てすること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| チ<br>貯蔵能力が三千キログラム以上のバルク貯槽にあっては、次に定める基準に適合すること。<br>（１）　地盤面下に埋設するバルク貯槽（附属機器を除く。）は、次に定める基準に適合するものであること。<br>（ｉ）　バルク貯槽は、貯槽室に設置し、かつ、次の（イ）、（ロ）又は（ハ）に掲げる措置を講ずること。ただし、腐しょくを防止する措置を講じたバルク貯槽を地盤に固定し、かつ、地盤面上の重量物の荷重に耐えることができる措置を講じた場合には、当該バルク貯槽を貯槽室に設置しないことができる。<br>（イ）　バルク貯槽（附属機器を除く。）の周囲に乾燥砂を詰めること。<br>（ロ）　バルク貯槽（附属機器を除く。）を水没させること。<br>（ハ）　貯槽室内を強制換気すること。<br>（ｉｉ）　バルク貯槽（附属機器を除く。）の頂部は、三十センチメートル以上地盤面から下にあること。<br>（ｉｉｉ）　バルク貯槽を二以上隣接して設置する場合には、その相互間に一メートル以上の間隔を保つこと。 | （附属設備等）<br>技省令第四十三条<br>特定ガス発生設備には、容器の腐食若しくは衝撃又は容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。<br>２　略<br><br>解釈例第 100 条<br>省令第 43 条第１項に規定する「適切な措置」とは、次の各号に適合するものをいう。<br>一から三　略<br>四　地盤面下に直接埋設しているバルク貯槽（貯蔵量３ｔ未満に限る。）にあっては、埋設のため の防錆塗装及びマグネシウムによる電気防食が施されていること。<br>２ 略<br>（離隔距離）<br>技省令第６条<br>１から６　略<br>７　液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 例示基準第17節 貯槽を貯槽室に設置しない場合の埋設基準及び貯槽室の防水措置<br>略 | く。）の相互間、地盤面下に全部埋設された液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）の相互間、一のガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものであって能力が三百立方メートル以上のものに限る。）と他のガスホルダーとの相互間及び液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）とガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものに限る。）との相互間は、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するために、保安上必要な距離を有しなければならない。<br>８　略 | |
| （２）　バルク貯槽（附属機器を除く。）は、その外面から他の貯槽、他のバルク貯槽又は酸素の貯蔵設備（地盤面に対して移動することができず、かつ、貯蔵能力が圧縮ガスにあっては三百立方メートル、液化ガスにあっては三千キログラム以上のものに限る。）に対し一メートル又は当該バルク貯槽及び当該他の貯槽、当該他のバルク貯槽又は当該酸素の貯蔵設備の最大直径の和の四分の一の長さのいずれか大なるものに等しい距離以上の距離を有すること。ただし、当該貯槽に水噴霧装置を設けた場合は、この限りでない。<br><br>例示基準第37節　貯槽の水噴霧装置<br>略 | （離隔距離）<br>技省令第六条<br>１から６　略<br>７　液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）の相互間、地盤面下に全部埋設された液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のものを除く。）の相互間、一のガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものであって能力が三百立方メートル以上のものに限る。）と他のガスホルダーとの相互間及び液化ガス用貯槽（不活性の液化ガス用のもの、告示で定める方法により求めた貯蔵能力が三トン未満のもの及び地盤面下に全部埋設されたものを除く。）とガスホルダー（最高使用圧力が高圧のものに限る。）との相互間は、ガス又は液化ガスが漏えいした場合の災害の発生を防止するために、保安上必要な距離を有しなければならない。<br>８　略 | Ⅱ |
| （３）　バルク貯槽の基礎は、不同沈下等により当該バルク貯槽に有害なひずみが生じないようなものであること。この場合において、バルク貯槽の支柱（支柱のないバルク貯槽にあっては、その底部）は、同一の基礎に緊結すること。<br><br>例示基準第20節　貯槽の基礎<br>略 | （構造等）<br>技省令第十五条<br>１から３　略<br>４　高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物（第二項第三号に掲げるもの、配管、導管、移動式ガス発生設備及び不等沈下等により当該ガス工作物に有害なひずみが生じないように設置された構造物上に設けられた高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物を除く。）の基礎の構造は、不等沈下等により当該ガス工作物に有害なひずみが生じないようなものでなければならない。 | Ⅱ |
| （４）　地盤面上に設置するバルク貯槽及びその支柱は、不燃性の断熱材で被覆すること等により耐熱性の構造とし、又は当該バルク貯槽及びその支柱にその外面から五メートル以上離れた位置において操作することができる冷却 | （準用）<br>技省令第四十四条<br>略 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 用散水装置その他の有効な冷却装置を設けること。<br><br>例示基準第 24 節　貯槽の耐熱構造等<br>略 | ２　第三十七条の規定は、高圧ガス保安法第四十一条に規定する容器以外の容器に準用する。<br>３　略<br><br>（耐熱措置）<br>技省令第三十七条<br>液化ガス用貯槽（埋設された液化ガス用貯槽にあっては、その埋設された部分を除く。）又は最高使用圧力が高圧のガスホルダー及びこれらの支持物は、当該設備が受けるおそれのある熱に対し十分に耐えるものとし、又は適切な冷却装置を設置しなければならない。ただし、不活性の液化ガス用貯槽であって、可燃性の液化ガス用貯槽の周辺にないものは、この限りでない。<br><br>解釈例第 94 条<br>略 | |
| （５）　バルク貯槽には、当該バルク貯槽に生ずる静電気を除去する措置を講ずること。<br>例示基準第 26 節　貯槽の静電気の除去措置<br>略 | （静電気除去）<br>技省令第十二条<br>液化ガスを通ずるガス工作物には、当該ガス工作物に生ずる静電気を除去する措置を講じなければならない。ただし、当該静電気によりガスに引火するおそれがない場合にあっては、この限りでない。 | Ⅱ |
| （６）　バルク貯槽、受入管及び供給管（告示に定めるものに限る。）並びにこれらの支持構造物及び基礎（以下この号において「耐震設計構造物」という。）は、耐震設計構造物の設計のための地震動（以下この号において「設計地震動」という。）、設計地震動による耐震設計構造物の耐震上重要な部分に生じる応力等の計算方法（以下この号において「耐震設計構造物の応力等の計算方法」という。）、耐震設計構造物の部材の耐震設計用許容応力その他の告示で定める耐震設計の基準により、地震の影響に対して安全な構造とすること。ただし、耐震設計構造物の応力等の計算方法については、経済産業大臣が耐震設計上適切であると認めたもの（経済産業大臣がその計算を行うに当たって十分な能力を有すると認めた者による場合に限る。）によることができる。 | （構造等）<br>技省令第十五条<br>次の各号に掲げるガス工作物の構造は、供用中の荷重並びに最高使用温度及び最低使用温度における最高使用圧力に対し、設備の種類、規模に応じて適切な構造でなければならない。<br>一　ガス発生設備及びガス精製設備に属する容器（第四号に掲げるものを除く。）及び管のうち、液化ガスを通ずるものであって内面に零パスカルを超える圧力を受ける部分又はガスを通ずるものであって内面に〇・二メガパスカル以上の圧力を受ける部分<br>二から十一　略<br>２から４　略<br><br>解釈例第 20 条　ガス発生設備及びガス精製設備<br>１から２　略 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | ３　特定ガス発生設備であって、高圧ガス保安法第 41 条に規定する容器以外の容器の構造は、第 38 条第１号イからハまで、第４号又は第７号のいずれかの規定に適合すること。ただし、貯蔵能力が３ｔ未満のバルク貯槽の基礎については、その強度計算を除く。<br><br>解釈例第 38 条　液化ガス用貯槽<br>略 | |

## ４） 容器、貯槽、バルク貯槽の保安物件との距離について

＊単位：m

| 貯蔵種別 | 物件区分 | 保安距離緩和措置 | 貯蔵能力 1000kg未満 簡易ガス事業（ガス事業法） | 1000kg未満 液化石油ガス法 | 1000kg以上3000kg未満 簡易ガス事業（ガス事業法） | 1000kg以上3000kg未満 液化石油ガス法 | 3000kg以上10000kg未満 簡易ガス事業（ガス事業法） | 3000kg以上10000kg未満 液化石油ガス法 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 容器 | 第1種 | 緩和措置なし | 16.97 | 0 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 |
| | | 障壁あり | 0 | 0 | 0 | 0 | 13.58 | 13.58 |
| | 第2種 | 緩和措置なし | 11.31 | 0 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 |
| | | 障壁あり | 0 | 0 | 0 | 0 | 9.05 | 9.05 |
| バルク容器 | 第1種 | 緩和措置なし | 16.97 | 0 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 |
| | | 障壁あり | 0 | 0 | 0 | 0 | 13.58 | 13.58 |
| | 第2種 | 緩和措置なし | 11.31 | 0 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 |
| | | 障壁あり | 0 | 0 | 0 | 0 | 9.05 | 9.05 |
| バルク貯槽 | 第1種 | 緩和措置なし | 16.97 | 1.5 | 16.97 | 7 | 16.97 | 16.97 |
| | | 障壁等あり（※1） | 0 | 0 | 16.97 | 0（※2） | 16.97 | 16.97 |
| | | 埋設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13.58 | 13.58 |
| | 第2種 | 緩和措置なし | 11.31 | 1 | 11.31 | 7 | 11.31 | 11.31 |
| | | 障壁等あり（※1） | 0 | 0 | 11.31 | 0（※2） | 11.31 | 11.31 |
| | | 埋設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9.05 | 9.05 |
| 貯槽 | 第1種 | 緩和措置なし | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 | 16.97 |
| | | 障壁あり | 16.97 | 0 | 16.97 | 13.58 | 16.97 | 13.58 |
| | | 障壁及び水噴霧装置あり | 13.58 | 0 | 13.58 | 13.58 | 13.58 | 13.58 |
| | | 埋設 | 16.97 | 0 | 16.97 | 13.58 | 16.97 | 13.58 |
| | 第2種 | 緩和措置なし | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 | 11.31 |
| | | 障壁あり | 11.31 | 0 | 11.31 | 9.05 | 11.31 | 9.05 |
| | | 障壁・水噴霧装置あり | 9.05 | 0 | 9.05 | 9.05 | 9.05 | 9.05 |
| | | 埋設 | 11.31 | 0 | 11.31 | 9.05 | 11.31 | 9.05 |

（※1）液化石油ガス法における貯蔵能力1,000kg未満のバルク貯槽にあっては、構造壁。（液化石油ガス法施行規則第19条第3号ロ）

（※2）障壁を設けた場合、障壁が設けられていない方向に他の第1種保安物件又は第2種保安物件が存在する場合にあっては、当該他の第1種保安物件に対し16.97m以上、第2種保安物件に対し11.31m以上の距離をそれぞれ有し、又は当該他の第1種保安物件若しくは第2種保安物件に対し、鉄筋コンクリート障壁等を設けること。（液化石油ガス法施行規則第54条第2号ロ(1)(ⅱ)）

５）特定供給設備の技術上の基準に係らない供給設備の技術上の基準

| 技術上の基準<br>（液化石油ガス法施行規則第 18 条） | 技術上の基準<br>ガス工作物の技術上の基準を定める省令：技省令<br>ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示：技告示 | 分類 |
|---|---|---|
| 九<br>調整器とガスメーターの間の供給管は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事の終了後に行う次に定める圧力による気密試験に合格するものであること。<br>イ　二段式減圧用一次側調整器と二次側調整器の間の供給管にあっては、〇・一五メガパスカル以上<br>ロ　イ以外の供給管にあっては、八・四キロパスカル以上<br><br>例示基準第 29 節　供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法<br>略 | （構造等）<br>技省令第十五条<br>１　略<br>２　ガス工作物のうち、耐圧部分及び液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により耐圧試験を行ったときにこれに耐えるものでなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。<br>一から四　略<br>３　ガス工作物のうち、ガス又は液化ガスを通ずる部分は、適切な方法により気密試験を行ったとき漏えいがないものでなければならない。ただし、次の各号に掲げるものにあっては、この限りでない。<br>一から三　略<br>４　略 | Ⅱ |
| 十一<br>調整器（二段式減圧用一次側のものを除く。）とガスメーターの間の供給管その他の設備（ガスメーターを含む。）は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。<br>イ　生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあっては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下<br>ロ　イ以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力<br><br>例示基準第 30 節　調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法<br>略 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| 十二<br>建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれのある供給管には、損傷を防止する措置を講ずること。<br><br>例示基準第 28 節　供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する | （防護措置）<br>技省令第四十八条<br>導管（最高使用圧力が低圧の導管であって、内径が百ミリメートル未満のものを除く。）であって、道路の路面に露出しているものは、車両の接触その他の衝撃により損傷のおそれのある部分に衝撃による損傷を防止するための措置を講じなければならない。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 措置<br>　略 | ２から４　　略 | |
| 十三<br>　供給管は、地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。 | （構造等）<br>技省令第十五条<br>１から３　　略<br>４　　高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物（第二項第三号に掲げるもの、配管、導管、移動式ガス発生設備及び不等沈下等により当該ガス工作物に有害なひずみが生じないように設置された構造物上に設けられた高圧のガス又は液化ガスを通ずるガス工作物を除く。）の基礎の構造は、不等沈下等により当該ガス工作物に有害なひずみが生じないようなものでなければならない。 | Ⅱ |
| 十四<br>　供給管を地盤面上に設置する場合においてその周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、その見やすい箇所に液化石油ガスの供給管である旨、供給管に異常を認めたときの連絡先その他必要な事項を明瞭に記載した危険標識を設けること。 | 類似する規定なし。 | Ⅰ |
| 十五<br>　供給管（貯蔵能力が千キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限り、地盤面下に埋設されているものを除く。）には、温度の変化による供給管の長さの変化を吸収する措置を講ずること。<br><br>例示基準第 31 節　供給管の温度の変化による長さの変化を吸収する措置<br>　略 | 解釈例第 44 条　伸縮吸収措置<br>　埋設されている導管以外の導管（共同溝内に設置されるもの及び掘さくにより周囲が露出することとなったものを除く。）は、次の各号に掲げるいずれか、又は併用する方法により、温度の変化による伸縮を吸収するための措置を講じたものであること。<br>　一　伸縮継手（ベローズ型、ドレッサー型等、又は伸縮管を含む。）、ループ管、曲り管など可とう性を有する配管系により長さの変化を吸収する措置。<br>　二　導管に発生する熱応力を導管の許容応力内で吸収する措置。 | Ⅱ |
| 十六<br>　内部に液化物の滞留するおそれのある供給管（貯蔵能力が五百キログラム以上の貯蔵設備に係るものに限る。）には、液化物を排除することができる措置を講ずること。<br><br>例示基準第 32 節　供給管の内部の液化物排除措置<br>　略 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| 十八<br>　一の供給設備により二以上の消費設備に供給する場合は、ガスメーターの入口側の供給管に、ガス栓を設けること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 二十二<br>　第十六条第十三号に基づき液化石油ガスを体積により販売する場合にあっては、次のイ又はロに掲げるもの及びハに掲げるものが告示で定める方法により設置されていること。ただし、その設置場所又は一般消費者等の液化石油ガスの消費の形態に特段の事情があるとき（ロに掲げるものにあっては、告示で定める場合を含む。）若しくは消費設備の所有者又は占有者からその設置の承諾を得ることができないときは、この限りでない。<br>　イ　一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能その他告示で定める機能を有するガスメーター<br>　ロ　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号。以下「器具省令」という。）別表第三の技術上の基準に適合する液化石油ガス用ガス漏れ警報器を用いた機器であって、ガス漏れを検知したときに自動的にガスの供給を停止するもの<br>　ハ　器具省令 別表第三に掲げる対震遮断器<br><br>（ガスメーターの機能）<br>供給設備等告示第７条<br>　規則第 18 条第二十二号イの告示で定める機能を有するガスメーターは、遮断弁を有するガスメーターであって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。<br>　一　次の表の上欄に掲げるガスメーターの使用最大流量に応じ、それぞれ同表の中欄反び下欄に掲げるガス流量を検知したときに自動的に遮断弁を閉止するもの<br>　表　略<br>　二　継続して使用する時間が通常より著しく長い場合に自動的に遮断弁を閉止するもの（使用最大流量が３㎥／時未満のものに限る。）<br>　三　0.005 ㎥／時を超えない液化石油ガスの漏えいを検知し、かつ、漏えいを検知したときに表示を行うもの | （ガス遮断機能を有するガスメーター）<br>技省令第五十条<br>　ガス事業者又は準用事業者がガスの使用者との取引のために使用するガスメーター（使用最大流量が毎時十六立方メートル以下、使用最大圧力が四キロパスカル以下及び口径二百五十ミリメートル以下のものに限る。以下この条において同じ。）は、ガスが流入している状態において、災害の発生のおそれのある大きさの地震動、過大なガスの流量又は異常なガス圧力の低下を検知した場合に、ガスを速やかに遮断する機能を有するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。<br>　一　当該機能を有するガスメーターを取り付けることにつき、ガスの使用者の承諾を得ることができない場合<br>　二　設置場所の状況により、当該機能が有効に働き得ない場合<br>２　一の団地内における供給地点の数が三百未満の団地であって、当該団地にガスを供給する特定製造所に、二百五十ガルを超える地震動を継続して検知したときに、当該団地に対するガスの供給を速やかに遮断する設備を設置した場合には前項の規定（災害の発生するおそれのある大きさの地震動を検知した場合に係る部分に限る。）は適用しない。<br><br>解釈例第 112 条　ガス遮断機能を有するガスメーターの機能<br>　省令第 50 条第１項に規定する「ガスが流入している状態」とは、ガスメーターコックが開けられており、ガスの通過をガスメーターが検知している状態をいう。<br>２ 省令第 50 条第１項に規定する「災害の発生のおそれのある大きさの地震動を検知した場合」とは、ガス遮断機能を有するガスメーターの設置場所において 250 ガルを超える地震動を継続して検知した場合をいう。<br>３ 省令第 50 条第１項に規定する「過大なガスの流量を検知した場合」とは、特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第 70 号）第 441 条第１項に規定するガスメーターの使用最大流量の２倍を超える流量を検知した場合をいう。<br>４ 省令第 50 条第１項に規定する「異常なガス圧力の低下を検知した場合」とは、ガスメーター上流側のガス圧力が 0.2 キロパスカルを下回っていることを継続して検知した場合をいう。<br>５ 省令第 50 条第１項第１号に規定する「ガスの使用者の承諾を得ることができない場合」とは、次に掲げるいずれかの場合をいう。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | 一から三 略<br>６ 省令第 50 条第１項第２号に規定する「設置場所の状況により、当該機能が有効に働き得ない場合」とは、ガス遮断機能を有するガスメーターの設置場所が、常時振動を受ける場所又は電磁波を発生している設備の近傍などのような当該ガスメーターの機能に悪影響を及ぼす設置環境であり、通常の使用状態であるにもかかわらずガスを遮断することによって、ガスの使用に際してガスの使用者に不便を与えるおそれのある場合をいう。<br>７ 次の各号に掲げる規格に適合するものは、省令第 50 条に規定する「ガス遮断機能を有するガスメーター」に適合するものと解釈できる。<br>一 LPG 以外のガスを対象とするものにあっては、財団法人日本ガス機器検査協会の「マイコンメーター検査規程」（16 立方メートル毎時以下のものに限る。）<br>二 LPG を対象とするもの（圧力低下遮断機能を有するものに限る。また、地震動検知遮断機能のないものにあっては、省令第 50 条第２項に規定する供給地点に設置するものに限る。）にあっては、イからハまでに掲げる規格。<br>イ 財団法人日本エルピーガス機器検査協会の「液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置検査規程」<br>ロ 財団法人日本エルピーガス機器検査協会の「簡易ガス用Ｋ型マイコンメーターⅡ検査規程」<br>ハ 財団法人日本ガス機器検査協会の「簡易ガス用マイコンメーター検査規程」 | |
| 二十三<br>供給管若しくは集合装置又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

６）簡易ガス事業のみ適用される技術上の基準

| 技術上の基準<br>（液化石油ガス法施行規則第 18 条） | 技術上の基準<br>ガス工作物の技術上の基準を定める省令：技省令<br>ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示：技告示 | 分類 |
|---|---|---|
| 類似する規定なし。 | （電気設備の防爆構造） | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | 技省令第十条<br>　製造所若しくは供給所に設置するガス若しくは液化ガスを通ずるガス工作物又は移動式ガス発生設備の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該ガス又は液化ガスの種類に応じた防爆性能を有するものでなければならない。 | |
| 類似する規定なし。 | （警報装置）<br>技省令第十九条<br>　ガス発生設備（移動式ガス発生設備を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、排送機、圧送機及び附帯設備であって製造設備に属するものには、ガス又は液化ガスを通ずる設備の損傷に至るおそれのある状態を検知し警報する適切な装置を設けなければならない。<br><br>解釈例第 74 条　警報装置<br>第 74 条<br>　省令第 19 条に規定する「適切な装置」とは、次の各号に掲げる場合にその旨を警報するものをいう。 なお、設備の構造上、当該状態になり得ない場合は、この限りでない。<br>　一 略<br>　二 液化石油ガス用ガス発生設備にあっては、気化装置の液化石油ガスの液面が異常に上昇した場合<br>　三から九　略 | Ⅱ |
| 類似する規定なし。 | （導管の設置場所）<br>技省令第五十二条<br>　最高使用圧力が高圧の導管は、建物の内部又は基礎面下（当該建物がガスの供給に係るものを除く。）に設置してはならない。<br>２　特定地下街等又は特定地下室等にガスを供給する導管は、適切な方法により設置された適切なガス漏れ警報設備の検知区域（当該ガス漏れ警報設備の検知器がガス漏れを検知することができる区域をいう。）において、当該特定地下街等又は当該特定地下室等の外壁を貫通するように設置しなければならない。<br>３　最高使用圧力が中圧の導管であって、建物にガスを供給するもの（次の各号に掲げるものを除く。）は、適切な方法により設置された適切な自動ガス遮断装置又は適切なガス漏れ警報器の検知区域（当該自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器がガス漏れを検知できる区域をいう。以下同じ。）において、当 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | 該建物の外壁を貫通するように、かつ、当該建物内において溶接以外の接合を行う場合にあっては、検知区域において接合するように設置しなければならない。<br>一　工場、廃棄物処理場、浄水場、下水処理場その他これらに類する場所に設置されるもの<br>二　ガスが滞留するおそれがない場所に設置されるもの | |
| 類似する規定なし。 | （防護の基準）<br>技省令第五十四条<br>ガス事業者の掘削により周囲が露出することとなった導管は、次の各号に適合するものでなければならない。<br>一　露出している部分の両端は、地くずれのおそれがない地中に支持されていること。<br>二　露出している部分が別表で定める長さを超える場合及び露出している部分に水取り器、ガス遮断装置、整圧器若しくは不純物を除去する装置又は溶接以外の方法による二以上の接合部（これらの接合部のすべてが一の管継手により接合されているものを除く。）がある場合にあっては、告示で定める基準に適合するようつり防護又は受け防護の措置を講ずること。<br>三　露出している部分がガスの供給の用に供されている場合にあっては、当該部分について、次に掲げる措置を講ずること。<br>イ　印ろう型接合による接合部には、漏えいを防止する適切な措置を講ずること。<br>ロ　直管以外の管の接合部であって、溶接、フランジ接合、融着若しくはねじ接合（以下「特定接合」という。）又は告示で定める規格に適合する接合以外の方法によって接合されているものには、抜出しを防止する適切な措置を講ずること。<br>ハ　曲り角度が三十度を超える曲管部、分岐部又は管端部には、告示で定める基準に適合するよう導管を固定する措置を講ずること。ただし、露出している部分におけるすべての接合部が特定接合又は告示で定める規格に適合する接合によって接合されている場合は、この限りでない。<br>四　露出している部分の長さが五十メートルを超える場合にあっては、当該部分について、次に掲げるところにより、温度の変化による導管の伸縮を吸収し、又は分散する措置を講ずること。ただし、すべての接合部 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| | が特定接合によって接合されている場合は、この限りでない。<br>イ　接合部を有する場合にあっては、告示で定める基準に適合するよう導管を固定する措置を講ずること。<br>ロ　接合部が連続して特定接合によって接合されている導管の長さが百メートル以上の場合及びその長さが五十メートル以上百メートル未満であって、その一端が地中に支持されている場合には、当該導管に伸縮を吸収する措置を講ずること。<br>五　導管（最高使用圧力が低圧の導管であって、内径が百ミリメートル未満のものを除く。）であって、露出している部分の長さが百メートル以上であり、かつ、当該部分がガスの供給の用に供されているものについては、危急の場合に当該部分に流入するガスを速やかに遮断することができる適切な措置を講ずること。 | |

なお、上記の比較表において、液化石油ガス法又はガス事業法で「類似する規定なし。」としたが分類ではⅡとした項目については、供給義務等の簡易ガス事業の事業形態、保安規程における自主的な基準の制定及び民間基準で基準が整備されていること等を勘案し、整合化の必要はないと判断した。

別紙４－２

（２）－③ 消費設備の技術上の基準

| 液化石油ガス法<br>供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示：供給設備等告示 | ガス事業法 | 分類 |
|---|---|---|
| （消費設備の技術上の基準）<br>規則第四十四条<br>　法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。 | （消費機器の技術上の基準）<br>規則第百八条<br>　法第四十条の二第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 | |
| イ<br>　配管、ガス栓及び末端ガス栓と燃焼器の間の管は、使用上支障のある腐しょく、割れ等の欠陥がないものであること。 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |
| ロ<br>　配管には、腐しょくを防止する措置を講ずること。<br><br>例示基準第 28 節　供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置<br>　略 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |
| ハ<br>　配管に使用する材料は、その使用条件等に照らし適切なものであること。この場合において、告示で定める材料は、使用しないこと。<br><br>例示基準第 28 節　供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置<br>　略 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |
| ニ<br>　配管は、〇・八メガパスカル以上の圧力で行う耐圧試験に合格するものであること。 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |
| ホ<br>　配管は、その設置又は変更（硬質管以外の管の交換を除く。）の工事の終了後に行う八・四キロパスカル以上の圧力による気密試験に合格するものであること。 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 例示基準第 29 節　供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法<br>　略 | | |
| へ<br>　配管は、漏えい試験に合格するものであること。<br><br>例示基準第 29 節　供給管又は配管等の気密試験方法及び漏えい試験の方法<br>　略 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |
| ト<br>　ガスメーターと燃焼器の間の配管その他の設備は、燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力を次に定める範囲に保持するものであること。<br>（１）　生活の用に供する液化石油ガスに係るものにあっては、二・〇キロパスカル以上三・三キロパスカル以下<br>（２）　（１）以外のものにあっては、使用する燃焼器に適合した圧力<br><br>例示基準第 30 節　調整器の調整圧力及び閉そく圧力並びに燃焼器の入口における液化石油ガスの圧力の確認方法<br>　略 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |
| チ<br>　建物の自重及び土圧により損傷を受けるおそれのある配管には、損傷を防止する措置を講ずること。<br><br>例示基準第 28 節　供給管等の適切な材料及び使用制限、腐食及び損傷を防止する措置<br>　略 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |
| リ<br>　配管は、地くずれ、山くずれ、地盤の不同沈下等のおそれのある場所又は建物の基礎面下に設置しないこと。 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |
| ヌ<br>　電源により操作される気化装置により発生する液化石油ガスが通る配管には、手動復帰式自動ガス遮断器を設けること。ただし、停電の際に自動的に作動する自家発電機その他操作用電源が停止したとき液化石油ガスの供給を維持するための装置が設けられている場合は、この限りでない。<br><br>例示基準第 35 節　電源により操作される気化装置の操作用電源が停止したと | 消費機器の対象外<br><br>（参考）<br>（保安電力等）<br>技省令第二十一条<br>　製造設備を安全に停止させるのに必要な装置その他の製造所及び供給所の保安上重要な設備には、停電等により当該設備の機能が失われることのないよ | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| き液化石油ガスの供給を維持するための装置<br>　略 | う適切な措置を講じなければならない。 | |
| ル<br>　末端ガス栓と燃焼器とを硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、ゴム管等を用いて接続する場合は、告示で定める規格に適合するものを用いること。<br><br>（硬質管等の規格）<br>供給設備等告示第８条<br>　規則第 44 条第一号ルの告示で定める硬質管等の規格は、次の各号に掲げるとおりとする。<br>以下、略 | 第９号<br>　燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。<br><br>金属管等の規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法<br>第一条<br>　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百八条第九号に規定する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管及び強化ガスホースの規格は、次のとおりとする。<br>以下、略 | Ⅰ |
| ヲ<br>　末端ガス栓は、告示で定める燃焼器の区分に応じ、告示で定める方法により、燃焼器と接続されていること。ただし、告示で定めるところにより、燃焼器と接続されないで設置されている場合は、この限りでない。<br><br>（燃焼器の区分）<br>供給設備等告示第９条<br>　規則第 44 条第一号ヲの告示で定める燃焼器の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。<br>　一　移動式燃焼器<br>　二　前号に掲げる燃焼器以外の燃焼器<br><br>（末瑞ガス栓と燃焼器との接続方法）<br>供給設備等告示第 10 条<br>　規則第 44 条第一号ヲの告示で定める方法は、次の各号のとおりとする。<br>　一　末端ガス栓（次号に掲げるものを除く。）と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ又はハにより接続されていること。<br>　　イ　金属管、金属フレキシブルホース又は液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。 | 第９号<br>　燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するもの（過流出安全機構（一定流量を超えるガスが流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができるものをいう。）を内蔵するガス栓に接続するものを除く。）は、告示で定める規格に適合する金属管、金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管、ガスコード又は強化ガスホースを用いて告示で定める方法によりガス栓と確実に接続すること。<br><br>金属管等の規格並びに燃焼器とガス栓との接続方法<br>第二条<br>　ガス事業法施行規則第百八条第九号の告示で定める方法は、次のとおりとする。<br>　一　移動式燃焼器（強制給排気式ストーブを含む。）は、次のイ、ロ、ハ、ニ又はホに定めるところによりガス栓と接続されていること。<br>　　イ　ガス栓と燃焼器を金属管を用いて接続するときは、金属管とガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部とは、ねじ、フランジ又は溶接により接続されていること。<br>　　ロ　ガス栓と燃焼器を金属可とう管を用いて接続するときは、金属可と | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| ロ　両瑞に迅速継手の付いた低圧ホース、両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースを用いて迅速継手により接続されていること。<br>ハ　直接ねじにより接続されていること。<br>二　過流出安全機構を内蔵する末端ガス栓と移動式燃焼器とは、次のイ、ロ又はハにより接続されていること。<br>イ　金属管、金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、両端に迅速継手の付いた低圧ホース、両瑞に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースを用いる場合にあっては、前号イ又はロにより接続されていること。<br>ロ　ゴム管（その両端に迅速継手の付いたものを除く。）又は塩化ビニルホース（その両瑞にゴム継手の付いたものに限る。）を用いる場合は、接続部がホースバンドで締め付けられていること。<br>ハ　直接ねじにより接続されていること。<br>三　末端ガス栓と前二号の燃焼器以外の燃焼器とを接続する場合は、直接ねじにより接続され、又は金属管、金属フレキシブルホース若しくは液化石油ガス用継手金具付低圧ホースを用いてねじにより接続されていること。<br>四　金属フレキシブルホース、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース、両端に迅速継手の付いた低圧ホース、両端に迅速継手の付いたゴム管又は両端に迅速継手の付いた塩化ビニルホースと末端ガス栓及び燃焼器とを接続する場合は、接続具（末端ガス栓に迅速継手型接続具を用いる場合は、プラグに限る。）を用いることができる。<br><br>（燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法）<br>供給設備等告示第 11 条<br>規則第 44 条第一号ヲただし書の燃焼器と接続されないで設置されている末端ガス栓の設置方法は、次の各号に掲げるとおりとする。<br>一　安全機構を内蔵すること。<br>二　金属製の栓をねじにより接続すること。 | う管とガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部とは、ねじ又は迅速継手により接続されていること。<br>ハ　ガス栓と燃焼器を両端に迅速継手の付いたゴム管を用いて接続するときは、両端に迅速継手の付いたゴム管とガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部とは、迅速継手により接続されていること。<br>ニ　ガス栓と燃焼器を強化ガスホースを用いて接続するときは、強化ガスホースとガス栓の端部又は燃焼器のガスの取入部とは、ねじ、抜け防止金具又は迅速継手により接続されていること。<br>ホ　ガス栓と燃焼器を直接接続するときは、ガス栓の端部と燃焼器のガスの取入部とは、ねじにより接続されていること。<br>二　前号に掲げる燃焼器以外の燃焼器は、次のイ、ロ、ハ又はニに定めるところによりガス栓と接続されていること。<br>イ　ガス栓と燃焼器を金属管を用いて接続するときは、前号イの規定を準用する。<br>ロ　ガス栓と燃焼器を金属可とう管を用いて接続するときは、前号ロの規定を準用する。<br>ハ　ガス栓と燃焼器を強化ガスホースを用いて接続するときは、前号ニの規定を準用する。<br>ニ　ガス栓と燃焼器を直接接続するときは、前号ホの規定を準用する。 | |
| ワ<br>燃焼器は、消費する液化石油ガスに適合したものであること。 | 第 11 号<br>燃焼器は、供給されるガスに適応したものであること。 | Ⅱ |
| カ<br>燃焼器（第八十六条各号に掲げる施設若しくは建築物又は地下室等に設置されているものに限り、告示で定めるものを除く。）は、告示で定めるところに | 第８号<br>燃焼器であつて、建物区分に定める特定地下街等又は特定地下室等に設置するものには、告示で定める規格に適合するガス漏れ警報設備を告示で定める方 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| より、令別表第一第十号に掲げる液化石油ガス用ガス漏れ警報器（告示で定める地下室等に設置する場合にあっては、保安状況を常時監視できる場所において液化石油ガスの漏えいを知ることができるものに限る。）の検知区域（当該液化石油ガス用ガス漏れ警報器が液化石油ガスの漏れを検知することができる区域をいう。）に設置されていること。 | 法により設けること。 | |
| ヨ<br>次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り、密閉式のものを除く。）には、当該燃焼器に接続して排気筒が設けられていること。ただし、当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において、当該燃焼器の排気のための排気フードが設けられているときは、この限りでない。<br>（１）ガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの。その他のものにあっては液化石油ガスの消費量が七キロワットを超えるもの）<br>（２）　ガスバーナー付きふろがま及びその他のふろがまでガスバーナーを使用することができる構造のもの（以下「ガスふろがま」という。）<br><br>例示基準第 36 節　排気筒の構造等<br>略 | 第１号<br>次に掲げる燃焼器（屋内に設置するものに限り、密閉燃焼式のものを除く。）には、当該燃焼器に接続して排気筒を設けること。ただし、当該燃焼器の構造上その他の理由によりこれによることが困難な場合において、当該燃焼器のための排気フードを設けるときは、この限りでない。<br>イ　ガス調理機器（ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの）<br>ロ　ガス瞬間湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの）<br>ハ　ガス貯湯湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が七キロワットを超えるもの）<br>ニ　ガス常圧貯蔵湯沸器（ガスの消費量が七キロワットを超えるもの）<br>ホ　ガスふろがま<br>ヘ　ガスストーブ（ガスの消費量が七キロワットを超えるもの）<br>ト　ガス衣類乾燥機（ガスの消費量が十二キロワットを超えるもの） | Ⅰ |
| タ<br>ヨの燃焼器（以下タからソまでにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次の（１）又は（２）に定める基準に適合すること。<br>（１）　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）は、次に定める基準に適合すること。<br>（ｉ）　排気筒の材料は、金属、その他の不燃性のものであること。<br><br>（ｉｉ）　排気筒には、当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器に近接した箇所に逆風止めが取り付けられていること。ただし、当該燃焼器に逆風止めが取り付けられている場合は、この限りでない。<br>（ｉｉｉ）　排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。<br>（ｉｖ）　排気筒の先端は、屋外に出ていること。<br>（ｖ）　排気筒の先端は、障害物又は外気の流れによって排気が妨げられない位置にあること。<br>（ｖｉ）　排気筒の先端は、鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入又は風雨 | 第２号<br>前号の燃焼器（以下この号から第四号までにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次のイ又はロに定める基準に適合すること。<br>イ　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものを除く。）は、次に定める基準に適合すること。<br>（１）　排気筒の材料は、告示で定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。<br>（２）　排気筒には、当該燃焼器と同一室内にある部分の当該燃焼器と近接した箇所に逆風止めを取り付けること。ただし、当該燃焼器に逆風止めを取り付ける場合は、この限りでない。<br>（３）　排気筒の有効断面積は、当該燃焼器の排気部との接続部の有効断面積より小さくないこと。<br>（４）　排気筒の先端は、屋外に出ていること。<br>（５）　排気筒の先端は、障害物又は外気の流れによつて排気が妨げられない位置にあること。<br>（６）　排気筒の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入又は風雨 | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| 等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。<br>（ｖｉｉ）　排気筒の高さ（逆風止め開口部の下端からの排気筒の先端の開口部（逆風止め開口部の下端から排気筒の先端の開口部までの排気筒の長さが八メートルを超えるときは、逆風止め開口部の下端から八メートル以内にある部分）の高さをいう。以下同じ。）は、次の式により算出した値以上であること。<br>ｈ＝（０．５＋０．４ｎ＋０．１ｌ）÷（ＡＶ÷５．１６Ｗ）２<br>この式において、ｈ、ｎ、ｌ、ＡＶ及びWは、それぞれ次の値を表すものとする。<br>ｈ　排気筒の高さ（単位　メートル）<br>ｎ　排気筒の曲りの数<br>ｌ　逆風止め開口部の下端から排気筒の先端の開口部までの排気筒の長さ（単位　メートル）<br>ＡＶ　排気筒の有効断面積（単位　平方センチメートル）<br>Ｗ　燃焼器の液化石油ガスの消費量（単位　キロワット）<br>（ｖｉｉｉ）　排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料でおおわれていること。<br><br>（ｉｘ）　排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部及び当該排気筒と当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。<br>（ｘ）　排気筒は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。<br>（ｘｉ）　排気筒は、十分な耐食性を有するものであること。<br><br>例示基準第 36 節 排気筒の構造等<br>略<br>例示基準第 42 節 排気筒等の材料<br>略 | 等の圧力により排気が妨げられるおそれのない構造であること。<br>（７）　排気筒の高さ（逆風止め開口部の下端からの排気筒の先端の開口部（逆風止め開口部の下端から排気筒の先端の開口部までの排気筒の長さが八メートルを超えるときは、逆風止め開口部の下端から八メートル以内にある部分）の高さをいう。以下同じ。）は、次の式により算出した値以上であること。<br>ｈ＝（０．５＋０．４ｎ＋０．１ｌ）÷（ＡＶ÷５．１６Ｈ）２<br>この式において、ｈ、ｎ、ｌ、ＡＶ及びＨは、それぞれ次の値を表すものとする。<br>ｈ　排気筒の高さ（単位　メートル）<br>ｎ　排気筒の曲りの数<br>ｌ　逆風止め開口部の下端から排気筒の先端の開口部までの排気筒の長さ（単位　メートル）<br>ＡＶ　排気筒の有効断面積（単位　平方センチメートル）<br>Ｈ　燃焼器のガスの消費量（単位　キロワット）<br>（８）排気筒の天井裏、床裏等にある部分は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。<br>（９）　排気筒は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部及び当該排気筒と当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。<br><br>（10）　排気筒は、凝縮水等がたまりにくい構造であること。 | |
| タ<br>ヨの燃焼器（以下タからソまでにおいて単に「燃焼器」という。）の排気筒は、次の（１）又は（２）に定める基準に適合すること。<br>（１）　略<br>（２）　自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇が接続されているもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。 | 第２号<br><br>ロ　自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇を接続するもの及び強制排気式の燃焼器の排気筒は、次に定める基準に適合すること。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| （ｉ）　排気筒は（１）（ｉ）、（ｉｖ）、（ｖ）（障害物に係る部分に限る。）、（ｖｉ）（鳥、落葉及び雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）、（ｖｉｉｉ）、（ｘ）及び（ｘｉ）の基準に適合すること。ただし、強制排気式の燃焼器の排気筒は、これらの基準に加え、（１）（ｉｘ）の基準に適合すること。<br>（ｉｉ）　排気筒が外壁を貫通する箇所には、当該排気筒と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。<br>（ｉｉｉ）　自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部、当該燃焼器の排気部との接続部及び当該排気扇との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。<br>（ｉｖ）　排気筒の形状は、排気ガスが当該燃焼器の給気口（当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合にあっては、当該逆風止め開口部）から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。<br><br>例示基準第 42 節 排気筒等の材料<br>略 | （１）　排気筒は、イ（１）、（４）、（５）（障害物に係る部分に限る。）、（６）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）及び（８）の基準に適合するものであること。ただし、強制排気式の燃焼器の排気筒は、これらの基準に加えてイ（９）の基準に適合するものであること。<br>（２）　排気筒が外壁を貫通する箇所には、当該排気筒と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。<br>（３）　自然排気式の燃焼器の排気筒であつて排気扇を接続するものは、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該排気筒を構成する各部の接続部、当該燃焼器の排気部との接続部及び当該排気扇との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。<br>（４）　排気筒の形状は、排気ガスが燃焼器の給気口（当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合にあつては、当該逆風止めの開口部）から流出しないよう風量が十分に確保されるものであること。<br>（５）　排気筒は、凝縮水等がたまりにくいよう取り付けること。 | |
| レ<br>燃焼器の排気筒に接続される排気扇は、次に定める基準に適合すること。<br>（１）　排気扇（排気ガスに触れる部分に限る。）の材料は、不燃性のものであること。<br>（２）　燃焼器と直接接続する排気扇は、当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。<br>（３）　排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器への液化石油ガスの供給を自動的に遮断する装置が設けられていること。 | 第３号<br>燃焼器の排気筒に接続する排気扇は、次に定める基準に適合すること。<br>イ　排気扇（排気ガスに触れる部分に限る。）の材料は、不燃性のものであること。<br>ロ　燃焼器と直接接続する排気扇は、当該燃焼器の排気部との接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けること。<br>ハ　排気扇には、これが停止した場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置を設けること。 | Ⅱ |
| ソ<br>燃焼器であって、ヨの規定により排気筒が設けられているものは、当該排気筒の有効断面積以上の有効断面積を有する給気口その他給気上有効な開口部が設けられた室に設置されていること。<br><br>例示基準第 36 節 排気筒の構造等<br>略 | 第４号<br>燃焼器であつて、第一号の規定により排気筒を設けるものは、当該排気筒の有効断面積以上の有効断面積を有する給気口その他給気上有効な開口部を設けた室に設置すること。 | Ⅱ |
| ツ<br>ガス湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガス瞬間湯沸器にあっては液化石油ガスの消費量が十二キロワット以下のもの。その他のものにあっては液化石油ガ | 第５号<br>次に掲げる燃焼器は、換気扇又は有効な給排気のための開口部を設けた室に設置すること。ただし、排気フードを設けるもの又は排気筒を設けるものであ | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| スの消費量が七キロワット以下のもの）は、換気扇又は有効な給排気のための開口部が設けられた室に設置されていること。ただし、排気フードが設けられているもの並びに排気筒が設けられているものであって、タからソまでの基準に適合するものを除く。<br><br>例示基準第 36 節 排気筒の構造等<br>略 | つて第二号から第四号までの基準に準じて設置するものを除く。<br>イ　ガス調理機器（ガスの消費量が十二キロワット以下のもの）<br>ロ　ガス瞬間湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が十二キロワット以下のもの）<br>ハ　ガス貯湯湯沸器（暖房兼用のものを含み、ガスの消費量が七キロワット以下のもの）<br>ニ　ガス常圧貯蔵湯沸器（ガスの消費量が七キロワット以下のもの）<br>ホ　ガスストーブ（ガスの消費量が七キロワット以下のもの）<br>ヘ　ガス衣類乾燥機（ガスの消費量が十二キロワット以下のもの） | |
| ネ<br>屋内に設置されているガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）及びガスふろがまであって、密閉式のものは、次に定める基準に適合すること。<br><br>（１）　給排気部（給気に係る部分を除く。）の材料は、金属その他の不燃性のものであること。<br><br>（２）　給排気部が外壁を貫通する箇所は、当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。<br>（３）　給排気部の先端は、屋外に出ていること。<br>（４）　給排気部の先端は、障害物又は外気の流れによって給排気が妨げられない位置にあること。<br>（５）　給排気部の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入又は自然給排気式の燃焼器の場合にあっては風雨等の圧力により給排気が妨げられるおそれのない構造であること。<br>（６）　給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。<br>（７）　給排気部は、十分な耐食性を有するものであること。<br>（８）　給排気部は、凝縮水等がたまりにくいよう取り付けられていること。<br>（９）　給排気部の天井裏、床裏等にある部分（給気に係る部分を除く。）は、金属以外の不燃性の材料でおおわれていること。<br><br>（10）　給排気部の形状は、当該燃焼器の燃焼が妨げられないよう風量が | 第６号<br>ガス調理機器、ガス湯沸器（暖房兼用のものを含む。）、ガスふろがま、ガストーブ又はガス衣類乾燥機であつて、密閉燃焼式のもの（屋内に設置するものに限る。）は、次に定める基準に適合すること。<br>イ　給排気部（排気に係るもの（ロに規定する部分を除く。）に限る。）の材料は、金属その他の不燃性のものであつて十分な耐食性を有するものであること。<br>ロ　給排気部であつて別に告示で指定する部分については、告示で定める規格に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。<br>ハ　給排気部が外壁を貫通する箇所には、当該給排気部と外壁との間に排気ガスが屋内に流れ込む隙間がないこと。<br>ニ　給排気部の先端は、屋外に出ていること。<br>ホ　給排気部の先端は、障害物又は外気の流れによつて給排気が妨げられない位置にあること。<br>ヘ　給排気部の先端は、鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入又は自然給排気式の燃焼器の場合にあつては風雨等の圧力により給排気が妨げられるおそれのない構造であること。<br>ト　給排気部は、自重、風圧、振動等に対して、十分耐え、かつ、当該給排気部を構成する各部の接続部並びに当該燃焼器のケーシングとの接続部が容易に外れないよう堅固に取り付けられていること。<br><br>チ　給排気部は、凝縮水等がたまりにくいよう取り付けること。<br>リ　給排気部の天井裏、床裏等にある部分（排気に係るものに限る。）は、金属以外の不燃性の材料で覆われていること。ただし、燃焼器出口の排気ガスの温度が百度以下の場合は、この限りでない。<br>ヌ　給排気部の形状は、当該燃焼器の燃焼が妨げられないよう風量が十分 | Ⅰ |

| | | |
|---|---|---|
| 十分に確保されるものであること。<br><br>例示基準第 42 節 排気筒等の材料<br>略 | に確保されるものであること。 | |
| ナ<br>屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は、次に定める基準に適合すること。<br>（１）　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものを除く。）であって、屋内に設置する部分を有するものは、タ（１）（ｉｖ）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ（１）（ｉ）、（ｖｉｉｉ）、（ｉｘ）（燃焼器に係る部分を除く。）、（ｘ）及び（ｘｉ）の基準に適合すること。<br>（２）　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇が接続されているものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であって、屋内に設置する部分を有するものは、タ（１）（ｉｖ）、（ｖ）（障害物に係る部分に限る。）及び（ｖｉ）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、タ（１）（ｉ）、（ｖｉｉｉ）、（ｘ）及び（ｘｉ）並びにタ（２）（ｉｉ）及び（ｉｉｉ）の基準に適合すること。<br>（３）　給排気部であって、屋内に設置する部分を有するものは、ネ（２）から（５）まで及び（１０）の基準に適合し、かつ、屋内に設置される当該部分は、ネ（１）及び（６）から（９）までの基準に適合すること。<br><br>例示基準第 42 節 排気筒等の材料<br>略 | 第７号<br>屋外に設置する燃焼器の排気筒又はその給排気部は、次に定める基準に適合すること。<br>イ　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものを除く。）であつて、屋内に設置する部分を有するものは、第二号イ（４）の基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ（１）、（８）、（９）（燃焼器に係る部分を除く。）及び（10）の基準に適合するものであること。<br>ロ　自然排気式の燃焼器の排気筒（排気扇を接続するものに限る。）及び強制排気式の燃焼器の排気筒であつて、屋内に設置する部分を有するものは、第二号イ（４）、（５）（障害物に係る部分に限る。）及び（６）（鳥、落葉、雨水その他の異物の侵入に係る部分に限る。）の基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ（１）、（８）、同号ロ（１）のただし書、（２）、（３）（排気扇に係る部分を除く。）及び（５）の基準に適合するものであること。<br>ハ　給排気部であつて、屋内に設置する部分を有するものは、前号ハからへまで及びヌの基準に適合するものであり、かつ、屋内に設置される部分は、同号イ、ロ及びトからりまでの基準に適合するものであること。 | Ⅱ |
| ラ<br>配管は、次に定める基準に適合するよう修理し、又は取り外すこと。<br>（１）　配管には、当該配管から液化石油ガスが漏えいすることを防止するための措置を講ずること。<br>（２）　配管には、当該配管から漏えいする液化石油ガスが滞留するおそれのある場所において、当該液化石油ガスが漏えいしていないことを確認するための措置を講ずること。<br>（３）　配管には、当該配管の修理又は取り外しが終了したときは、当該配管から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。 | 消費機器の対象外 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 例示基準第 40 節　供給管等の修理又は取り外し<br>略 | | |
| ム<br>強制排気式の燃焼器であって告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。 | 第 12 号<br>強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。 | Ⅱ |
| 類似する規定なし。 | 第 10 号<br>燃焼器（屋外に設置するものを除く。）であつて次のイ、ロ又はハに該当するものには、自動ガス遮断装置（ガスの流量若しくは圧力等の異常な状態又はガスの漏えいを検知し、自動的にガスを遮断する機能を有するものをいう。）を適切に設け、又は告示で定める規格に適合するガス漏れ警報器を告示で定める方法により設けること。<br>イ　建物区分に定める超高層建物（住居の用に供される部分については、調理室に限る。）に設置するもの（ハに掲げるものを除く。）<br>ロ　建物区分に定める特定大規模建物（昭和六十年十一月通商産業省告示第四百六十一号（ガスを使用する建物ごとの区分を定める件）の表中第五号イからリに掲げる用途に供される部分に限る。）に設置するもの（ハに掲げるものを除く。）<br>ハ　中圧以上のガスの供給を受けるもの（導管との接続部分のうち接合部（溶接によるものを除く。）を含み、現に中圧以上のガスを通ずる部分に限る。）。ただし、次に掲げるものを除く。<br>（１）　工場、廃棄物処理場、浄水場、下水処理場その他これらに類する場所に設置するもの<br>（２）　ガスが滞留するおそれがない場所に設置するもの | Ⅱ |

なお、上記の比較表において、液化石油ガス法で「類似する規定なし。」としたが分類ではⅡとした項目については、ガス事業法で求める基準の対象施設が、液化石油ガス法においては通常存在しないことから、整合化の必要はないと判断した。

別紙５

（３）充塡事業者に関する規制

| 液化石油ガス法 | 高圧ガス保安法 | 分類 |
|---|---|---|
| （充てん設備の許可）<br>法第三十七条の四<br>　供給設備に液化石油ガス（高圧ガス保安法第二条の高圧ガスであるものに限る。以下この項、次条第二項及び第四項、第九十八条第五号並びに第九十八条の二第一号において同じ。）を充てんしようとする者は、供給設備に液化石油ガスを充てんするための設備（以下「充てん設備」という。）ごとに、その経済産業省令で定める所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。<br>２から４　略 | （製造の許可等）<br>法第五条<br>　次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。<br>　一　圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積（温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。）が一日百立方メートル（当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに百立方メートルを超える政令で定める値）以上である設備（第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。）を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む。以下同じ。）をしようとする者（冷凍（冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。）のため高圧ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律　（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。）<br>　二　略<br>２　略 | Ⅱ |
| （充てん設備の許可申請）<br>規則第六十三条<br>　法第三十七条の四第一項の経済産業省令で定める所在地は、充てん設備の使用の本拠の所在地とする。<br>２　法第三十七条の四第一項の規定により充てん設備の許可の申請をしようとする者は、様式第三十五による申請書に次の書類を添付して前項の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br>　一　充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類<br>　二　充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面 | （第一種製造者に係る製造の許可の申請）<br>液化石油ガス保安規則第三条<br>　法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割（当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。）により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。<br>２　前項の製造計画書には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載し、第六号に掲げる図面を添付しなければならない。<br>　一　製造の目的<br>　二　処理設備の処理能力 | |

| | | |
|---|---|---|
| | 三　処理設備の性能<br>四　法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項<br>五　移設、転用、再使用又はこれらの併用（以下「移設等」という。）に係る高圧ガス設備にあつては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録<br>六　製造のための施設（以下「製造施設」といい、貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び付近の状況を示す図面 | |
| （充てん設備の許可）<br>法第三十七条の四<br>１　略<br>２　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る充てん設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。<br>３から４　略<br><br>（充てん設備の技術上の基準）<br>規則第六十四条<br>法第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める充てん設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　貯蔵設備は、容器であること。<br>二　液化石油ガスの通る部分（容器及び高圧ガス保安法第四十九条の二第一項の附属品を除く。以下この条において同じ。）は、告示で定めるところにより行う耐圧試験に合格するものであること。<br>三　液化石油ガスの通る部分は、告示で定めるところにより行う気密試験に合格するものであること。 | （許可の基準）<br>法第八条<br>都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。<br>一　製造（製造に係る貯蔵及び導管による輸送を含む。以下この条、次条、第十一条、第十四条第一項、第二十条第一項から第三項まで、第二十条の二、第二十条の三、第二十一条第一項、第二十七条の二第四項、第二十七条の三第一項、第二十七条の四第一項、第三十二条第十項、第三十五条第一項、第三十五条の二、第三十六条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一号及び第二号、第三十九条の六、第三十九条の十一第一項、第三十九条の十二第一項第四号、第六十条第一項、第八十条第二号及び第三号並びに第八十一条第二号において同じ。）のための施設の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。<br>二から三　略<br><br>（移動式製造設備に係る技術上の基準）<br>液化石油ガス保安規則第九条<br>製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　製造施設は、引火性又は発火性の物をたい積した場所の付近にないこと。<br>二　製造施設には、充てん作業中その外部から見やすいように警戒標を掲げること。<br>三　第六条第一項第十七号から第十九号までの基準に適合すること。<br>四　製造施設には、その規模に応じて、適切な消火設備を適切な箇所に設 | Ⅱ |

別紙５

| | | |
|---|---|---|
| 四　液化石油ガスの通る部分は、告示で定める肉厚を有するものであること。<br>五　充てんのためのポンプ又は圧縮機の起動及び停止のスイッチは、遠隔操作ができるものであること。<br>六　充てんのためのポンプ又は圧縮機を駆動させる発電機は、火花を発生しない構造であること。<br>七　充てんホースは、日本工業規格Ｋ六三四七（一九九五）に規定される鋼線編組式ホースとすること。<br>八　充てんホースには、告示で定めるところにより、安全継手を設けること。<br>九　充てんホースには、告示で定めるところにより、カップリング用液流出防止装置を設けること。<br>十　均圧ホースを取り付ける場合にあっては、当該均圧ホースは、日本工業規格Ｋ六三四七（一九九五）に規定される鋼線編組式ホースとし、かつ、告示で定めるところにより、安全継手及び脱着用のカップリングを設けること。<br>十一　容器に取り付けられた配管（液化石油ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限り、かつ、容器と配管との接続部を含む。）には、緊急遮断装置を設けること。ただし、容器に緊急遮断装置が設けられている場合は、この限りでない。<br>十二　前号の規定により設けられた緊急遮断装置（容器に設けられた緊急遮断装置を含む。）は、液封による配管又は充てんホースの破損を防止する機能を有する構造であること。ただし、液封が生じるおそれのある配管又は充てんホースに逃がし弁等を設置した場合は、この限りでない。<br>十三　容器には、告示で定めるところにより、液面計を設けること。<br>十四　容器には、告示で定めるところにより、温度計を設けること。<br>十五　告示で定めるところにより、圧力計を設けること。<br>十六　告示で定めるところにより、誤発進防止装置を設けること。<br>十七　告示で定めるところにより、緊急停止スイッチを設けること。<br>十八　充てん作業中に、次に掲げる異常を検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあっては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。<br>イ　容器元弁及び緊急遮断装置に係るバルブその他主要な付属品が収納されている操作箱（以下この号において「操作箱」という。）内に設けること。<br>五　貯蔵設備である充てん容器等及びその容器置場は、第六条第一項第三十五号（ホを除く。）の基準に適合すること。<br>２　略<br>３　製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。）第三十七条の四第一項の充てん設備（液化石油ガス法施行規則第六十四条第二項に規定する充てん設備を除く。次項において同じ。）である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項第一号から第四号までの規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第六十四条第一項に規定する基準とする。この場合において、同項中「充てん設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。<br>４　略 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 置された設備であって告示で定める機能を有するものによりガス漏れを検知した場合<br>ロ　自動車の衝突等異常な衝撃を告示で定める機器により検知した場合<br>ハ　充てん中に操作箱の扉が開いた場合<br>十九　充てん設備の使用の本拠の所在地は、第十四条（第四号及び第六号を除く。）の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。<br>２　法第三十七条の四第一項の充てん設備が液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第九号 に定める移動式製造設備である場合には、前項の規定にかかわらず、液化石油ガス保安規則第九条第一項の基準をもって法第三十七条の四第二項の基準とする。 | | |
| （充てん設備の許可）<br>法第三十七条の四<br>１から２　略<br>３　第三十七条の二の規定は、第一項の許可を受けた者（以下「充てん事業者」という。）に準用する。この場合において、同条第一項中「貯蔵施設の位置、構造若しくは設備を変更しようとするとき、又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置」とあるのは「充てん設備の第三十七条の四第一項の経済産業省令で定める所在地、構造、設備又は装置」と、同項及び同条第二項中「貯蔵施設の撤去」とあるのは「充てん設備の撤去」と、同条第三項中「前条」とあるのは「第三十七条の四第二項」と、「第一項」とあるのは「第三十七条の四第三項において準用する第三十七条の二第一項」と読み替えるものとする。<br>４　略<br><br>（充てん設備の変更許可の申請）<br>規則第六十五条<br>法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項の規定により充てん設備の変更の許可の申請をしようとする者は、様式第三十六による申請書を法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。 | （製造のための施設等の変更）<br>法第十四条<br>第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。<br>２　第一種製造者は、前項ただし書の軽微な変更の工事をしたときは、その完成後遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。<br>３　第八条の規定は、第一項の許可に準用する。<br>４　略<br><br>（第一種製造者に係る変更の工事等の許可の申請）<br>液化石油ガス保安規則第十五条<br>法第十四条第一項の規定により許可を受けようとする第一種製造者は、様式第四の高圧ガス製造施設等変更許可申請書に変更明細書を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br>２　前項の変更明細書には、第三条第二項各号に掲げる事項のうち、変更のあつた部分について記載しなければならない。 | Ⅱ |
| （軽微な変更）<br>規則第六十六条<br>法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第一項ただし書の経 | （第一種製造者に係る軽微な変更の工事等）<br>液化石油ガス保安規則第十六条<br>法第十四条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事は、次 | Ⅰ |

別紙５

| | | |
|---|---|---|
| 済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　液化石油ガスの通る部分の取替え（同型式のものに限る。）<br>二　液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え<br>三　充てん設備の廃止<br><br>（充てん設備の軽微な変更の届出）<br>規則第六十七条<br>法第三十七条の四第三項で準用する法第三十七条の二第二項の規定により充てん設備の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三十七による届書を法第三十七条の四第一項の許可をした都道府県知事に提出しなければならない。 | に掲げるものとする。<br>一　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替え（第六条第一項第十九号の規定により製造することが適切であると経済産業大臣の認める者が製造したもの又は保安上特段の支障がないものとして認められたものへの取替えに限る。）の工事であつて、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの<br>二　ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更の工事<br>三　ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更の工事<br>四　製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事<br>五　試験研究施設における処理能力の変更を伴わない変更の工事であつて、経済産業大臣が軽微なものと認めたもの<br>六　認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であつて、次の各号に掲げる設備の取替え（処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。）の工事<br>イ　特定設備（設計圧力が三十メガパスカル以上のものを除く。）の管台（当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。）の取替えの工事であつて、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条 ただし書に該当する場合に限る。）<br>ロ　高圧ガス設備（特定設備を除く。）の取替えの工事（第一号に該当するものを除く。）<br>２　法第十四条第二項の規定により届出をしようとする者は、様式第五の高圧ガス製造施設軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 | |
| （充てん設備の許可）<br>法第三十七条の四<br>１から３　略<br>４　前条の規定は、充てん事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「貯蔵施設を設置し、若しくはその位置、構造若しくは設備を変更したとき、又は特定供給設備を設置し、若しくは」とあるのは「充てん設備を設置し、又は」と、「当該貯蔵施設又は当該特定供給設備」とあるのは「当該充てん設備」と、「第三十七条」とあるのは「第三十七条の四第二項」と読み替えるも | （完成検査）<br>法第二十条<br>第五条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高圧ガス保安 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| のとする。<br><br>（充てん設備の完成検査の申請等）<br>規則第六十八条<br>　法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項本文の規定により充てん設備について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする者は、様式第三十八による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br>２　都道府県知事は、法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項本文の完成検査において、充てん設備が法第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第三十九による充てん設備完成検査証を交付するものとする。<br><br>（協会等が行う完成検査の申請等）<br>規則第六十九条<br>　前条の規定は、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査について準用する。この場合において、同条中「法第三十七条の三第一項本文」とあるのは「法第三十七条の三第一項ただし書」と、「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定完成検査機関」と読み替えるものとする。<br>２　法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第一項ただし書の規定により、協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、法第三十七条の四第二項の技術上の基準に適合していると認められた旨を都道府県知事に届け出ようとする者は、様式第四十による届書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br><br>（協会等の完成検査の報告）<br>規則第七十条<br>　法第三十七条の四第四項において準用する法第三十七条の三第二項の規定により、協会又は指定完成検査機関が報告をしようとするときは、様式第四十一による報告書に完成検査の記録を添付して充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 | 協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。<br>２　第一種製造者からその製造のための施設の全部又は一部の引渡しを受け、第五条第一項の許可を受けた者は、その第一種製造者が当該製造のための施設につき既に完成検査を受け、第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められ、又は次項第二号の規定による検査の記録の届出をした場合にあつては、当該施設を使用することができる。<br>３　第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。<br>一　高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合<br>二　自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合<br>４　協会又は指定完成検査機関は、第一項ただし書又は前項第一号の完成検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。<br>５　第一項及び第三項の都道府県知事、協会及び指定完成検査機関が行う完成検査の方法は、経済産業省令で定める。<br><br>（完成検査の申請等）<br>液化石油ガス保安規則第三十二条<br>　法第二十条第一項本文又は第三項本文の規定により、製造施設又は第一種貯蔵所について都道府県知事が行う完成検査を受けようとする第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、製造施設にあつては様式第十三の | |

| | | |
|---|---|---|
| （充てん設備の完成検査の方法）<br>規則第七十一条<br>　法第三十七条の四第四項で準用する法第三十七条の三第三項の完成検査の方法は、別表第四のとおりとする。 | 製造施設完成検査申請書を、第一種貯蔵所にあつては様式第十四の第一種貯蔵所完成検査申請書を、それぞれ事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br>２　都道府県知事は、法第二十条第一項本文又は第三項本文の完成検査において、製造施設が法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の製造施設完成検査証を、第一種貯蔵所が法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十六の第一種貯蔵所完成検査証を交付するものとする。<br><br>（完成検査の方法）<br>液化石油ガス保安規則第三十六条<br>　法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、製造施設について行う法第二十条第一項又は第三項の完成検査の方法は、別表第一のとおりとする。<br>２　法第二十条第五項の経済産業省令で定める完成検査の方法のうち、第一種貯蔵所について行う法第二十条第一項又は第三項の完成検査の方法は、別表第二のとおりとする。 | |
| （液化石油ガスの充てんの作業等）<br>法第三十七条の五<br>　充てん事業者は、その設備が前条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。<br>２　充てん事業者は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて供給設備に液化石油ガスを充てんしなければならない。<br>３　都道府県知事は、充てん事業者の充てん設備又は充てんの方法が前条第二項又は前項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように充てん設備を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて充てんすべきことを命ずることができる。<br>４　充てん事業者は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣が指定する養成施設において、液化石油ガスの充てんを行う者となるのに必要な知識及び技能に関する経済産業省令で定める講習の課程を修了した者に、その設備による供給設備への液化石油ガスの充てんを行わせなければならない。<br>５　前項の指定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。 | （許可の基準）<br>法第八条<br>　都道府県知事は、第五条第一項の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可を与えなければならない。<br>一　略<br>二　製造の方法が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。<br>三　略 | Ⅱ |

別紙５

| | | |
|---|---|---|
| （液化石油ガスの充てん作業の技術上の基準）<br>規則第七十二条<br>　法第三十七条の五第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　第六十四条第一項の充てん設備によりバルク容器又はバルク貯槽に充てんする場合<br>イ　液化石油ガスを最初に充てんする場合は、バルク容器又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びにバルク容器又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。<br>ロ　充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し一・五メートル以上、第二種保安物件に対し一メートル以上の距離があることを確認すること。ただし、第十九条第三号ロの構造壁若しくはこれと同等以上の性能を有する壁を設けた場合等においては、この限りでない。<br>ハ　充てんするときは、あらかじめ、充てん設備とバルク容器又はバルク貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。<br>ニ　充てんホースの上を車両が通過しないようにすること。<br>ホ　充てん作業中は、充てん設備の周囲から見やすい場所に、充てん作業中及び火気厳禁の標識を掲げること。<br>ヘ　充てん作業中は、駐車ブレーキをかけ、非常点滅表示灯を点灯すること。<br>ト　充てん作業中は、車止めを設けること等により車両を固定すること。<br>チ　充てん作業中は、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量がバルク容器又はバルク貯槽の内容積の八十五パーセント（地盤面下に埋設されたバルク容器又はバルク貯槽であって、内容積が二千リットル以上のものにあっては九十パーセント）を超えないようにすること。<br>リ　充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置及びバルク容器又はバルク貯槽のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。<br>ヌ　充てん作業終了後は、カップリング用液流出防止装置から液化石油ガスの漏えいのないことを確認した後、キャップを装着し、ブリーダ | （移動式製造設備に係る技術上の基準）<br>液化石油ガス保安規則第九条<br>１　略<br>２　製造設備が移動式製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　充てんは、次に掲げる基準に適合することにより保安上支障のない状態で行うこと。<br>イ　車両に固定された容器（当該車両の燃料の用のみに供する液化石油ガスを充てんするためのものに限る。）には、充てんしないこと。<br>ロ　充てんするときは、あらかじめ、製造設備の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。ただし、移動式製造設備から高圧ガスを受け入れる者（以下「受入者」という。）が法第五条第一項の許可を受け若しくは法第五条第二項の届出を行つたところに従つて設置した高圧ガス設備又は貯蔵設備に、又は法第十六条第一項の許可を受け若しくは法第十七条の二第一項の届出を行つたところに従つて設置した貯蔵設備に、あらかじめ明示された停止位置において高圧ガスを充てんする場合にあつては、受入者の設備と同一敷地内にある当該物件に対し、この限りでない。<br>ハ　内容積千リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計若しくは過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。<br>ニ　内容積千リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。<br>ホ　貯槽に充てんするときは、液化石油ガスの容量が当該貯槽の常用の温度においてその内容積の九十パーセントを超えないようにすること。<br>ヘ　充てんするときは、移動式製造設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講じてすること。<br>ト　液化石油ガスを貯槽若しくは容器に送り出し、又は貯槽若しくは容器から受け入れるときは、製造設備の配管と当該貯槽又は容器の配管との接続部分において液化石油ガスが漏えいするおそれがないことを確認し、かつ、充てんした後は、これらの配管内の液化石油ガスを危害の生ずるおそれがないように少量ずつ放出した後にこれらの配管を | |

| | | |
|---|---|---|
| 弁を閉じること。<br>ル　バルク容器の液取入バルブ又はバルク貯槽の液取入弁は、液封を防止するため常時開放しておくこと。<br>ヲ　充てんするときは、あらかじめ、バルク容器が基礎に確実に設置され、安全な充てんが可能であることを確認すること。<br>ワ　充てん設備の使用の本拠の所在地は、第十六条第七号の基準に適合すること。この場合において、「貯蔵施設」とあるのは「充てん設備の使用の本拠の所在地」と読み替えるものとする。<br>二　第六十四条第一項の充てん設備により容器（バルク容器を除く。以下この号において同じ。）又は貯槽に充てんする場合<br>イ　液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器又は貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等のおそれのないように措置されていること並びに容器又は貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。<br>ロ　充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。<br>ハ　内容積千リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。<br>ニ　内容積千リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。<br>ホ　貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が貯槽の内容積の九十パーセントを超えないようにすること。<br>ヘ　充てん設備と容器又は貯槽との接続部分において液化石油ガスの漏えいがないことを確認すること。<br>ト　充てんホース先端のカップリング用液流出防止装置からキャップを取り外すときは、ブリーダ弁を開いてから行うこと。<br>チ　前号ニからトまで及びワの基準に適合すること。<br>三　第六十四条第二項の充てん設備により充てんする場合<br>イ　液化石油ガスを最初に充てんする場合は、容器、貯槽又はバルク貯槽内が不活性ガスで置換されていること又は残留空気による爆発等の | 取り外すこと。<br>チ　充てんするときは、製造設備に生ずる静電気を除去する措置を講じてすること。<br>リ　車両に固定した容器（内容積が四千リットル以上のものに限る。）に液化石油ガスを送り出し、又は当該容器から液化石油ガスを受け入れるときは、車止めを設けること等により当該車両を固定すること。<br>ヌ　一般複合容器であつて当該容器の刻印等に示された年月から十五年を経過したものには、液化石油ガスを充てんしないこと。<br>二　貯蔵設備である充てん容器等及びその容器置場は、第六条第二項第七号（二を除く。）の基準に適合すること。<br>３　略<br>４　製造設備が液化石油ガス法第三十七条の四第一項の充てん設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第二項第一号の規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第七十二条第一号に規定する基準とする。この場合において、同項中「充てん設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。 | |

| | | |
|---|---|---|
| おそれのないよう措置されていること並びに容器、貯槽又はバルク貯槽に係る気密試験並びに液面計及び過充てん防止装置の作動試験が行われていることを確認すること。<br>ロ　充てん設備の停止場所は、他の車両と接触事故等を起こすおそれのない場所であって、液化石油ガスを供給する者又は供給を受ける者の所有又は占有する土地内であること。<br>ハ　充てんするときは、あらかじめ、充てん設備（充てん口を含む。）の外面から第一種保安物件に対し十五メートル以上、第二種保安物件に対し十メートル以上の距離があることを確認すること。<br>ニ　内容積千リットルを超える容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計又は過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。<br>ホ　内容積千リットル以下の容器又は貯槽に充てんするときは、あらかじめ、充てんを受ける容器又は貯槽に、液面計及び過充てん防止装置が設けられていることを確認すること。<br>ヘ　貯槽に充てんするときは、液面計により常時液面を監視し、充てんした液化石油ガスの容量が当該貯槽の内容積の九十パーセントを超えないようにすること。<br>ト　充てんするときは、充てん設備の原動機からの火花の放出を防止する措置を講じてすること。<br>チ　充てんするときは、充てん設備に生ずる静電気を除去する措置を講じてすること。<br>四　充てんするときは、あらかじめ、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、次号に規定する場合並びに当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあっては、この限りでない。<br>五　操作箱内に設置されたガス漏れ検知器等によって、充てんのためのポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの検知が可能な場合は、充てん設備の移動を開始するとき及び移動を終了したときに、当該ポンプ又は圧縮機の液化石油ガスの漏えいの有無を点検し、漏えいのあるときは、補修その他の危険を防止するための措置を講ずること。ただし、当該ポンプ又は圧縮機が軸シール部のない構造のものにあっては、この限りでない。 | | |

（液化石油ガスの充てんの作業等）
法第三十七条の五
　充てん事業者は、その設備が前条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。
２から３ 略
４　充てん事業者は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣が指定する養成施設において、液化石油ガスの充てんを行う者となるのに必要な知識及び技能に関する経済産業省令で定める講習の課程を修了した者に、その設備による供給設備への液化石油ガスの充てんを行わせなければならない。
５　略

（充てんを行う者の講習）
規則第七十四条
　法第三十七条の五第四項の経済産業省令で定める講習（以下「充てん作業者講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる範囲について行うものとする。

| 科目 | 範囲 |
|---|---|
| 充てんに関する基礎知識 | 一　液化石油ガスの物性<br>二　貯蔵設備及び充てん作業の定義、形態、種類 |
| 充てん設備に関する知識 | 一　充てん設備の構造<br>二　充てん設備の貯蔵設備<br>三　付属機器<br>四　充てん設備の安全対策 |
| 充てん設備の管理方法 | 定期検査 |
| バルク供給に係る設備に関する知識 | 一　バルク供給に係る設備の構造<br>二　附属機器<br>三　バルク供給に係る設備の位置及び設置場所<br>四　バルク供給に係る設備の設置方法 |
| バルク供給に係る設備の管理方法 | 定期点検 |
| 充てんに関する法令 | 法、令及びこの省令並びにその他関係法令 |
| 充てん作業実習 | 一　充てん作業前の措置<br>二　充てん作業 |

類似する規定なし。

Ⅱ

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 三　充てん作業後の措置<br>四　非常時における対応 | | |

２　法第三十七条の五第四項の講習の課程を修了した者（以下「充てん作業者」という。）は、前項に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、第一回の再講習を受けなければならない。
３　充てん作業者は、前項の第一回の再講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に第二回の再講習を受けなければならない。第三回以降の再講習についても同様とする。

（講習修了証の交付）
規則第七十五条
　協会又は法第三十七条の五第四項の経済産業大臣が指定する養成施設（以下「充てん作業者指定養成施設」という。）は、前条第一項の規定による講習の課程を修了した者に対して、様式第四十二による講習修了証を交付しなければならない。

（講習の細目）
規則第七十六条
　前二条に定めるもののほか、充てん作業者講習の実施について必要な事項は、経済産業大臣が定める。

（充てん作業者指定養成施設の指定）
規則第七十七条
　法第三十七条の五第四項の規定により充てん作業者指定養成施設の指定を受けようとする者は、様式第四十三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
　一　申請者が法人である場合は、その法人の定款及び登記事項証明書
　二　次の事項を記載した書類
　　イ　申請者が法人である場合は、その法人の役員の氏名
　　ロ　講習に用いる設備に関する事項
　　ハ　講師の選任に関する事項
　　ニ　講習の実施の方法
　　ホ　充てん作業者講習の業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要

| | | |
|---|---|---|
| （指定の基準）<br>規則第七十八条<br>　法第三十七条の五第五項の規定による指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行う。<br>一　次のイからハまでのいずれにも該当しない者であること。<br>イ　法若しくは高圧ガス保安法 又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者<br>ロ　第八十条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者<br>ハ　法人であって、その業務を行う役員のうちにイ又はロに該当する者があるもの<br>二　講師、設備及び講習の実施の方法が第七十四条第一項及び告示で定める基準に適合するものであること。<br>三　講習の業務以外の業務を行っているときは、その業務を行うことによって講習が不公正になるおそれがないものであること。<br>四　その指定をすることによって、申請に係る講習の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。<br><br>（報告等）<br>規則第七十九条<br>　充てん作業者指定養成施設は、毎事業年度開始前に、様式第四十三の二による当該年度の講習計画書を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない。<br>２　充てん作業者指定養成施設は、毎事業年度終了後三月以内に様式第四十三の三による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。<br>３　充てん作業者指定養成施設は、その指定を受けた者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名、充てん作業者講習を行う施設の名称及び所在地並びに第七十七条第二項第二号ハ及びニの事項を変更したときは、遅滞なく、様式第四十三の四による届書を経済産業大臣に提出しなければならない。<br>４　充てん作業者指定養成施設は、充てん作業者講習の廃止又は休止をしたときは、遅滞なく、様式第四十三の五による届書を経済産業大臣に提出しなければならない。<br><br>（指定の取消し） | | |

| | | |
|---|---|---|
| 規則第八十条<br>　経済産業大臣は、充てん作業者指定養成施設が第七十八条各号の基準に適合しなくなったときは、その指定を取り消すことができる。 | | |
| （保安検査）<br>法第三十七条の六<br>　充てん事業者は、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、その許可をした都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、充てん設備について、経済産業省令で定めるところにより、協会又は高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の指定保安検査機関（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。<br>２　前項の保安検査は、充てん設備が第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。<br>３　協会又は指定保安検査機関は、第一項ただし書の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。<br>４　第一項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。<br><br>（充てん設備の保安検査）<br>規則第八十一条<br>　法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回行うものとする。ただし、使用を休止した充てん設備であって、当該充てん設備の許可をした都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあっては、完成検査）を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が一年以上であるもの（以下「休止充てん設備」という。）にあっては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。<br>２　前項の保安検査を受けようとする者は、第六十八条第二項（第六十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定により充てん設備完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について次項の規定により保安検査証の交付を受けた日から十一月を超えない日（休止充てん設備にあっては、当該充てん設備を再び使用しようとする日の三十日前）までに様式第四十四による申請書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br>３　都道府県知事は、法第三十七条の六第一項本文の保安検査において、充 | （保安検査）<br>法第三十五条<br>　第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。<br>　一　特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合<br>　二　自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合<br>２　前項の保安検査は、特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。<br>３　協会又は指定保安検査機関は、第一項第一号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。<br>４　第一項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。<br><br>（保安検査の方法）<br>液化石油ガス保安規則第八十条<br>　法第三十五条第四項の経済産業省令で定める保安検査の方法は、開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法並びに作動検査その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法でなければならない。<br>２　前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。<br>　一　法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の行う保安検査の方法であつて、同号の認定に当たり経済産業大臣 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| てん設備が法第三十七条の四第二項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは、様式第四十五による充てん設備保安検査証を交付するものとする。<br><br>（協会等が行う保安検査の申請等）<br>規則第八十二条<br>前条の規定は、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「法第三十七条の六第一項本文」とあるのは「法第三十七条の六第一項ただし書」と、同条第二項中「充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会又は指定保安検査機関」と読み替えるものとする。<br>２　法第三十七条の六第一項ただし書の規定により、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けた旨を都道府県知事に届け出ようとする者は、様式第四十六による届書を充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br><br>（協会等の保安検査の報告）<br>規則第八十三条<br>法第三十七条の六第三項の規定により、協会又は指定保安検査機関が報告をしようとするときは、様式第四十七による報告書に保安検査の記録を添付して充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。<br><br>（保安検査の方法）<br>規則第八十四条<br>法第三十七条の六第四項の保安検査の方法は、別表第四のとおりとする。 | が認めたものを用いる場合。<br>二　第六条第一項第二号若しくは第十一号、又は第九十七条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合。 | |

なお、上記の比較表において、高圧ガス保安法では「類似する規定なし。」としたが分類ではⅡとした項目については、高圧ガス保安法において保安の責任者を製造事業所で選任することが課せられていることから、整合化の必要はないと判断した。

別紙６

（４） 液化石油ガス設備工事に関する規制

| 液化石油ガス法 | ガス事業法 | 分類 |
|---|---|---|
| （液化石油ガス設備工事の届出）<br>法第三十八条の三<br>　学校、病院、興行場その他の多数の者が出入する施設又は多数の者が居住する建築物であつて、経済産業省令で定めるものに係る液化石油ガス設備工事（経済産業省令で定めるものに限る。）をした者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。<br><br>（施設又は建築物の指定）<br>規則第八十六条<br>　法第三十八条の三 の経済産業省令で定める施設又は建築物は、次のとおりとする。<br>　一　劇場、映画館、演芸場、公会堂その他これらに類する施設<br>　二　キャバレー、ナイトクラブ、遊技場その他これらに類する施設<br>　三　貸席及び料理飲食店<br>　四　百貨店及びマーケット<br>　五　旅館、ホテル、寄宿舎及び共同住宅<br>　六　病院、診療所及び助産所<br>　七　小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園及び各種学校<br>　八　図書館、博物館及び美術館<br>　九　公衆浴場<br>　十　駅及び船舶又は航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）<br>　十一　神社、寺院、教会その他これらに類する施設<br>　十二　床面積の合計が千平方メートル以上である事務所（前各号に掲げるものに該当するものを除く。）<br><br>（液化石油ガス設備工事）<br>規則第八十七条<br>　法第三十八条の三の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事は、特定供給設備以外の供給設備（当該供給設備に係る貯蔵設備の貯蔵能力が五百キログラムを超えるものに限る。）の設置の工事又は変更の工事であって次の各号の一に該当するものとする。<br>　一　供給管の延長を伴う工事<br>　二　貯蔵設備の位置の変更又はその貯蔵能力の増加を伴う工事<br>２　第二十一条第二項の規定は、前項の特定供給設備以外の供給設備の貯蔵能力について準用する。この場合において、 | 類似する規定なし | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| 同条第二項中「千キログラム未満」とあるのは「五百キログラム以下」と読み替えるものとする。<br><br>（工事の届出）<br>規則第八十八条<br>法第三十八条の三 の規定により液化石油ガス設備工事の届出をしようとする者は、様式第四十八による届書を当該工事に係る施設又は建築物の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。 | | |
| （液化石油ガス設備士免状）<br>法第三十八条の四<br>液化石油ガス設備士免状は、都道府県知事が交付する。<br>２　液化石油ガス設備士免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。<br>一　液化石油ガス設備士試験に合格した者<br>二　協会又は経済産業大臣が指定する養成施設において、経済産業省令で定める液化石油ガス設備士となるのに必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者<br>三　経済産業省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると都道府県知事が認定した者<br>３　都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対しては、液化石油ガス設備士免状の交付を行わないことができる。<br>一　次項の規定により液化石油ガス設備士免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者<br>二　この法律、高圧ガス保安法 若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律 （昭和五十四年法律第三十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令又はガス事業法第四十条の四 の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>４　都道府県知事は、液化石油ガス設備士がこの法律、高圧ガス保安法 若しくは特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律 若しくはこれらの法律に基づく命令又はガス事業法第四十条の四 の規定に違反したときは、その液化石油ガス設備士免状の返納を命ずることができる。<br>５　前各項に規定するもののほか、液化石油ガス設備士免状の交付、再交付、書換え及び返納に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。<br><br>規則第八十九から第九十九条　　略 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （免状交付事務の委託）<br>法第三十八条の四の二<br>都道府県知事は、政令で定めるところにより、この章に規定する液化石油ガス設備士免状に関する事務（液化石油ガス設備士免状の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「免状交付事務」という。）の全部又は一部を経済産業省令で定める法人に委託することができる。<br>２　前項の規定により免状交付事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る免状交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

別紙６

| | | |
|---|---|---|
| 規則第百五条　　略 | | |
| （液化石油ガス設備士試験）<br>法第三十八条の五<br>　液化石油ガス設備士試験は、液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関して必要な知識及び技能について行う。<br>２　液化石油ガス設備士試験は、都道府県知事が行う。<br>３　液化石油ガス設備士試験の試験科目、受験手続その他液化石油ガス設備士試験の実施細目は、経済産業省令で定める。<br><br>（液化石油ガス設備士試験）<br>規則第百条<br>　液化石油ガス設備士試験（以下「試験」という。）は、筆記試験及び技能試験により行う。<br><br>（筆記試験の科目等）<br>規則第百一条<br>　筆記試験の科目及びその範囲は、それぞれ第八十九条の表（実習の項を除く。）の上欄及び下欄に掲げるとおりとする。<br><br>（筆記試験の免除）<br>規則第百二条<br>　筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、都道府県において実施される次回の試験の筆記試験を免除する。<br><br>（技能試験）<br>規則第百三条<br>　技能試験は、筆記試験の合格者又は前条の規定により筆記試験を免除された者に対し、次に掲げる事項について行うものとする。<br>　一　配管用材料及び工具の使用<br>　二　硬質管の加工及び接続<br>　三　器具等の取付け<br>　四　気密試験の実施<br>　五　漏えい試験の実施 | 類似する規定なし | |
| 法第三十八条の六<br>　都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。<br>２　都道府県知事は、前項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| ３　第一項の規定により協会又は指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事は、当該行わせることとした試験事務を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を協会又は指定試験機関に通知しなければならない。<br><br>（受験手続等）<br>規則第百四条<br>　試験（法第三十八条の六第一項 の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を行わせることとした協会又は指定試験機関（以下「協会等」という。）が行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第五十五による受験願書に写真を添付してその希望する受験地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、第百二条の規定により筆記試験の免除を申請する者は、前回の筆記試験に合格したことを証明する書類を添付しなければならない。<br>２　協会等がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該協会等が定めるところにより、受験願書及び写真を当該協会等に提出しなければならない。<br>３　第一項後段の規定は、協会等がその試験事務を行う試験について準用する。<br>４　都道府県知事は、試験を実施する期日、場所、受験願書の提出期限その他試験の実施に関し必要な事項を、あらかじめ公示しなければならない。<br>５　都道府県知事が前項の公示の事務を含む試験事務を協会等に行わせている場合にあっては、前項の公示は、協会等が行うものとする。 | | |
| （液化石油ガス設備工事の作業に関する制限）<br>法第三十八条の七<br>　液化石油ガス設備士でなければ、液化石油ガス設備工事の作業（特別の知識及び技能を必要とし、かつ、液化石油ガスによる災害の発生の防止上重要と認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものに限る。以下同じ。）に従事してはならない。<br><br>（液化石油ガス設備工事の作業）<br>規則第百八条<br>　法第三十八条の七 の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備工事に係る次に掲げる作業とする。<br>　一　硬質管の寸法取り又はねじ切りの作業<br>　二　硬質管の相互を接続し（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）、若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業<br>　三　次に掲げる器具等と硬質管を接続し（イからニまでに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあっては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）、又は取り外す作業<br>　　イ　気化装置<br>　　ロ　調整器 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| ハ　ガスメーター<br>ニ　自動ガス遮断器<br>ホ　バルブ<br>ヘ　ガス栓<br>四　地盤面下に埋設する硬質管に腐しょく防止措置（電気防しょく措置を除く。）を講ずる作業<br>五　気密試験の作業 | | |
| （液化石油ガス設備士の義務）<br>法第三十八条の八<br>液化石油ガス設備士は、液化石油ガス設備工事の作業に従事するときは、当該液化石油ガス設備工事が供給設備についてのものである場合にあつてはその供給設備が第十六条の二第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に、当該液化石油ガス設備工事が消費設備についてのものである場合にあつてはその消費設備が第三十五条の五の経済産業省令で定める技術上の基準に、それぞれ、適合するように、その作業をしなければならない。<br>２　液化石油ガス設備士は、液化石油ガス設備工事の作業に従事するときは、液化石油ガス設備士免状を携帯していなければならない。 | 類似する規定なし | Ⅱ |
| （液化石油ガス設備士の講習）<br>法第三十八条の九　液化石油ガス設備士は、経済産業省令で定めるところにより、協会又は経済産業大臣が指定する者の行う液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けなければならない。<br>２　前項の指定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。<br><br>（液化石油ガス設備士の講習）<br>規則第百九条<br>法第三十八条の九第一項 の規定により液化石油ガス設備士は、免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から三年以内に、第一回の講習を受けなければならない。<br>２　液化石油ガス設備士は、前項の第一回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から五年以内に第二回の講習を受けなければならない。第三回以降の講習についても、同様とする。<br><br>（指定）<br>規則第百十条<br>法第三十八条の九第一項 の規定による指定は、液化石油ガス設備工事並びに供給設備及び消費設備に係る液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を公正かつ適確に実施することができると認められる者であって、次の各号のいずれにも該当しないものについて行う。<br>一　法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者<br>二　その業務を行う役員のうちに、前号に該当する者がある者 | 類似する規定なし | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| （特定液化石油ガス設備工事事業の届出）<br>法第三十八条の十<br>　液化石油ガス設備工事の作業を伴うものとして経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事（以下「特定液化石油ガス設備工事」という。）の事業を行う者（以下「特定液化石油ガス設備工事事業者」という。）は、事業所ごとに、当該事業所における事業の開始の日から三十日以内に、次の事項を当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。<br>　一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名<br>　二　事業所の名称及び所在地<br>　三　その他経済産業省令で定める事項<br>２　特定液化石油ガス設備工事事業者は、前項各号の事項に変更があつたとき又は特定液化石油ガス設備工事の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその届出をした都道府県知事に届け出なければならない。<br><br>（特定液化石油ガス設備工事）<br>規則第百十一条<br>　法第三十八条の十第一項 の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事は、次に掲げるものとする。<br>　一　硬質管相互の接続（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）若しくは硬質管の取り外し又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する工事<br>　二　次に掲げる器具等と硬質管の接続（イからニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあっては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）又は取り外しに係る工事<br>　　イ　気化装置<br>　　ロ　調整器<br>　　ハ　ガスメーター<br>　　ニ　自動ガス遮断器<br>　　ホ　バルブ<br>　　ヘ　ガス栓<br><br>（事業の開始の届出）<br>規則第百十二条<br>　法第三十八条の十第一項 の規定により事業の開始の届出をしようとする者は、様式第五十六による届書を都道府県知事に提出しなければならない。<br><br>（届出事項）<br>規則第百十三条<br>　法第三十八条の十第一項第三号 の経済産業省令で定める事項は、法第三十八条の十二 に規定する記録及び配管図面の保存の場所及び分類の方法とする。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| （変更等の届出）<br>規則第百十四条<br>　法第三十八条の十第二項 の規定により同条第一項 各号の事項の変更又は事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第五十七による届書又は様式第五十八による届書を都道府県知事に提出しなければならない。 | | |
| （施工後の表示）<br>法第三十八条の十一<br>　特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事（経済産業省令で定めるものに限る。次条第一項において同じ。）をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該特定液化石油ガス設備工事に係る供給設備又は消費設備の見やすい場所に、氏名又は名称、施工年月日その他の経済産業省令で定める事項を記載した表示を付さなければならない。<br><br>（施工後の表示に係る特定液化石油ガス設備工事）<br>規則第百十五条<br>法第三十八条の十一 の経済産業省令で定める特定液化石油ガス設備工事は、次の各号に掲げるものとする。<br>　一　二以上の消費設備に液化石油ガスを供給するための供給設備の設置又は変更（供給管の変更を伴うものに限る。）に係るもの<br>　二　ガスメーターと一の末端ガス栓の間の配管の長さが屋内において四メートル以上となる消費設備の設置又は変更（配管の変更を伴うものに限る。）に係るもの（前号に該当するものを除く。）<br><br>（表示の方法）<br>規則第百十六条<br>　法第三十八条の十一 の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者は、当該工事に係る供給管、配管その他の設備の見やすい箇所に、容易に離脱しない方法により、様式第五十九による表示を付さなければならない。<br><br>（表示すべき事項）<br>規則第百十七条<br>法第三十八条の十一 の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。<br>　一　特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名又は名称<br>　二　施工年月日又は工事番号<br>　三　連絡先 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |
| （記録の保存等）<br>法第三十八条の十二<br>　特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事をしたときは、経済産業省令で定める事項に関する記録を作成し、経済産業省令で定めるところにより、当該記録と当該特定液化石油ガス設備工事に係る配管図面を保存 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

| | | |
|---|---|---|
| しなければならない。<br>２　特定液化石油ガス設備工事事業者は、供給設備又は消費設備の所有者又は占有者から当該供給設備又は当該消費設備に係る前項に規定する記録又は配管図面を閲覧し、又は謄写したい旨の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。<br><br>（記録すべき事項）<br>規則第百十八条<br>法第三十八条の十二第一項 の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。<br>一　特定液化石油ガス設備工事の注文者の氏名又は名称及び住所<br>二　特定液化石油ガス設備工事の内容、施工場所及び施工年月日<br>三　特定液化石油ガス設備工事に従事した液化石油ガス設備士の氏名<br>四　施工後の気密試験の結果<br><br>（電磁的方法による保存）<br>規則第百十八条の二<br>法第三十八条の十二第一項 に規定する記録及び配管図面は、前条各号に掲げる事項及び配管図面の内容を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第百三十一条の二において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。<br>２　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録及び配管図面が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならない。<br>３　第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。<br><br>（記録及び配管図面の保存の方法）<br>規則第百十九条<br>法第三十八条の十二第一項 の規定により、特定液化石油ガス設備工事事業者は、特定液化石油ガス設備工事に係る記録及び配管図面を、当該工事に係る事業所において五年間保存しなければならない。 | | |
| （器具の備付け）<br>法第三十八条の十三<br>特定液化石油ガス設備工事事業者は、その事業所ごとに、気密試験用器具その他の経済産業省令で定める器具を備えなければならない。<br><br>（事業所に備えるべき器具）<br>規則第百二十条<br>法第三十八条の十三 の経済産業省令で定める器具は、自記圧力計とする。 | 類似する規定なし。 | Ⅱ |

別紙６

なお、上記の比較表において、ガス事業法では「類似する規定なし。」としたが分類ではⅡとした項目については、保安規程における自主的な基準の制定及び民間基準で基準が整備されていること等を勘案し、整合化の必要はないと判断した。